令和８年（2026年）６月30日（火曜日）

第　４　号

令和８年第２回北海道議会定例会　予算特別委員会第１分科会会議録

第　４　号

令和８年（2026年）６月30日（火曜日）

出席委員

委員長

植村真美君

副委員長

鈴木仁志君

鶴羽芳代子君
石川さわ子君
鈴木一磨君
和田敬太君
清水拓也君
船橋賢二君
阿知良寛美君
真下紀子君
高橋亨君
花崎勝君
藤沢澄雄君

出席説明員

総合政策部長兼地域振興監	中村昌彦君
総合政策部交通企画監	斎藤由彦君
総合政策部次長兼地域づくり担当局長	馬場俊哉君
総合政策部次長兼交通政策局長	清水大貴君
知事室次長	箭本充君
政策局長	鞠子宜紀君
地域創生局長	笹森穣君
鉄道担当局長	佐藤寿志君
新幹線担当局長	菅野圭二君
物流担当局長	小林達也君
総務課長	水井啓介君
広報担当課長	遠藤一也君
政策局参事	小林千春君
地域創生推進室長	岡田茂也君
地域政策課長	工藤稔君
移住交流担当課長	今田美幸君
交通企画課長	齋藤冬樹君
政策調整担当課長	岡田和己君
地域交通担当課長	髙松正裕君
鉄道企画担当課長	佐藤康大君
並行在来線担当課長	土井良起君
新幹線推進担当課長	寺島進一君
物流企画担当課長	髙橋央明君
総務部長兼北方領土対策本部長	坂本隆哉君
総務部職員監	飯田滋君
総務部危機管理監	髙山圭一君
総務部イノベーション推進監	笠井敦史君
総務部次長兼行政局長	岡本拓司君
イノベーション推進局長	林下千栄君
財産担当局長	奈良華織君
人事局長	古田生介君
財政局長	藤原啓裕君
危機対策局長	大西章文君

海溝型地震対策担当局長	上田昌宏君
原子力安全対策担当局長	鳥井慎一君
総務課長	山本裕之君
学事課長	佐藤昌彦君
学務調整担当課長	工藤一祥君
大学法人担当課長	大谷貴裕君
行政マネジメント推進課長	金見貴志君
情報基盤担当課長	鈴木　厚君
計画担当課長	遠藤克大君
保全担当課長	酒井　渉君
契約マネジメントセンター所長	佐々木幹基君
契約マネジメントセンター参事	鈴木智春君
人事課長	片岡英善君
職員活躍担当課長兼人事局参事	宮下　司君
給与服務担当課長	寺山善規君
職員厚生課長	髙橋智哉君
財政課長	髙畠研人君
危機対策課長	三浦次郎君
消防担当課長	藤本　雄君
海溝型地震対策室長	池田一成君
防災航空室長	武藤　聡君
原子力安全対策課長	金子直広君

議会事務局職員出席者

議事課主幹	増川真一君
議事課主査	栂尾哲矢君
同	山本ひかり君
同	東　優樹君
同	中村明広君
同	真壁りつこ君
同	加藤邦彦君
同	屋木文映君

午前 10 時 開議

○植村真美委員長　これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔栂尾主査朗読〕

１．本日の会議録署名委員は、

鶴　羽　芳代子　委員

真　下　紀　子　委員

であります。

○植村真美委員長　それでは、議案第１号及び第16号を一括議題といたします。

１．総合政策部所管審査（続）

○植村真美委員長　６月29日に引き続き、総合政策部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

石川さわ子君。

○石川さわ子委員　おはようございます。

通告に従いまして、順次質問させていただきます。

まず、第３期北海道創生総合戦略についてです。

今年２月、知事は、道政執行方針で、持続可能な地域づくりと地域を支える人づくりとして、ＡＩ・ＤＸを活用した地域課題の解決や、若者や女性に選ばれる地域づくりを進める取組を重点化し、地域づくり総合交付金を拡充しますと発言されました。しかし、３月に改訂された北海道創生総合戦略では、「若者や女性にも選ばれる地域づくり」という表現になっております。「女性にも」といいますのは、女性が添え物のような表現であり、若者や女性が北海道を選ぶために北海道はどうするべきかという視点で、女性に関わる取組を考えていないのではないかと私は受け止めております。

まず、「若者や女性に」と「若者や女性にも」と表現がばらばらなことについて、なぜそのように表記されているのか、道はどちらで考えているのか、伺います。

○植村真美委員長　地域創生推進室長岡田茂也君。

○岡田地域創生推進室長　創生総合戦略の表記についてでありますが、国では、地方への人の流れをつくることで東京一極集中の是正を目指したものの、若者や女性の地域からの流出が継続しましたことから、昨年６月に閣議決定した地方創生基本構想において、特に、若者や女性の地域への定着に向けた取組を推進する観点から、「若者や女性にも選ばれる地域づくり」との基本姿勢を掲げたところであります。

道としましても、こうした国の考え方や、若年層や女性の東京圏などへの転出超過の状況を踏まえ、創生総合戦略では、施策の柱に「若者や女性にも選ばれる地域づくり」と掲げたところです。

なお、若者や女性を主たるターゲットとして取組対象を明確にしたい場合には、「若者や女性に選ばれる地域づくり」などと表現してございます。

○石川さわ子委員　「も」が入ることで、本来の対象は別であって、女性は追加的な対象というニュアンスを感じるところでありまして、道におきましては、主体性や対等性が伝わる表現を意識していただきたいということを指摘させていただきます。

今回の一般質問で、知事の政治姿勢として、女性や若者の視点での今後の北海道像を伺ったところ、総合戦略の改訂に当たり、新たな柱として、若者や女性に選ばれる地域づくりを位置づけ、働く場における女性の活躍の支援など、施策の見直しを行ったとの答弁でありました。

総合戦略の見直しでは、女性団体など女性からの意見聴取を行っていますが、それらがどのようなＫＰＩに反映されたのか、伺います。

○岡田地域創生推進室長　多様な意見の反映についてでありますが、道では、日頃より、ほっかいどう女性活躍推進会議など、様々な取組を通じて女性の方々から御意見を伺っておりますほか、昨年度の創生総合戦略の改訂に向けましては、パブリックコメント等に加え、道内の小・中・高生や女性を含む大学生、地域おこし協力隊、女性の活躍を支援する団体などからも御意見

を伺ったところです。

　道としましては、いただいた多様な御意見を踏まえながら、創生総合戦略に掲げる関連施策の見直しを行ってきておりまして、女性の活躍に関連するＫＰＩとしまして、男性は仕事、女性は家庭という考え方に同感しない人の割合や、女性の就業率、男性職員の育児休業取得率などを掲げまして、部局横断的に連携しながら取組を進めているところであります。

○石川さわ子委員　それでは、地域づくり総合交付金を増額したことで、若者や女性の意見のどのような点が実現可能になるのか、伺います。

○植村真美委員長　総合政策部次長兼地域づくり担当局長馬場俊哉君。

○馬場総合政策部次長兼地域づくり担当局長　地域づくり総合交付金による支援についてでありますが、道では、第３期北海道創生総合戦略の改訂と合わせて、若者や女性の方々に選ばれる地域づくりに向け、関連する取組を重点的に支援することとし、令和８年度における地域づくり総合交付金について必要な予算額を増額したところでございます。

　戦略の改訂に当たりましては、若者や女性の皆様から、まちづくりの方向が若者の感覚と合っていない、地方では女性が働きやすい職場を探しにくいなど、様々な御意見をいただいたところであり、道といたしましては、本交付金の活用を通じて、例えば、若者の視点を踏まえたまちづくりの在り方検討、女性活躍の見える化や多様な働き方の推進など、若者や女性の地域への定着につながるような効果的な取組が一層促進されることを期待しているところでございます。

○石川さわ子委員　では、次に、子どもへの情報発信について伺います。

　こども政策推進本部では、ＳＮＳやインターネットの急速な発達により情報が氾濫している昨今、子どもたちが正確かつ適切な情報に接することができるよう、総合政策部は、子どもへの情報発信を保健福祉部との連携で強化していくとのことであります。道においては、情報発信こそ「こどもまんなか」で行うべきという視点で質問をいたします。

　現在、道から子どもに向けた情報発信はどのようなものがあるのか、伺います。

○植村真美委員長　広報担当課長遠藤一也君。

○遠藤広報担当課長　子どもへの情報発信についてでございますが、道では、子どもたちの声を道政に反映させるため、子ども向けパブリックコメントや、こどもの意見反映推進事業に取り組んでおり、その中で、子ども向けに分かりやすい資料を作成し、情報提供をしております。

　また、子ども向けのホームページでは、歴史、文化をはじめ、環境学習など、子どもに知ってほしい北海道の情報や道の施策などについて、分かりやすく取りまとめ、情報発信に努めております。

　こうしたことに加えて、若い世代をはじめ利用が拡大してきているインスタグラム、ＬＩＮＥ等、各種ＳＮＳや動画を活用した情報発信をはじめ、年６回発行している広報紙「ほっかいどう」を全道の公立高校の生徒に配付するなどの取組を行ってきているところでございます。

○石川さわ子委員　保健福祉部と連携をし、子どもへの情報発信を強化するということでありますが、情報発信強化の課題意識と、連携していくその狙い、また、具体的には何を強化するの

か、伺います。

○遠藤広報担当課長　子どもへの情報発信の強化についてでございますが、本道で暮らす子どもたちに、北海道を身近に感じ、地域の未来を考えてもらうためには、道が北海道の魅力や道内で起きていることなどについて分かりやすい形で発信し、子どもたち自身に理解してもらうことが必要と考えております。

このため、道としては、子どもたちの視点に立ち、子どもたちに伝わる情報発信に努めなければならないという認識の下、各部局が子ども向けに作成した道政に関する資料について、子どもたちの視点や意見も取り入れながら、より分かりやすい内容となるよう工夫を重ねるとともに、ＳＮＳや動画等の多様な広報媒体を効果的に活用し、多くの子どもたちに道政情報に触れていただけるよう、子どもに向けた情報発信を一層強化してまいります。

○石川さわ子委員　子どもにとっての分かりやすさを考えるには、子どもの意見が欠かせないと考えます。保健福祉部との連携で、子どもの参加で行うことを期待いたしますが、所見を伺います。

○遠藤広報担当課長　子どもの意見についてでございますが、子ども向けに分かりやすく情報を発信するためには、大人の視点だけではなく、受け手である子ども自身の意見や感覚を取り入れながら、子どもに興味を持ってもらえることが重要であると認識しております。

今年度、中学生や高校生を委員とする北海道こども施策審議会こども部会を開催し、道内の子どもたちに北海道への理解や愛着を育むため必要となる情報や伝達手段の在り方について、子どもたちの視点で御議論いただくこととしております。

総合政策部としても、保健福祉部と連携し、子どもたちからいただいた御意見やアイデアを参考としながら、子ども向けコンテンツの充実を図るなど、より分かりやすく親しみやすい情報発信に努めてまいります。

○石川さわ子委員　子どもが大人と情報共有をした上で意見を言うに当たりましては、子どもが等身大で参加することができるように取り組んでいただくことを求めておきます。

この質問はここで終わりまして、次に、交通・物流対策について伺います。

人口減少及び少子・高齢化が進行し、特に地方部においては、交通機関利用者の減少や運転手不足などにより、地域住民の移動手段、いわゆる地域の足が失われるおそれがあります。公共交通は、通学通院、買物など、住民の日常生活を支えるのみならず、地域経済や観光を下支えする基盤であり、地域社会の存立には、その維持確保が必要不可欠です。

道では、本年３月に北海道交通政策総合指針の新たな重点戦略を策定したと承知しておりますが、昨今のバス路線の大幅な減便などを踏まえても、本道の交通、物流を取り巻く環境は一層厳しさを増していると言えます。

まず、現状に対する道の認識を伺います。

○植村真美委員長　政策調整担当課長岡田和己君。

○岡田政策調整担当課長　交通、物流の現状についてでありますが、インバウンドを中心に観光

需要の回復が見られる一方、人口減少や高齢化の進行による公共交通の利用者の減少や運転手不足のほか、時間外労働の上限規制等による物流の輸送力低下など、交通、物流を取り巻く環境は厳しさが増しているところでございます。

道といたしましては、事業者、利用者双方の目線から様々な課題への対応を図ることが必要と考えており、事業者の事業継続の観点からは、これまで以上に限られた資源を有効に活用するための輸送の共同化といった取組や人手不足への対応などを推進していくことが必要であるほか、利用者の利便性向上の観点からは、シームレス交通の促進や安定的な物流体制の確保など、利用者のニーズに応じた対応を図っていくことが重要であると認識してございます。

○石川さわ子委員　生活バス路線のことについて伺いますが、道では、地域住民にとって必要不可欠な生活交通を確保するため、乗合バス事業及び廃止代替バス事業の路線維持費などに対し、国及び市町村と協調して補助を行っていると承知をしておりますが、事業の概要を伺います。

また、地域公共交通確保維持改善事業による支援は、対象や支援内容が限定的で、多くの生活交通は依然として地方公共団体の財政支援に依存しているのが実情であり、国の支援の充実を求める意見も聞くところでありますが、道の認識を併せて伺います。

○植村真美委員長　地域交通担当課長髙松正裕君。

○髙松地域交通担当課長　生活バス路線への支援についてでございますが、道では、地域の暮らしを支える上で重要な役割を担っているバス路線の運行を確保するため、複数の市町村にまたがり、１日当たりの輸送量が15人以上などの要件を満たす地域間幹線系統について、経常費用から経常収益を控除した額に対して、国と道とで協調して補助を実施しているところです。

さらに、地域間幹線系統に対する補助の要件を満たさない場合であっても、１日当たりの輸送量が10人以上などの要件を満たす広域生活交通路線については、経常費用から経常収益を控除した額に対して、道と市町村とで協調して補助を実施しているところです。

また、乗合バスの廃止に伴い、市町村自らが代替バスの運行を行う場合にも支援を実施しており、廃止後１年以内に運行を行うことなどを要件として、経常費用から経常収益を控除した額に対して、道が一部を補助しているところでございます。

また、国の支援についてでございますが、地域公共交通確保維持改善事業による支援について、長大路線を抱える道内の乗合バス事業においては、経費がかさむなどの地域事情を抱える中、補助制度における単価の見直しを求める声もいただいているなど、国補助額と実欠損額の乖離是正等が必要と認識しており、こうした地域の実情を反映した支援制度の充実強化などについて、国に要請してきたところでございます。

○石川さわ子委員　次に、運転手について伺います。

安定的かつ持続的な地域交通や物流を維持確保するためには、事業者の求人に対する雇用が充足していることが重要であります。

道では、地域交通や物流の維持確保のため、関係団体と連携し、人材確保の取組を進めてきたと承知しておりますが、交通・物流事業者における運転手の雇用の充足率について、課題認識と

併せて伺います。

○髙松地域交通担当課長　雇用状況についてでございますが、道が実施している雇用充足率に関する調査では、バス事業者で、2023年が9.1％、2024年では新規採用者の減少や高齢運転手の退職等により3.8％まで低下したものの、道としても合同就職説明会の開催や路線の最適化などに取り組み、2025年には18.8％に改善したところでございます。

物流事業者では、2023年が28.5％、2024年が30％、2025年が28.9％とほぼ横ばい傾向となっており、いずれにしても、依然として多くの交通・物流事業者が人材不足に直面しているものと認識しております。

○石川さわ子委員　事業者の人材不足が大変深刻ということでありますが、最近では、道内のバス事業者においても、特定技能制度を利用した外国人の採用が広がり始めているというふうに承知をしております。

一方、今年度、道においても、自動車運送業における人材確保のため、事業者における外国人材の受入れ環境の整備を推進するとしておりますが、どのように取り組み、運転手確保を図るのか、伺います。

○髙松地域交通担当課長　外国人材の受入れに向けた取組についてでございますが、道では、昨年度、道内の交通事業者の外国人材の活用等に向け、受入れ意向等の調査を実施したところ、バス事業者の半数以上が外国人材の受入れに関心がある一方で、制度や実例等に関する情報不足等を課題とする声があったことから、交通事業者等に対して、制度の詳細や外国人材の活用に先行的に取り組む事業者の採用活動例等の情報共有を図ったところでございます。

道としては、今年度は、昨年度調査により把握した外国人材の受入れ意向等も踏まえ、受入れに関心を有する事業者による外国人材の活用につながるよう、採用活動の伴走支援を行うなど、多様な人材の確保に取り組んでまいります。

○石川さわ子委員　外国人材の受入れに関わる伴走支援は、しっかり行っていただきたいと思います。

地域交通につきましては、国、道、市町村からの補助金を考慮しても乗合バス事業の多くが赤字の状況でありまして、本道の地域特性上、他の地域からの新規参入も見込めない状況があります。多くの地域では、１社の交通事業者が地域公共交通を支えておりまして、事業継続が困難となった場合、同業他社のある地域が少ないことから、収益の上がらない地域への新規参入は見込めず、バス事業者の事業継続に向けた対策が必要と考えます。

道では、道内バス路線の最適化などが急務である中、地域交通の持続的な確保に向け、地域交通に対する支援制度のアップデート及びモビリティー関連データの連携基盤の構築、また、実証運用を行うとしておりますが、どのように取り組むのか、所見を伺います。

○髙松地域交通担当課長　今後の対応についてでございますが、地域交通の持続的な確保に向けては、市町村やバス事業者などの地域の関係者が的確に移動実態等を把握し、課題や移動ニーズを分析、共有できる環境を整えることが重要と考えております。

このため、道では、地域の関係者が最適な地域交通の在り方を検討できるよう、バスの乗降実績などの様々なデータを活用し、効率的な運行等の分析ができるモビリティーデータ基盤の構築や、路線の最適化に取り組む地域等に対する新たな支援制度について検討を進めているところでございます。

道としては、引き続き、地域関係者の御意見や運輸交通審議会での御議論等を踏まえながら、モビリティーデータ基盤の仕組みや実証運用の進め方、新たな支援制度について検討を進めてまいります。

○石川さわ子委員　次に、地域物流の確保について伺います。

本道における農産品などの本州への貨物輸送は、季節変動が大きく、繁忙期、閑散期の需給差によって物流効率が低下するという地域特有の課題があると聞いております。

さらには、近年、インターネット利用の通信販売数の増加により、宅配便の取扱個数が急伸し、トラック運転手の不足や高齢化、自動車運転業務における時間外労働の上限規制により、今後、物流の輸送力不足の深刻化が見込まれております。事業者の負担軽減に向け、輸送の効率化や物流の生産性向上に加え、商慣行の見直しや、荷主、消費者の行動変容に向けた取組を進めていくことが必要と考えます。

こうした中、重点戦略で掲げる地域物流の確保に向けて、道では、産学官連携によるラストマイル配送の実証などを検討する検討会をスタートしたと承知しておりますが、検討会ではどのような議論が交わされたのか、伺います。

また、ラストマイル配送の効率化に向けてどのような実証を想定しているのか、併せて伺います。

○植村真美委員長　物流企画担当課長髙橋央明君。

○髙橋物流企画担当課長　地域物流の確保に向けた検討会についてでありますが、道では、人口減少や高齢化の進行によるドライバー不足に加え、働き方改革関連法の適用により、道北や道東地域などにおいて長距離輸送の一部を受託できないケースが生じつつあるなど、地域における物流サービスの持続性の維持確保が危惧されておりますことから、北海道交通政策総合指針の重点戦略に掲げる、地域物流の確保に向けた新たな輸送システムの検討を推進するため、このたびの検討会を開催したところでございます。

また、実証事業についてでありますが、検討会におきましては、構成員である音威子府村や中川町、物流事業者などから、道の駅などの既存施設を物流拠点として活用した、地域の物流事業者等による配達、集荷といったラストマイル配送の効率化や、住民の利便性にも配慮した宅配ロッカーの設置による再配達の削減などに関する御意見がございましたが、具体的な事業の展開に向けましては、地域や事業者のニーズを最大限反映する必要があると考えておりますことから、引き続き、検討会での議論を重ねてまいります。

○石川さわ子委員　様々な課題に向けての検討が進んでいるところでありますが、今後に向けて、北海道では、安定的かつ効率的な物流体制の確保に向けて、モーダルシフトの推進などに関

する調査検討を行うとし、検討会では、構成員からの意見等を整理した上で、本年秋に実施予定の実証案を事務局が作成、提案し、議論を行う予定とのことでありますが、地域物流の確保に向け、今後どのように取り組まれるのか、伺います。

○髙橋物流企画担当課長　今後の対応についてでありますが、道では、道内各地区のトラック協会や物流事業者との意見交換を重ねる中で、道内における輸送頻度の減少、さらには、配送エリアの縮小といった課題を把握したところでございます。

道といたしましては、こうした課題の解決に向け、地域レベルでの物流の効率化や再配達の削減などが必要と考えておりますことから、荷主、消費者の行動変容に向けた取組や、このたびの物流事業者と自治体間の連携によりますラストマイル配送の実証事業などにより、地域の暮らしに不可欠な輸送力の確保に向けて取り組んでまいります。

○石川さわ子委員　次に、持続可能な鉄道網の確立について伺います。

ＪＲの黄線区について、知事は、黄線区における抜本的改善方策の取りまとめに向けては、沿線自治体の考えや意見の把握に努め、本道の鉄道網全体を捉えた広域的な視点に立って、国やＪＲと調整を行いながら、ＪＲや沿線自治体とともに、幅広い観点から具体的方策の検討を進めるとしております。

そこで、沿線自治体の考えや意見の把握は早急に行うべきと考えますが、いつまでに、どう取り組むのか、所見を伺います。

○植村真美委員長　鉄道企画担当課長佐藤康大君。

○佐藤鉄道企画担当課長　沿線自治体の意見についてでございますが、道では、これまで、ＪＲが実行計画に基づきその検証等を行うため、各線区において開催しているアクションプラン実行委員会やその幹事会をはじめ、地域が主催する線区ごとの協議会等に参画しており、こうした様々な場面において、沿線地域から考え方や意見が寄せられているところでございますが、今後とも、地域の関係者との会議や面談の機会を捉え、地域の考えなどの把握に努めてまいります。

○石川さわ子委員　国やＪＲとの調整についてでありますが、具体的にどのようなことを指し、どう取り組むのか、伺います。

また、どのような環境が整えば協議の入り口に着くことができると考えているのか、道の所見を伺います。

○佐藤鉄道企画担当課長　ＪＲの黄線区についてでございますが、抜本的な改善方策の取りまとめに向けては、これまで各線区で進めてきた取組や議論を踏まえ、その延長線上で関係者が目線を合わせて協議が進められるようＪＲに求めることに加え、本道の鉄道網全体を捉えた広域的な視点に立って国やＪＲと調整を行ってまいります。

また、今後の協議について、ＪＲからは、４月15日に上下分離方式の検討を含む四つの項目を中心に地域と協議を開始したいとの考えを公表した後に、地域の皆様から様々な厳しい意見があったことから、より丁寧に進めていくため、現在、進め方等について関係者と調整中であると聞いております。

○石川さわ子委員　最後に、道としての今後の取組についてでありますが、北海道交通政策総合指針では、「世界をひきつけ、地域の未来を創る交通ネットワークの実現」を目指す姿として掲げております。

交通を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、本道の確かな発展につなげていくためには、インバウンドなど交流人口の一層の拡大や、国際物流拠点の形成、交通モード間の連携による利便性の向上、さらには、安定的かつ持続的な交通・物流ネットワークの確保などを戦略的に進めることが重要と考えます。

そこで、2030年を計画期間とする指針も折り返しを迎え、着実に成果を発現させていくことが求められますが、目指す姿の実現はもとより、本道の持続可能な交通・物流網の実現にどのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

○植村真美委員長　総合政策部次長兼交通政策局長清水大貴君。

○清水総合政策部次長兼交通政策局長　今後の取組についてでございますが、我が国の経済、エネルギー、食料の安全保障などの分野において、本道はこれまで以上に重要な役割を担うことが期待されており、交通・物流ネットワークはその実現に不可欠な社会基盤と認識しております。

こうした認識の下、重点戦略においては、交通が果たす役割を明確化するため、地域社会、経済の成長、安全・安心な暮らしを支えるという柱を掲げ、人手不足への対応、利用促進等による収益確保、事業者間連携による最適化の観点から、各種施策を展開することとしております。

道としては、外国人を含む多様な人材の確保やモビリティーデータ基盤の構築とともに、データを活用し地域交通の最適化等に積極的に取り組む地域を後押しする新たな支援制度の検討に加え、インバウンド等に向けた鉄道の利用促進や、物流事業者と自治体間の連携によるラストマイル配送の検討を進めるなど、様々な関係者による連携協働の下、本道のさらなる発展を支える交通体系の確立に向け取り組んでまいります。

○石川さわ子委員　ＪＲ北海道の事業範囲の見直しや生活交通の維持確保など、困難な課題に立ち向かうとともに、本道の発展のために交通体系の確立に取り組むという局長の決意というふうに受け止めましたが、交通・物流政策につきましては知事にもお伺いしたく思いますので、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

それと、最初に質問いたしました第３期北海道創生総合戦略の子どもへの情報発信についても、私は言い忘れたような気がしますので、知事総括質疑のお取り計らいをお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○植村真美委員長　石川委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

真下紀子君。

○真下紀子委員　初めに、政策開発推進事業、いわゆる若チャレ事業について伺います。

まず、この事業の目的と取組の状況についてお示し願います。

○植村真美委員長　政策局参事小林千春君。

○小林政策局参事　事業の目的などについてでありますが、行政課題が複雑化、多様化する中、道では、新しい知見や発想を取り入れ、職員の政策提案力や実行力を向上させながら、効果的に施策を推進していくことが重要と考えております。

このため、若手をはじめとした職員の政策開発能力や職務への意欲の向上、専門性を発揮する機会の創出を図るため、職員から庁内横断的な政策課題に関する企画提案を募集、選定し、検討チームを設置して、実効性ある政策に磨き上げる政策開発推進事業を実施しており、毎年、１から３程度のテーマを選定して、検討、研究成果の取りまとめを行っております。

○真下紀子委員　その目的達成のために意欲的に取り組まれていると承知をいたしました。

具体的に、行政職として、法的根拠、財源や事業評価、応募要件や仕様書作成など、実現に向けてどのようにディスカッションし、また、上司はどのようにサジェスチョンをしているのか、お示しいただきたいと思います。

○小林政策局参事　事業の進め方についてでありますが、本事業では、職員から募集、選定した企画提案について、提案者をはじめ、関係部局の職員を含む検討チームにより、実効性ある政策に磨き上げることを目標として、新しい知見やアイデアも学びながら検討を進め、研究成果を政策提案として報告書にまとめております。

当部としましては、政策局職員がそれぞれの検討チームに伴走しており、検討、研究の過程や報告書の作成などの各段階において、具体的な施策としての実現可能性のほか、法令等の遵守や内容の中立・公平性などの観点から助言し、チームによる多角的な検討を促すなど、行政職員としての資質向上を図っております。

○真下紀子委員　若チャレ事業は、若手職員それぞれが独自の視点で考えた政策を実現させたいという思いで取り組んでいると思いますし、それに伴走する政策局の職員の力というのも試されるのだというふうに思います。

一方、過去にまとめられたゼロカーボンに関するテーマの事業報告の中で、特徴的な取組の事例として、あるスポーツチームが販売する商品が紹介をされていました。その効果に対して、疑問の声が専門家の方から私のところに寄せられました。若手職員が政策能力を高めるという目的を掲げるならば、この事例紹介においても、検証方法や根拠を示すといったプロセスを踏まえた上で取り扱うことが重要と考えるわけですけれども、見解をお示しください。

○小林政策局参事　ゼロカーボンの実現に向けた研究事業についてでありますが、令和３年度に取り組んだ本事業は、脱炭素社会に向けた分野横断的な政策を検討し、新しい支援策の着想や具体化に結びつけていくことを目指したものでございます。

実践者間のネットワークの形成や、ゼロカーボンシティ宣言の促進、地域脱炭素に向けたアイデアの検討という三つの柱で、多くの関係者のヒアリングや事例収集などを行い、事実誤認や法令への適合性なども確認しながら、脱炭素効果などできる限りデータも記載するなど、新しい知見や方法論を幅広く紹介することを意識し、チームにおいて検討を重ね、報告書を取りまとめたところでございます。

なお、御指摘の事例は、脱炭素のアイデアの一事例として、スポーツ関係者のヒアリング結果として紹介したものであり、特定の商品の効果を認めるものではありませんが、今後とも誤解を与えないよう取り組んでまいります。

○真下紀子委員　誤解されないように気をつけることが必要だと思うのですけれども、今例示したスポーツチームの商品については、複数の振興局などの道有施設で試験導入が行われていて、同スポーツチームのホームページでその効果が具体的に公表されているのですよね。しかし、関係者にヒアリングしますと、その効果は判然としないという声がありますし、検証文献、検証データも見つけられませんでした。

これらの試験導入は、先ほどの若チャレの報告書をきっかけの一つとして始められたように見えるわけですけれども、報告書がまとめられた後の事業展開はどのようにフォローされていくのでしょうか。

○小林政策局参事　事業成果の取扱いについてでありますが、本事業で検討チームが取り組んだ活動の成果は、報告書として取りまとめ、公開しているほか、関係部局にも共有し、チームから提案された政策アイデアが施策に反映されるよう必要な調整を行っているところでございます。

当部としましては、今後とも反映状況の把握に努めてまいりますが、アイデアを取り入れるか否かは、それぞれの担当部局が、政策目的や予算、効果などを含め、個別具体に判断するものでございます。

○真下紀子委員　個別な判断というのは当然だと思うのですけれども、この事業によって信頼が高まるということなど、誤解されないようにすることが必要だというふうに思うのですよね。スポーツチームの評判にも関わる問題でありますし、ホームとする地域の振興にも影響が懸念されるわけです。始まりがこの事業だったものですから今回質問したわけですけれども、せっかくの機会に、不十分なまま実用化されるということは本意ではないというふうに考えます。道職員の能力を魅力ある事業実現に発展させられなかったら、せっかくの事業目的が果たせないのではないかと考えるわけです。

以前に、私は、女性幹部登用などジェンダーの視点から質問した際に、女性職員だけではなく、若手職員にも行政職としての支援をしてほしいと提案された経験があります。

今後、職員の成長と自信につながる事業となるように、今回のことをよく検証して、職員相互の研さんにつながる、よりよい事業にしていくことが求められると思うのですけれども、今後どのように取り組むのか、伺います。

○植村真美委員長　政策局長鞠子宜紀君。

○鞠子政策局長　今後の取組についてでございますが、人口減少の進行やＡＩの急速な進化など、本道を取り巻く情勢が大きく変化する中、多様な政策課題に迅速かつ的確に対応し、将来にわたって質の高い行政サービスを提供するためには、常に新しい知見や発想を取り入れながら、若手をはじめとする職員の政策開発能力の向上に取り組んでいくことが必要であると認識をしております。

当部といたしましては、創意工夫を凝らした様々な企画提案を促しながら、これからの道政を担う若手職員が、意欲を持って課題に向き合い、それぞれの柔軟な発想や行動力を生かし、事業化に挑戦できる環境をつくりますとともに、本事業の成果を具体的な取組につなげていけるよう、関係部局とも連携をし、事実や根拠の検証を含め、提案内容の磨き上げを行うなど、本事業を通じ、道の政策立案能力の向上と組織の活性化に取り組んでまいります。

○真下紀子委員　では、期待して見ていきたいというふうに思います。

次に、人口減少対策と奨学金返済支援等について伺います。

道内の合計特殊出生率が全国平均を下回る1.00まで低下し、人口は500万人を切りました。道は、枕言葉のように、全国を上回る急激な人口減少と、こうアピールしているかのように聞こえるわけですけれども、道政上の最重要課題だと繰り返しております。しかし、これまでの対策では人口減少は止まらず、可能なのは人口減少を緩やかにするしかありません。

道は、有効な対策に背を向け続けているのじゃないかなというふうに私は感じるのですけれども、人口減少対策は不十分だという認識はおありですか。

○植村真美委員長　地域創生推進室長岡田茂也君。

○岡田地域創生推進室長　人口減少への対応についてでございますが、本道では、子育て環境の充実や、地域特性を生かした産業、雇用の創出、移住、定住の促進など、様々な取組により、一部の市町村では人口の増加や減少の緩和が見られます一方、若者や女性を中心に進学や就職を契機とする東京圏への転出超過が続くなど、依然として厳しい状況です。

このため、道としましては、第３期北海道創生総合戦略に基づき、人口減少の緩和と人口減少社会への適応の二つの観点から、多様な人材が活躍できる環境の整備や、魅力ある雇用の場づくりなどを進めることにより、長期的に見込まれる人口減少に対応した地域づくりとともに、人材の定着や呼び込みにより、人口減少のスピードをできる限り緩やかにすることが必要と認識してございます。

○真下紀子委員　答弁からは、はっきりしなかったのですけれども、まだ取組の余地があるというふうに考えているのだというふうに思います。

第３期北海道創生総合戦略では、若者や女性にも選ばれる地域を目指すとうたっています。そこで、今日、質問するのは奨学金返済問題です。

今、奨学金の返済が40代、50代まで続いていて、保護者も含めて、若者の家計を圧迫し、結婚や子どもを持つことを選択できないことが社会問題となっています。

そこで、道は、奨学金返済がライフステージにどのような影響を及ぼしているとお考えになっているのか、お聞きします。

○植村真美委員長　移住交流担当課長今田美幸君。

○今田移住交流担当課長　奨学金返済による影響についてでございますが、労働者福祉中央協議会が令和６年度に実施したアンケート調査によりますと、日本学生支援機構の貸与型奨学金利用者のうち、約７割の方々が返済に不安を、４割を超える方々が返済の負担感に苦しさを感じてお

り、特に、結婚や出産、子育てといったライフステージにおきまして、返済の影響を感じるとの結果が出ていると承知しております。

○真下紀子委員　認識は一致できたと思うのですよね。

それで、日本学生支援機構の調査によりますと、奨学金を借りているのは、大学は51.1％、短大は57.3％と過半数に上っています。

道は、奨学金の道内の利用状況をどのように把握しているのか。また、若者や女性に選ばれる地域を目指すために、奨学金返済について調査したことはあるのか、伺います。

○今田移住交流担当課長　奨学金の利用状況などについてでございますが、日本学生支援機構の資料によりますと、令和６年度における給付奨学金につきましては、道内の大学では、9961人に対し、46.1億円が給付され、短大、高等専門学校では、765人に対し、2.6億円が給付されております。

また、貸与奨学金につきましては、道内の大学では、２万9456人に対し、212.9億円が貸与され、短大、高等専門学校では、1178人に対し、7.9億円が貸与されております。

なお、奨学金の返還に関しまして、道が独自に調査を行ったことはございません。

○真下紀子委員　私は、やっぱり、道が調査して、そこからスタートすべきだというふうに考えます。

今、結婚の壁として、社会に出た途端、この実質数百万円から1000万円を超える借金を抱える奨学金問題が高い壁となって立ちはだかっているわけです。カリスマ結婚相談所・マリーミーの植草美幸さん ―― 10年ほど前に、道から講演依頼があってこちらにいらっしゃっている方ですけれども、御自身のユーチューブチャンネルで、「奨学金問題すんごい多い」、こう発言しています。結婚条件の１位は収入、次が奨学金問題で、奨学金は借金とは分類されないわけですけれども、結婚に向けた話合いの中で、奨学金を借りていないことが確認されると。返済があるかどうかですね。それが確認されるようになっていて、奨学金は結婚のマイナス要素とされ、この返済があると言われたら交際終了となるという厳しい現実なのですよね。

女性は、結婚後、仕事を辞めて出産、子育てをする場合もありますが、その間も返済が続くわけですけれども、性別問わず、学生のときの借金を誰が返すのか、結婚相手が払うことになるなら、即、交際終了となるのだというこの厳しい現実を直視すべきだと思います。実際に、返済額が６万5000円から７万円はざらにあるし、返せば生活費がなくなると、リアルに語っています。

道は、少子化対策として結婚支援をしているわけですけれども、こうした影響について認識をどうお持ちか、お聞きします。

○今田移住交流担当課長　結婚に与える影響についてでございますが、昨年７月に道が実施いたしました「北海道の人口減少などに関する意識調査」の結果では、未婚の方が結婚していない理由といたしまして、経済面に不安があるから、経済的に余裕がないからと回答した方が約４割となっており、奨学金の返還を含め、経済的な状況が結婚をちゅうちょする要因の一つとなっているものと推察され、若者世代にとりまして、将来の生活設計に影響を与える課題と認識している

ところでございます。

○真下紀子委員　約４割の方が不安を持っていると。この不安を取り除くことがこれからの北海道の将来にとって必要ですし、少子化対策と言うのでしたら、出産を選択できる若者を増やすということは本当に重要だというふうに考えるわけです。

それで、道内市町村や企業の取組については把握していらっしゃいますか。

○今田移住交流担当課長　道内市町村や企業の取組についてでございますが、域内に若者を定着させることを要件として、地方公共団体が行う奨学金の返還支援の取組状況につきましては、例年、国が調査を実施しており、その結果によりますと、令和７年６月１日時点で、道内では121の市町村が取組を行っているところでございます。

また、日本学生支援機構から奨学金を受けていた従業員に代わり、企業等が返還残額の一部または全額を同機構へ直接返還できる制度につきまして、道内では、本年４月時点で318社が活用しています。

○真下紀子委員　この企業が取り組んでいる代理返還制度は、経済委員会で私が質問するまで把握されていなかったのだと思うのですよね。やっぱり、そういうところでも調査が不十分だというふうに思うわけです。

全国で奨学金支援、返済支援に取り組む自治体というのが増加をしていますけれども、道は全国の実施状況をどのように把握していますか。

○今田移住交流担当課長　全国の取組状況についてでございますが、全国におきまして、地方への若年層の定着促進を目的として奨学金返還支援に取り組んでいる自治体の過去３年間における状況は、それぞれ６月１日時点で、令和５年度は42都道府県、717市区町村、令和６年度は47都道府県、816市区町村、令和７年度は47都道府県、876市区町村と、年々増加しているところでございます。

一方、取組を行っている自治体の中には、事業効果を把握することが困難であると考えている団体や、国の給付型奨学金制度の拡充を受け、返還支援の取組を見直した団体もあると認識してございます。

○真下紀子委員　卒業から結婚、出産まで時間がありますから、タイムラグがあるので効果の検証というのは長期にわたるのだというふうに思うのですけれども、取り組むところが増えているというのは事実ですね。

奨学金返済支援の有効性と対策の必要性についてはどのようにお考えでしょうか。

○今田移住交流担当課長　奨学金返還支援の有効性などについてでございますが、地方に定着する若者に対する奨学金返還支援の取組は、地域内の企業等への若者の就職を促進することを狙いとしており、若者の地方定着に一定の効果があるものと認識しております。

このため、道では、これまで、国の制度や先行事例の情報提供を行うなど、市町村が主体となった取組を支援してきたところでございます。

○真下紀子委員　市町村への支援と言っても、中身が問題ですよね。

それで、先ほどの答弁で、47都道府県が取り組んでいるとお答えになっているのですけれども、道には、医師、看護師、介護士の職種に対して、職種を限定して、道内で一定期間就職した場合、返還を免除する制度は確かにあります。

そこで、今回、私ども日本共産党道議団として、条件つきではない給付型奨学金と奨学金の返還支援の他都府県の実施状況を独自に調査いたしました。46都府県の全てから回答がございまして、給付型奨学金は30団体が実施をしておりますが、道は実施をしておりません。奨学金の返還支援を実施しているのは40団体に上っているのです。実施していないのは、道のほか６団体という結果でありました。本当に少数なのですよね。

先ほど、最初にお話ししましたように、人口減少が全国より速いスピードで進む原因というのは、ここにもあるのじゃないかというふうに思うわけです。

質問に先立ちまして、資料提供させていただいたわけですけれども、この結果を御覧になって、道の施策が遅れている、若者に魅力ある支援となっていない、最重要の道政課題である少子化対策として後れを取っているとお認めにならないのでしょうか。

○植村真美委員長　総合政策部次長兼地域づくり担当局長馬場俊哉君。

○馬場総合政策部次長兼地域づくり担当局長　奨学金返還支援の取組などについてでありますが、奨学金返還支援制度は、地域への若者の定着や、地域産業における人材確保に寄与することが期待されるなど、地方創生の取組として一定の効果が見込まれるものと認識をしてございます。

一方、地域により企業集積の状況や人材ニーズが異なる中、それぞれの状況に応じた制度運用が必要であり、また、どこに暮らしていても、意欲と能力のある学生が経済的理由により修学の機会が損なわれることのない環境づくりも重要と考えてございます。

このため、道といたしましては、引き続き、先行事例の情報提供などを通じて、地域の実情に即した市町村の取組を支援いたしますとともに、全国知事会とも連携をし、大学や専門学校等の高等教育に係る教育費の負担軽減のための授業料等の減免や、奨学金返還支援制度の財政支援の充実について、国に要望してまいります。

○真下紀子委員　そう言っているうちは、人口減少が緩やかになるということはないですね。本当にやる気がないのかなというふうに思うわけです。全国で実施している都府県であっても、市町村の実情というのは違うわけですよ。別に同じだからやれているわけじゃない。北海道のやる気が試されているわけですよね。

この奨学金返済支援の実施をすべく、早急に検討を進めるべきではないかと思いますので、部長に見解を伺います。

○植村真美委員長　総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君。

○中村総合政策部長兼地域振興監　道の取組についてでございますが、全国の面積の５分の１以上を占め、179の市町村により構成される本道は、地域ごとに産業構造や企業集積の状況、人材ニーズが異なり、各市町村の実情に応じて制度を運用することが必要でありますことから、道と

いたしましては、引き続き、市町村が主体となった取組を支援していくとともに、国の責任において、教育費の負担軽減など、高等教育の修学環境の改善が図られるよう、全国知事会とも連携し、本制度に関する財政支援の充実などについて要望を行ってまいります。

○真下紀子委員　部長、そんなことを言っていたら間に合わないですよ。間に合わなくなりますよ。この問題については、知事に直接伺いたいと思いますので、委員長においてはお取り計らいをお願いいたします。

では、次に、交通政策について伺います。

ＪＲ北海道は、４月15日、「黄８線区を維持する仕組みの構築に向けた当社の考えについて」というものを発表いたしました。黄線区は残したいとしつつ、線区の利用状況に応じた輸送体系のさらなる見直し、それから、運行に必要となる担い手の確保、上下分離方式の検討等について、地域の関係者と協議を開始したいと表明をされたわけです。

ＪＲ北海道は、黄線区は引き続き維持したいと言ってはいるのですけれども、知事は、何というのですか、ここのところをはっきり表明されていないように思われるという声が届きました。国が中心的な役割を担っていくことが不可欠と答弁していて、何か人ごとのような姿勢だというふうに受け止められると道民の方から声が寄せられたわけです。

なぜ、路線維持の立場に立たないのか、意見表明を行わない理由を初めに伺いたいと思います。

○植村真美委員長　鉄道企画担当課長佐藤康大君。

○佐藤鉄道企画担当課長　黄線区についてでございますが、ＪＲ北海道の経営自立に向けては、国鉄改革の趣旨や、これまで国が累次にわたって支援した経緯を踏まえ、国が中心的な役割を担っていくことが不可欠であり、また、道議会でのこれまでの議論を踏まえると、単なる赤字補塡や老朽化した鉄道施設の更新などへの支援も困難と考えておりますが、道といたしましては、持続的な鉄道網の確立に向けては、黄線区の維持・活性化に取り組んでいく旨の考えを明らかにしてきているところでございます。

○真下紀子委員　黄線区の活性化とともに、維持は堅持するのだという明確な姿勢だと確認をしました。

ＪＲ北海道は、黄線区沿線市町村との協議を行いたいとの意向を示しているわけですが、現時点において協議は１回も開かれていません。この理由はなぜでしょうか。

○佐藤鉄道企画担当課長　地域との協議についてでございますが、ＪＲからは、４月15日に、上下分離方式の検討を含む四つの項目を中心に地域と協議を開始したいとの考えを公表した後、地域の皆様から様々な厳しい意見があったことから、より丁寧に進めていくため、現在、進め方等について関係者と調整中であると聞いております。

○真下紀子委員　やっぱり、道民的議論を広めていくことは必要ですよね。

ＪＲ北海道と沿線市町村との協議について、道はどのような役割を果たそうとしているのか、また、ＪＲ北海道とはどのような協議を行ってきたのか、伺っておきます。

○佐藤鉄道企画担当課長　道の役割等についてでございますが、現時点において協議はまだ開始されておりませんが、道といたしましては、黄線区の抜本的な改善方策の取りまとめに向け、本道の鉄道網全体を捉えた広域的な視点に立って、国やＪＲと調整を行いつつ、ＪＲや沿線自治体の皆様とともに幅広い観点から具体的方策の検討を深めてまいります。

○真下紀子委員　私は、もっと広い視点で道は役割を果たして議論を進めていく必要があるというふうに思います。

ＪＲ北海道は、今回問題となっている８黄線区を維持する仕組みの一案として、上下分離方式の協議を提案しています。とても受け入れられるものではありません。この上下分離方式の提案を、道はどのように受け止めているのでしょうか。

○佐藤鉄道企画担当課長　上下分離方式の認識についてでございますが、道としては、これまでの議会議論等を踏まえ、路線の経常的な損失を直接補塡する欠損補助や、老朽化した鉄道施設の更新などへの支援は困難であると考えており、また、上下分離方式については、財政状況の厳しい道や市町村が、鉄路や橋梁などの鉄道施設を保有し、鉄道事業を継続的に担っていくことは、課題が多く、容易ではないと認識しているところでございます。

○真下紀子委員　ＪＲ北海道は、これまでも議論してきたのですけれども、老朽化した施設を更新計画を持って順次更新していくということに取り組んできていないですよね。もう使い切るという姿勢なのですよね。それで、今度、上下分離方式で自治体に負担を押しつけるというやり方というのは、本当に自分の責任を感じていないなと私は強く感じています。

それで、共産党の道議団として、ＪＲからの上下分離方式を導入した第三セクターである青い森鉄道と三陸鉄道を視察してまいりました。そして、運営会社との意見交換を行ってきたのですけれども、本当に一生懸命やっています。本当に一生懸命やっています。

両社に共通していたのは、貨物列車使用料などが大きな固定収入となっていることで何とかやりくりできていると。しかし、人口減少が進む中で、旅客運輸収入だけでは黒字にならないということはもう開業当時から分かっていたことなのだと両社も述べておりまして、このままで維持できるのかどうか、やっぱり、県からの一般財源で支援していますから、そういうこともお話しになられていました。

そこで、道内で唯一の第三セクターである道南いさりび鉄道におけるＪＲ貨物線路使用料及び旅客運輸収入と、収益に占める割合、また、道からの財政支援状況について伺いたいと思います。

○植村真美委員長　並行在来線担当課長土井良起君。

○土井並行在来線担当課長　道南いさりび鉄道の収入についてでありますが、令和６年度のＪＲ貨物からの線路使用料等収入は約18億6000万円、旅客運輸収入は約１億1000万円であり、経常収益に占める割合は、線路使用料等収入が約90％、旅客運輸収入は約５％となっております。

また、道からの財政支援については１億9084万円であります。

以上です。

○真下紀子委員　ＪＲ貨物の線路使用料が９割入っても赤字があって、道から支援が必要だという状況なのですね。私たちが視察した２社も同様です。

むしろ、旅客運輸収入以外の収入の見通しが望めないような道内の黄線区では、上下分離方式を導入しても、どこかが少なくない赤字を補塡する形となって、長期的な経営継続というのは望めないのじゃないかと考えるわけですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤鉄道企画担当課長　上下分離方式についてでございますが、鉄道施設の老朽化が著しい本道においては、今後、施設の更新や維持補修等に多額の資金が見込まれるなど、財政状況の厳しい道や市町村が鉄道施設を保有し、鉄道事業を継続的に担っていく上下分離方式については、課題が多く、容易ではないと認識しているところでございます。

○真下紀子委員　北海道では、本当に無理だというふうに思います。ただ、経営に対する姿勢として、第三セクターの両社に共通していたのは、そしてＪＲ北海道に欠けている点というのは、利用者の立場に立った経営に徹しているかどうかというところなのです。

青い森鉄道は、高校が移動したら駅も移設しているのですね。それから、高校に出向いて、新入生は定期購入をしたことがないから、出前のように訪問サービスを行って、細かなサービスをして定期を利用してもらうと。そこまでやっているのですよ。旅客運輸収入以外にも、イベントや関連グッズの販売などに熱心に力を入れていて、人口減少にあってもどうにか経営を維持しているという状況でした。三陸鉄道も、生徒や学生、通院などの地域利用の促進、これをないがしろにしていないのですね。それで、観光客の誘致にも取り組んでいて、団体客の乗車による収入もあって、これが貢献していました。

これは、三セクだからというわけではなくて、ＪＲ北海道においてもできる努力なのですよね。それが、改札を通っても知らぬ顔をしている、ありがとうございますの一言もないＪＲ北海道とは大きな違いを感じるわけです。道民や市町村との信頼関係が十分構築されていないからこそ、上下分離方式というのは議論として論外ですけれども、その自治体との協議自体が進まないのではないかと考えます。利用促進とともに利用環境の改善も同時に行わなければ、利用促進も進まないのではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤鉄道企画担当課長　利用環境の改善についてでございますが、鉄道の利用促進を進める上では、北海道鉄道活性化協議会の取組はもとより、沿線自治体などとの信頼関係の下、利用者の方々のニーズに配慮した利便性や快適性の向上に努めていくことが重要であり、道といたしましては、ＪＲが引き続き地域の意向などを踏まえた利便性やサービス向上に向けた取組に努める必要があると認識をしております。

○真下紀子委員　改善されたことについては歓迎の声は上がっていますけれども、やっぱり、ＪＲの努力不足だなというふうに思います。

整備新幹線建設財源の３分の１は道などの地方負担であって、新幹線札幌駅の建設費にも道や市町村の負担として税金が投入されております。

今回問題となっているのは、新幹線札幌駅の再開発に伴って、この改修工事で、ＪＲ北海道は

改札口の外にあるトイレを全て撤去すると表明して、大きな戸惑いと批判が広がっています。これまで数次にわたる運賃値上げを押しつけた挙げ句に、駅舎のトイレを撤去するというのは、利用環境の改善から大きく後退することにつながるのは明らかです。

公共施設としての駅舎の役割を道は認識し、今般のトイレ撤去計画というのは撤回すべきだとＪＲに申し入れるべきではないでしょうか。

○佐藤鉄道企画担当課長　ＪＲ札幌駅のリニューアル計画についてでございますが、多くの方々が利用する鉄道駅について、利用者の利便性やサービスの向上を図っていくことは重要な視点であると認識しております。

ＪＲによりますと、札幌駅の改札内にあるトイレは、既にリニューアル工事を行い、キッズトイレの新設や個室の増設などにより利便性の確保に努めているほか、駅改札外にあるトイレについては、このたび公表した札幌駅リニューアル計画において、隣接するＪＲ北海道グループで運営する新たな商業施設が開業するまで、現時点では2028年度以降の開業予定と聞いておりますが、それまでは継続使用することとしており、ＪＲとしては、新たな商業施設の整備と併せて、駅周辺のエリア一体で、トイレを含め、利用者の利便性を確保していく考えとのことでございます。

○真下紀子委員　そうは言っても、雪害やシステム故障で改札に入れない事態というのは度々起きていますので、そうした事態のときにはどう対応するのかということは、道とＪＲ北海道、札幌市を含めて、対応を協議しておく必要があると思うのですけれども、いかがですか。

○佐藤鉄道企画担当課長　ＪＲ札幌駅のトイレについてでございますが、ＪＲを含む関係企業と札幌市が共同で推進している駅前再開発事業の整備方針において、一時滞在場所の確保による災害時の帰宅困難者対応を掲げているところでございます。

道としては、ＪＲが利用者の目線に立って利便性の確保に配慮することが重要と考えており、大雪や災害などで滞留者の発生が見込まれる際の対応として、商業施設等のトイレ利用についても必要な対応が図られるようＪＲに伝えるとともに、関係者と連携して対応してまいります。

○真下紀子委員　トイレは人権問題ですから、後手後手にならないようにしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、北海道新幹線札幌開業が延期をされて確実な開通にめどが立っていない中、談合疑惑が発覚をしまして、公正取引委員会が立入検査を行っています。これが報道された５月19日、知事は首相官邸でぶら下がり会見をしているのですけれども、このときに、北海道新幹線の札幌延伸は道民の悲願だ、極めて重要な取組であり、影響を与えることがないよう整理する必要があるとコメントしただけで、全容解明と信用失墜回復を最優先に求めるという発言はなかったわけです。

談合により、国や地方公共団体の財政負担が不当に引き上げられている可能性も否定できず、徹底した事実解明と、談合による損失、道民負担の増加規模も明らかにすべきと考えますけれども、道の対応を伺います。

○植村真美委員長　新幹線推進担当課長寺島進一君。

○寺島新幹線推進担当課長　談合の疑い事案に対する道の対応についてでございますが、道では、公正取引委員会による立入検査が明らかになって以降、先月20日に、鉄道・運輸機構の副理事長及びＪＲ北海道の社長から事案についての報告があった際、担当副知事からは、工事の進捗に影響がないよう対応いただきたい旨の申入れを行ったところでございます。

加えて、先月25日に開催されました、知事が会長を務めます北海道新幹線建設促進期成会総会におきまして、このたびの事案に関し、沿線自治体や経済界の方々から事実関係の解明や工事への影響などの懸念が示されましたことから、こうした声を直接、国に伝えるため、翌26日に、知事から国土交通副大臣に対し、事案の全容解明などについて要望を行ったところでございます。

北海道新幹線につきましては、昨年12月に鉄道・運輸機構から事業費が最大1.2兆円増加する可能性が示されたことを受け、現在、国の有識者会議において事業費の精査が行われているものと承知しており、道といたしましては、引き続き、国等に対し、まずは事案の全容解明とともに、今後の建設工事への影響の最小化に向け、最大限に取り組むよう求めてまいります。

○真下紀子委員　知事の認識は甘いと思います。

それから、現在開業している北海道新幹線の毎年の赤字なのですけれども、これは、やっぱり、工事を遅らせてしまっている国に責任があると思いますので、その赤字は国が負担すべきだと主張すべきと考えますけれども、いかがですか。

○植村真美委員長　新幹線担当局長菅野圭二君。

○菅野新幹線担当局長　北海道新幹線についてでございますが、新青森－新函館北斗間につきましては、開業以降、赤字が続いており、収支改善に向けては、ＪＲ北海道が、関係機関とも連携しながら、より多くの方々に新幹線を利用していただけるよう取り組むことが重要であると考えております。

道では、これまで、新幹線の効果の早期発現とＪＲ北海道の収支改善のため、札幌までの一日も早い完成、開業や、札幌開業を見据えた高速化の早期実現などについて、国などに対し要請を行ってきたところでございます。

道といたしましては、今後とも、沿線自治体の皆様などと連携を図りながら、新幹線のさらなる利用促進に取り組みますとともに、ＪＲ北海道に対し、新幹線の利用促進をはじめ、ＪＲ自らが、コスト削減など経営の改善に努めていただくなど、収益拡大に全力で取り組むよう求めてまいります。

○真下紀子委員　国鉄分割民営化の失敗が今の危機を招いているわけです。沿線自治体だけの責任で路線は維持できませんし、バス転換の先行きも見えません。国に財源措置をしっかり求めていくことが必要と考えますが、交通企画監の見解を伺います。

○植村真美委員長　総合政策部交通企画監斎藤由彦君。

○斎藤総合政策部交通企画監　国への対応についてでありますが、本道の鉄道網は、道民の暮らしはもとより、我が国の食や観光、物流といった産業全般を支える重要な社会基盤でございまし

て、その維持・活性化は極めて重要と認識してございます。

道では、これまで、観光列車として活用可能な車両の導入に対する支援、車内販売の実施、また、この例だけによらず、地域の関係者の皆様とは一体となりまして様々な利用促進策を展開してきたところでございますが、地域が果たし得る役割として、引き続き、利用促進策に取り組んでいくことが重要でもございます。

そして、鉄道の運行を担うＪＲの経営自立を図っていくためには、国が中心的な役割を担っていくことが不可欠との考えの下に、ＪＲが中長期的展望を持って経営自立に向けた取組を進められるよう、真に実効ある支援の実施を国に求めてまいります。このように考えてございます。

以上でございます。

○真下紀子委員　時間ですので終わりますけれども、今の答弁に納得できませんので、総括質疑の取り計らいをお願いいたします。

以上で終わります。

○植村真美委員長　真下委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、総合政策部並びに通告のなかった選挙管理委員会、出納局、人事委員会、監査委員所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時24分開議

○植村真美委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

１．総務部所管審査

○植村真美委員長　これより総務部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

清水拓也君。

○清水拓也委員　それでは、人事施策について、初めに、難病患者の職員採用について伺います。

誰もが活躍できる社会の実現には、個々の抱えている事情に応じて能力を発揮できる環境づくりが重要でありますが、難病患者の方々は、雇用側の理解や配慮が十分とは言えず、就労機会が限られている、これが現状だと考えます。

道では、令和７年第４回定例会の一般質問における我が会派同僚議員の質問に対し、難病患者の方々を対象としたインターンシップの実施と職員採用試験の導入に向けた検討を進める旨、知事から答弁がありました。その後、本年の６月15日からは、難病患者を対象とした採用選考を実

施することが発表されました。

今年度、難病患者を対象としたインターンシップについてどのように取り組もうとしているのか、伺います。

○植村真美委員長　人事課長片岡英善君。

○片岡人事課長　難病患者の方々の就労支援についてでありますが、道では、難病患者の方々の就業体験の機会を提供するため、今年度から新たにインターンシップを実施することとし、４月から募集を開始したところであり、実施に当たりましては、道のホームページのほか、市町村や北海道労働局、患者団体などへ幅広く周知しているところでございます。

また、難病患者の方々の就労相談を実施している北海道難病センターから、インターンシップを実施する際の配慮事項について助言をいただくほか、実施する職場に対して受け入れる際の留意事項等について丁寧に説明を行うなどいたしまして、治療と就労が両立できる体験が得られるよう取り組んでまいります。

○清水拓也委員　次に、採用試験についてでございますが、今年度はどのような内容で実施するのか、伺います。

○片岡人事課長　難病患者の方々を対象とした採用試験についてでありますが、人事委員会では、今年度から新たに、障がいのある方々を対象とした採用選考試験に、難病患者の方々を対象とした区分を設け試験を実施することとし、６月15日から募集を開始したところでございます。

この試験では、18歳以上62歳以下の方で、障害者総合支援法の対象となる疾病の診断を受けている方を対象とし、受験に当たりましては、疾病の特性に応じて受験しやすい配慮を行い、振興局が所在する全道14か所で１次試験を実施することとしております。

道では、多くの難病患者の方々に関心を持っていただけるよう、患者団体への周知のほか、採用ポータルサイトやＳＮＳを活用しながら、広く受験情報の発信を行っているところでございます。

○清水拓也委員　難病を抱える方々が、この道庁で安心して働き、その能力を発揮できる職場環境づくり、これが必要だと考えますが、こうした環境づくりに向け、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○植村真美委員長　人事局長古田生介君。

○古田人事局長　今後の取組についてでございますが、道では、今年度から、難病患者の方々を対象として、インターンシップや職員採用試験を実施することとしておりまして、難病であることを安心して開示して、治療と就労を両立できる環境を整備することが重要と認識しております。

このため、各所属に対しまして、難病のある職員への合理的配慮や支援の円滑化を目的に作成する配慮事項等確認シートの活用や、支援に向けたガイドブック等について周知をするとともに、新たに道で働くこととなる難病患者の方々に、体調や働き方に関する相談員の存在や、テレワークや時差出勤の活用など、多様で柔軟な働き方について丁寧に説明することとしておりま

す。

道といたしましては、こうした取組を着実に推進し、難病患者の方々が安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組んでまいります。

○清水拓也委員　難病の方と一口に言っても、それぞれ、様々、症状は違うものがあると思います。また、非常に狭き門になるのかなとも思いますし、地域的な偏りだとか、いろいろと今後ともぜひ話を聞かせていただきたいなというふうにも思います。

また、この件について、私は非常に重要な点だというふうに思いますので、知事に直接伺いたいと考えまして、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

次に移りますが、人事評価制度の見直しについて伺います。

人事評価制度は、職員の意欲向上や人材育成など、組織マネジメントの根幹となる制度であります。道では、制度を導入してから10年経過する中、さきの定例会予算特別委員会におきまして、今年度、人事評価制度の見直しを検討する旨、答弁がありました。

今年度、制度のどのような点について見直しを行い、そして、いつから導入を行う予定なのか、伺います。

○片岡人事課長　人事評価制度の見直しについてでありますが、道では、令和７年３月に策定した北海道職員人材マネジメントビジョンにおいて、能力実績主義の徹底のため、人事評価制度を見直すこととし、職員へのアンケート結果や、国における人事評価制度の運用状況等を踏まえ、検討を進めているところでございます。

具体的には、評語区分を５段階から６段階に細分化し、評語の名称や基準を刷新するとともに、業績評価において、通常の目標と比べて困難度が高い目標をチャレンジ目標として設定すること、さらには、管理職員につきましては、業務運営や組織統率など、マネジメント能力を重視した評価基準を設定することとし、本年10月から導入する予定としております。

○清水拓也委員　この見直しによりまして、管理職員のマネジメントや職員の業務遂行力、意欲の向上などに対し、どのような効果があると考えているのか、伺います。

○片岡人事課長　制度見直しによる効果についてでありますが、現行の人事評価制度では、職員へのアンケート結果などから、管理職員においては、５段階の評語の見極めや判断が難しいことや、評価結果が中位よりも上位に偏る傾向があること、管理職員以外の職員においては、人事評価が人材育成や人事異動に活用されている実感が乏しいなどといった課題があるものと認識をしております。

道としては、制度の見直しを通じまして、これまで以上に、職員一人一人の能力や実績はもとより、挑戦的な取組や成長などをきめ細かく的確に把握することが可能となるとともに、管理職員の業務運営や人材育成などといったマネジメント能力の強化につながるものと考えております。

○清水拓也委員　新たな人事評価制度を効果的に運用するためには、職員の納得感や公平感が重要だと考えます。

制度の目的や仕組みについて、評価する側、される側の双方の理解を深め、実効性を高めるため、今後どのように取り組む考えか、伺います。

○古田人事局長　今後の取組についてでございますが、人事評価制度の見直しに当たりましては、公務を取り巻く社会経済情勢の変化に即した内容とするとともに、全ての職員に新たな評価制度を丁寧に周知し、職員の理解と共感を得ながら導入を進めることが重要でございます。

このため、道では、新たに、制度の内容や評価方法などを分かりやすく解説しました被評価者や評価者向けのマニュアルを作成するほか、本庁及び全振興局に人事局の職員が出向きまして、管理職員を対象に改正内容を説明するとともに、具体的な評価演習などのワークショップを実施することとしております。

道といたしましては、今後、各種研修など様々な機会を通じて人事評価制度に対する理解を促進しながら、個性や能力に応じた人材育成や、管理職員のマネジメント力の強化に取り組み、組織全体のパフォーマンスの向上につなげてまいります。

○清水拓也委員　次に、職員の時間外勤務の縮減について伺います。

道は、さきの定例会予算特別委員会において、職員の時間外勤務について、健康維持や公務能率の観点から最小限にとどめるべきとの認識を示し、新年度、速やかに縮減に係る数値目標を設定する旨の答弁がありました。

そこで、道が設定した数値目標の内容について伺います。

○植村真美委員長　職員活躍担当課長兼人事局参事宮下司君。

○宮下職員活躍担当課長兼人事局参事　時間外勤務の縮減に係る目標についてでありますが、道では、本年４月に、国の事業主行動計画策定指針に基づき、特定事業主行動計画を改正し、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する数値目標として、計画期間である令和11年度までに、職員１人当たりの時間外勤務時間数及び時間外勤務が年間360時間を超える職員数について、それぞれ令和６年度と比較して10％減とする目標を定めたところでございます。

○清水拓也委員　今回の数値目標について、どのような視点を持って、どのような考えで設定したのか、伺います。

○宮下職員活躍担当課長兼人事局参事　数値目標の考え方についてでございますが、国の事業主行動計画策定指針では、数値目標の水準について、計画期間内に達成を目指すものとして、過去の実績や将来の見込み、同種の他団体との比較を踏まえ、各特定事業主の実情に見合った水準とすることが重要とされております。

道では、国や多くの都府県において、職員１人当たりの時間外勤務時間数を減少させる目標としていることや、毎年度、時間外勤務が年間360時間を超える職員が一定数いる状況などを踏まえまして、数値目標を定めたところでございます。

○清水拓也委員　目標の達成に向けては、個々の職員が時間外勤務の必要性を十分に理解するとともに、管理職による業務管理など、組織全体で取り組んでいく必要があると考えます。

時間外勤務の縮減と、そして、誰もが働きやすい職場環境づくりに向け、今後どのように取り

組む考えか、伺います。

○植村真美委員長　総務部職員監飯田滋君。

○飯田総務部職員監　今後の取組についてでありますが、時間外勤務の縮減は、職員の健康維持や能率的な公務運営に資するものであり、人材の定着や確保を図る観点からも重要と考えております。

　このため、道では、各種研修など様々な機会を通じて、今回設定しました目標や必要性について周知啓発を行うとともに、関係部局で構成します時間外勤務縮減に向けたサポートチームにより、長時間労働が生じている所属の要因を分析した上で、管理職員による適切なマネジメントや業務プロセスの見直し、弾力的な応援体制の確保につなげるなど、実効性ある取組を進めていくこととしております。

　道といたしましては、こうした取組に加え、地域の実情に応じた休暇取得の促進について検討するほか、テレワークの積極的な活用を促すなど、職員の理解と共感を得ながら多様で柔軟な働き方を推進し、誰もが安心して働くことができる職場環境づくりを進めてまいります。

○清水拓也委員　お答えいただきました。本庁の業務と振興局の業務というのは、業務というか、職場環境というのは大分違うかなというイメージを持っておりますし、今、飯田監に話してもらいましたとおり、地域の実情に応じた休暇取得、これも地域によっては大きく違うかなと感じますので、幅広い御答弁をいただきましたが、ぜひ、職場の環境改善に向けて取り組んでいっていただきたいと思います。

　次に、２番目に移りまして、道庁のＡＩ・ＤＸの推進について伺います。

　生成ＡＩをはじめとするデジタル技術は、業務の効率化や道民サービスの向上に資する一方、誤った取扱いは、不正な情報の拡散や個人情報の流出などにつながるおそれがあります。ＡＩ・ＤＸの推進に当たっては、安全性の確保を前提に適切に活用を進めることが重要であります。

　先般、道が廃棄したハードディスクがインターネットオークションに出品されていたという事案が判明いたしました。調査の結果、この事案を含め、合計９台のパソコンについて、データ消去や物理的破壊などの措置が確実に行われていたか確認できなかったということであります。

　道民の重要な情報を扱う道として、今回のこのような事案の再発防止に向け、情報セキュリティーの徹底にどのように取り組んでいくのか、伺います。

○植村真美委員長　情報基盤担当課長鈴木厚君。

○鈴木情報基盤担当課長　再発防止に向けた取組についてでございますが、道では、ハードディスクなどの情報資産を廃棄する際には、北海道情報セキュリティ対策基準において、各所属単位でデータの消去や物理的破壊作業を行うこととしているところでございます。

　今般のハードディスクの流通事案は、対策基準に関する職員の認識不足により生じたものであることから、対策基準に関する過去の事例を踏まえた実践的な研修を実施するほか、物理破壊作業の集約化やデータ消去ソフトの整備を図るなどし、確実なデータ消去を徹底してまいります。

　また、情報セキュリティー対策及びソフトウエアの適正利用の状況確認などを行う監査におい

て、情報資産の管理状況を点検した上で、廃棄に関する指導を行うなどし、職員のリテラシーの向上を図ってまいります。

○清水拓也委員　今お答えいただきましたが、今回の事案は、このルールが定められていたにもかかわらず、その理解や運用が十分でなかったことが背景にあると考えます。

道は、今回の教訓を組織全体でどのように共有し、事務執行の適正性を確保していこうとしているのか、伺います。

○植村真美委員長　イノベーション推進局長林下千栄君。

○林下イノベーション推進局長　事務執行の適正性の確保についてでございますが、内部統制制度は、業務上のリスクを評価し、ルールの適正な運用を図ることにより、道政への信頼性を高めることを目的としているものであります。

道では、制度を効果的に運用するため、リスクの発生の可能性が高いものや、その影響が大きいものを重要リスク項目に指定し、その中から、発生件数が多いものなどについて重点取組項目として集中的に対策を講じてきたほか、本庁各部の次長や各振興局副局長を構成員とする内部統制推進員会議を設置し、再発防止に向けた取組や、リスク事案に関する機動的な情報提供を行ってきたところであります。

今回の事案を受けまして、情報資産の不適切な管理を重点取組項目に位置づけ、組織全体として再発防止に向けた取組の徹底を図るなど、適正な事務執行の確保に努めてまいります。

○清水拓也委員　今定例会には、テレワーク・インターネット環境構築事業に係る契約締結の議案が提案されており、来年度から高度な生成ＡＩを道の業務に導入していくとのことであります。

この生成ＡＩの活用に伴うリスクを道はどのように認識し、業務への導入に当たってどう対応していく考えか、伺います。

○鈴木情報基盤担当課長　生成ＡＩの活用についてでございますが、生成ＡＩは、業務改善や道民サービスの向上に資するものである一方、事実と異なる情報の提示や、個人情報の不適切な利用、知的財産権などの侵害といったリスクもあると認識しているところでございます。

道では、道民の皆様の個人情報や企業活動に関する情報など、機微な情報を多く保有していることから、生成ＡＩを搭載した多機能型情報システムを道の業務に活用していくためには、徹底したセキュリティー対策を講ずる必要があるところでございます。

このため、システムによる情報漏えい対策を行うほか、理解促進に向けた研修や、生成ＡＩの利用に係る規程やガイドラインを見直すなどし、安全かつ適正な利用環境を確保してまいります。

○清水拓也委員　また、道では、公用スマートフォンを導入するなど、情報システムの活用を進めてきましたが、多額の経費を要する以上、導入したシステムの効果を十分に発揮させる必要があると思います。

道は、公用スマホや多機能型情報システムなどを今後どのように活用していこうと考えている

のか、伺います。

○林下イノベーション推進局長　情報システムの活用についてでございますが、道では、これまで、公用スマホを利用したテレワーク環境を整備し、子育てや介護などをはじめとする在宅勤務や、災害、出張時におけるモバイルワークなど、時間や場所に制約されない多様で柔軟な働き方を実現してきたところであります。

令和９年度に導入を予定しております多機能型情報システムでは、高度な生成ＡＩを活用し、業務に関する情報分析やプレゼン資料の作成などが可能となるほか、公用スマホの機能の拡充を図り、スマホ単体でもより円滑に業務ができる環境づくりを進めることとしております。

道といたしましては、こうした情報システムのさらなる活用により、職員一人一人が能力を最大限発揮できる環境づくりを進めながら、道庁の組織力を強化し、業務の効率化はもとより、道民サービスのさらなる向上に取り組んでまいります。

○清水拓也委員　次に、契約事務の集約化等の取組について伺います。

道では、本年４月の機構改正によりまして、過去の過請求事案の発生、類似契約の集約、契約手続の改善など、事務の適正執行や効率化に向けて、総務部イノベーション推進局に契約マネジメントセンターを設置いたしました。

現在、このセンターではどのような業務を所管しているのか、伺います。また、各部局との役割分担はどうなっているのか、伺います。

○植村真美委員長　契約マネジメントセンター所長佐々木幹基君。

○佐々木契約マネジメントセンター所長　所管業務についてでありますが、契約マネジメントセンターは、契約事務の改善に係る企画調整事務、本庁各部等の物品の購入等に係る集中処理や、委託契約事務の集約を実施しますほか、レンタカーの一括契約や託送契約の集約も実施してございます。

このうち、セミナー開催やイベント運営業務などの委託契約は、年間で約400件の契約を取り扱うこととしておりまして、事業内容の企画や仕様書の作成は事業所管部が、入札や契約手続など事業の内容にかかわらず共通する業務はセンターが集約して実施をしているところでございます。

以上でございます。

○清水拓也委員　契約事務の集約化については、現在、委託契約が中心とのことですが、各部局で行っていた事務をセンターに集約することにより、どのような効果が期待されるのか、伺います。

○植村真美委員長　契約マネジメントセンター参事鈴木智春君。

○鈴木契約マネジメントセンター参事　集約化の効果についてでございますが、事業の内容にかかわらず共通する業務を契約マネジメントセンターが一元的に担うことにより、各部における契約事務処理の負担が軽減され、事業の企画や立案といった業務に職員が集中できるほか、契約事務のノウハウの蓄積により、事務処理の効率化や標準化が図られるものと考えております。

また、様々な部局から配置された職員が、センターで多様な契約事務に携わることにより専門的な知識を培うとともに、センターで経験を積んだ職員が再び各部局において契約事務の中心的な役割を果たしていくことで、職員の育成を図りながら、道全体の契約事務の適正化を進めてまいります。

以上でございます。

○清水拓也委員　この契約事務の集約化は、まだ始まったばかりの取組ではありますが、振興局など出先機関においても、事務の適正化や職員さんの負担軽減に資するものと思います。

出先機関における取扱いについて、道としてどのように考えているのか、伺います。

○林下イノベーション推進局長　出先機関などの取組についてでございますが、現在、物品の購入等に係る集中処理については、本庁や石狩振興局などを対象として、また、委託契約事務については、まずは本庁の一部の契約事務を対象に集約を進めているところです。

契約事務の集約化により、事務の効率化や標準化、さらには人材の育成といった効果も期待できますことから、こうした取組をより多くの機関で実施していくことが重要と認識しております。

このため、現在、振興局にセンターの職員が出向き、若手職員と意見交換を行うなどしながら課題の把握などに努めているところであり、丁寧に実態を把握した上で、集約対象範囲の拡大や事務の効率化に向けた検討を進めてまいります。

○清水拓也委員　今後、人材確保が一層困難となる中、行政サービスの水準を維持するためには、類似業務の集約化などにより、職員が政策立案や住民サービスの提供といったコア業務に注力できる環境を整えることが重要と考えます。

契約事務の集約化などについて、今後どのような方向性を持って取組を進めていく考えか、伺います。

○植村真美委員長　総務部イノベーション推進監笠井敦史君。

○笠井総務部イノベーション推進監　今後の取組についてでございますが、全国を上回るスピードで人口減少が進む中、行政サービスの水準を維持確保していくためには、事務の効率化や人材の育成に不断に取り組んでいく必要がございます。

こうした中、道といたしましては、契約事務につきましてもそうした観点に立って改善を図ることとし、今年度、契約マネジメントセンターを設立したところでございまして、まずは、集約した契約事務を着実に執行し、ノウハウを蓄えながら、さらなる契約事務の集約化に加え、支払い事務に関する集約などについても検討を進めてまいります。

また、担当職員の育成、職員のサポート環境の整備を図るなど、センターとしての役割や機能を充実させることで、契約事務が効率的かつ適正なものとなるよう取り組んでまいります。

○清水拓也委員　ありがとうございました。

今後の取組の方向性ということで、まだ本当に始まったばかりということでありますが、私は、まずはこの契約事務のマネジメントからスタートをして、今お答えにもあったとおり、支払

いだとか請求業務、これは非常にボリュームも大きいものがあると思いますし、経済的、経費的な負担というのも企業側にとっては大きいものがあると思います。最近は、テレビのＣＭでも、民間企業向けのことをイメージしているのでしょうかね。そういうＣＭもばんばんと出ております。何かああいうイメージを持っていると、もう１歩、２歩、３歩と、まだまだ改善の余地がこれからあるかなと、ちょっと気が早いかもしれませんが、それも見据えて、まずはしっかり取組を進めていただきたいというふうに思います。

次に移りまして、庁舎のセキュリティー確保について伺います。

道では、昨年度から、本庁舎にセキュリティーゲートを設置し、試行的な運用を行っているところであります。職員や来庁者の安全を確保する観点から、今後の進め方などについて、以下、伺います。

昨年度設置したセキュリティーゲートについて、どのように運用し、どのような効果、そして課題があったのか、伺います。

○植村真美委員長　計画担当課長遠藤克大君。

○遠藤計画担当課長　昨年度の取組状況についてでありますが、道では、近年の多様化する行政対象暴力などを踏まえ、職員が安全で安心して働くことができる環境を確保するため、昨年７月より、本庁舎１階にセキュリティーゲートを設置し、試行的に運用を行ってきたところでございます。

また、昨年９月から11月には、本庁舎に勤務する職員をはじめ、来庁者へのアンケート調査を実施するとともに、食堂や売店など本庁舎内で営業されている方々の御意見を伺ったところです。

アンケート調査では、ゲートの必要性について、「絶対に必要」が17.3％、「あったほうがよい」が44.1％などとなっており、ゲート設置に肯定的な意見が９割を超えた一方、出退勤の時間帯について、「非常に混雑」と「やや混雑」との回答が回答者の半数を超えているほか、来庁者からは、入庁時の手続が煩雑といった改善を求める意見があったところでございます。

○清水拓也委員　９割超の方が肯定的な意見だということで、最近は聞かないような気もしますが、都道府県庁、市役所、町村役場に火をつけるとか、そういう事件を年に何件か過去には見た気もしますので、実は安全についても不安を持っておられた職員の方も多いのかなと、９割もの方と聞きますと、そのように思うところであります。

この現在のセキュリティーゲートは、今お答えもあったとおり、試行的な運用でありまして、設置箇所が限られていることから、ゲートを通らずに庁舎内に入ることができる動線もいまだ残されております。庁舎のセキュリティー機能を高めるためには、こうした課題を踏まえ、現在設置されている箇所以外への展開も含め、より実効性のある運用を検討していく必要があります。

ただいま答弁のあった検証結果などを踏まえ、今後、本格運用に向け、設置箇所や実施時期を含め、どのように進めていく考えか、伺います。

○植村真美委員長　財産担当局長奈良華織君。

○奈良財産担当局長　セキュリティーゲートの運用についてでございますが、道では、これまでの運用やアンケート調査の状況を踏まえ、本庁舎１階に加え、議会庁舎や別館庁舎との連絡通路など、本庁舎への全ての出入口にセキュリティーゲートを設置することとしてございまして、今後、機器の設置に向けた準備を進め、年度内に本格運用を開始する予定でございます。

また、本格運用に当たりましては、出退勤時間における混雑の緩和に向けたゲートの増設のほか、これまでの用紙による入庁手続に加え、スマホなどを活用した手続も導入するなど、来庁者の皆様の利便性にも配慮したものとなるよう取り組んでまいります。

○清水拓也委員　最後に、今後の取組について伺いますが、近年、公共施設全般における暴力事案、爆破予告などが全国で発生しておりまして、職員はもとより、来庁される方々の安全を確保する、そういう視点も重要だと思います。

利用者の視点に立った庁舎のセキュリティー確保について、今後どのように取り組む考えか、伺います。

○笠井総務部イノベーション推進監　今後の取組についてでございますが、近年の行政を取り巻く事件の多様化などを踏まえますと、職員が安全、安心に働くことができる環境を整備していくことは大変重要でございます。

道では、こうした考え方に立ち、昨年からセキュリティーゲートの試行を行ってきたところでございまして、その対応を通じて把握した御意見などを踏まえまして、改善を図りながら、今年度内の本格運用の開始に向けて取り組んでまいります。

今後とも、庁内の安全の確保と使いやすさの両立を図り、職員をはじめ、幅広い利用者の方々の御意見を伺いながら、安全、安心な環境整備に向けたセキュリティーの向上に努めてまいります。

○清水拓也委員　終わります。

○植村真美委員長　清水(拓)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

鈴木仁志君。

○鈴木仁志委員　初めに、次世代型の太陽電池についてお聞きをいたします。

政府は、今月18日、2035年までに、薄くて曲がる次世代型のペロブスカイト太陽電池を政府施設で最大７万キロワット導入する目標を発表いたしました。今年の夏から、沖縄県の自衛隊施設において実証実験を開始し、約９か月間にわたり、発電性能や耐久性などを検証するとしております。政府施設全体への導入を想定して、2040年には10万キロワット以上を目指し、国内全体では20ギガワット、原子力発電所約20基分に相当する導入目標を掲げております。

また、先般、ペロブスカイト太陽電池に比べて耐久性が高く寿命が長いとされる、軽くて曲がるカルコパイライト太陽電池をＰＸＰが来年３月から量産に乗り出すと報じられています。カルコパイライト太陽電池は、軽いため、耐荷重の低い建物、それから屋根、自動車に取り付けられ、ペロブスカイトが有機物を使うのに対して、このカルコパイライトは無機質で構成するた

め、熱などに強いとされております。

　道は、庁舎、学校など多数の施設を保有しておりますけれども、現在、再生可能エネルギー設備が導入されている道有施設はどの程度あるのか、初めにお聞きをいたします。

○植村真美委員長　保全担当課長酒井渉君。

○酒井保全担当課長　再生可能エネルギー設備の導入状況についてでございますが、道有施設においては、令和７年度時点で43の施設において導入されており、その内訳は、太陽光発電が35施設、バイオマス発電が２施設、小水力発電が６施設となっております。

○鈴木仁志委員　総務部として、次世代型太陽電池を道有施設の維持管理に活用できる可能性についてどのように考えているのか、お聞きをいたします。

○酒井保全担当課長　再生可能エネルギー設備と道有施設についてでございますが、道では、地球温暖化対策の推進に関する法律やゼロカーボン北海道推進条例に基づき、「道の事務・事業に関する実行計画」を策定し、自ら排出する温室効果ガスの抑制や、道民、事業者に取組を促すなど、脱炭素化に取り組んでいるところでございます。

　この計画では、道有施設の維持管理や新築、改修及び運用改善に当たっては、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー設備の導入を経済性を踏まえて促進することとしており、ペロブスカイト太陽電池の導入については、社会実装の状況を踏まえながら検討することとしております。

○鈴木仁志委員　次世代型の太陽電池は軽量でありまして、耐荷重に制約がある施設にも設置の可能性が高まったと言えるところだと思います。従来型の太陽光発電パネルなどでは設置が困難だった道の施設について、導入の可能性をもう少し調査すべきと思いますが、考え方をお聞きいたします。

○酒井保全担当課長　次世代型太陽電池についてでございますが、国では、ペロブスカイト太陽電池は、従来の太陽電池に比べ、軽くて柔軟といった特徴がある一方で、寿命が短く耐久性が低いといった課題を示しております。

　「道の事務・事業に関する実行計画」では、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー設備の導入を経済性を踏まえて促進することとしており、ペロブスカイト太陽電池の導入については、社会実装の状況を踏まえながら検討することとしております。

○鈴木仁志委員　近年、大規模停電への対応が課題となっております。災害時でも行政機能を維持する必要がありますから、道庁ＢＣＰの観点や避難所、防災拠点において、次世代型太陽電池と蓄電池を組み合わせた自立電源システムの導入を検討すべきではないのかと考えますけれども、その点についての所見もお願いいたします。

○植村真美委員長　危機対策課長三浦次郎君。

○三浦危機対策課長　防災拠点等における電源の確保についてでありますが、災害時において、防災拠点や避難所の機能を維持するため、非常用電源を確保することは重要であると認識しております。

　道では、胆振東部地震での課題も踏まえ、災害対応等の業務を継続できるよう、本庁舎や振興

局庁舎の非常用電源の確保を図っているとともに、市町村に対し、災害対策の拠点となる庁舎や避難所における非常用電源の確保や発電機の備蓄を促しているところであります。

道といたしましては、自立電源システムを含めた多様な技術の導入事例なども注視しながら、防災拠点等の非常用電源が確保されるよう取り組んでまいります。

○鈴木仁志委員　先ほども申し上げましたとおり、政府は、自衛隊施設での実証を皮切りに全国展開を目指しておりますし、この次世代型太陽電池は、政府が掲げる成長戦略で重点投資の対象になっていることからも、国の実証結果を待つだけではなくて、道として、国と連携しながら、北海道の産業化も念頭に置きながら、次世代型太陽電池の実証を兼ねた公共施設への導入を戦略的に進めるべきだと思いますけれども、考え方を伺っておきます。

○植村真美委員長　財産担当局長奈良華織君。

○奈良財産担当局長　次世代型太陽電池と道有施設についてでございますが、道では、環境負荷の低減のため、「道の事務・事業に関する実行計画」に基づき、再生可能エネルギー設備の導入を経済性を踏まえて促進することとしており、例えば、新築、改築、増築を行う場合は、太陽光発電設備の設置を原則とし、活用に取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、ペロブスカイト太陽電池の導入につきましては、社会実装の状況を踏まえて検討することとしており、関係部局と連携しながら、その動向を注視してまいります。

○鈴木仁志委員　答弁の中で気になったのは、先ほど、道有施設において再生可能エネルギー設備が導入されている施設が僅か43とのお話でありました。

道有施設は幾つもあると思いますけれども、令和６年度末で実は１万7816棟あるのですよ。１施設１棟と限らないにしても、43施設というのはあまりにも少ない。これ以上は言いませんけれども、これがゼロカーボン北海道の実態なのかとちょっと思ってしまう数字であります。この次世代型太陽電池につきましては、知事にも考えを直接お聞きしたいと思いますので、委員長において取り計らいをよろしくお願いいたします。

次に、危険鳥獣捕獲等作業手当についてお聞きをいたします。

本定例会に提案した危険鳥獣捕獲等作業手当を創設した経過と趣旨をまずお聞きいたします。

また、作業や業務の内容が同様な捕獲従事にもかかわらず、知事部局職員と警察職員との間で金額の差があるとの指摘がございますけれども、考えをお聞きいたします。

○植村真美委員長　給与服務担当課長寺山善規君。

○寺山給与服務担当課長　危険鳥獣捕獲等作業手当についてでありますが、国から示された通知では、鳥獣の保護及び管理に関する業務が著しく危険または困難な場合などには特殊勤務手当を支給して差し支えないこととされており、こうした国の通知や、他都府県における取扱いなどを踏まえ、知事部局職員は、銃器によるヒグマの捕獲等を行った場合は１日につき２万円、わなの設置作業やヒグマの生息域でやむを得ず実施する屋外作業などを行った場合は1440円の額とする手当を新設しようとするものであります。

一方、警察職員は１日につき5200円を超えない範囲としており、それぞれの任命権者におい

て、従事する業務の危険性や困難性、他の危険作業に係る特殊勤務手当の均衡のほか、適用される給料表なども総合的に勘案し、設定したものであります。

○鈴木仁志委員　知事部局職員に対する危険鳥獣捕獲等作業手当の条例の施行期日については、条例可決後の適用なのだと思いますけれども、警察職員に対する作業手当については４月に遡って適用とされております。

既に道内各地でヒグマが人里等に出没をし、各種の対応なども生じているものと思いますけれども、知事部局職員の作業手当だけは遡及して支給されないというのは合理性がないのではないかと思いますけれども、その取扱理由についてお聞きをいたします。

○寺山給与服務担当課長　危険鳥獣捕獲等作業手当の施行についてでありますが、知事部局においては、本年６月１日にガバメントハンター１名を任用したほか、狩猟免許を有する道職員によるヒグマの捕獲活動を支援するチームを立ち上げたところであり、これらの職員は、関係法令等を遵守の上、地域の捕獲従事者と円滑な連携を図る必要があることから、鳥獣保護管理法などの関係法令に関する研修の受講や、市街地出没対応等の訓練に一定の時間を要することを踏まえ、この手当については条例の公布日に施行することとしております。

なお、警察部局においては、本年５月に士別市における緊急銃猟に係る作業に従事していることなどを踏まえ、４月１日から適用するものと承知しております。

○鈴木仁志委員　この手当は、ガバメントハンターなどが行う銃器等によるヒグマの捕獲等やわなの設置作業等に加えて、ヒグマの生息域でやむを得ず実施する屋外作業も対象になるとのことで、知事も、６月12日の定例会見で、屋外作業を支給の対象とするのは都道府県で初と胸を張っていたような気がいたします。

しかし、職員が担う通常の業務でもヒグマとの遭遇の危険性があるものは数多く存在をし、一口にヒグマの生息域でやむを得ず実施する屋外作業と言っても、具体的にどのような業務が手当の対象となり、どのような基準で判断するのか、判然といたしません。

職員の予見性の確保の観点からも、こうした点について具体化、明確化すべきと考えますが、対象と基準についてどのように考えているのか、お聞きをいたします。

○寺山給与服務担当課長　危険鳥獣捕獲等手当の対象業務についてでありますが、この手当は、ヒグマの捕獲、その他、職員の生命または身体に危険が及ぶおそれがあるものとして、人事委員会規則で定める作業に従事したときに支給されるものであり、銃器による捕獲やわなの設置など、ヒグマの捕獲等に直接従事する業務のほか、ヒグマの生息域でやむを得ず実施する屋外作業を想定しています。

この屋外作業については、ヒグマの出没情報等があり、遭遇する危険性が高いと判断される区域において、森林調査や施設管理といった屋外作業について、延期することが困難で、やむを得ず実施する必要があると所属長が認める場合に支給することを想定しており、具体的には、今後、人事委員会規則等において定めることとなります。

○鈴木仁志委員　ヒグマの生息域でやむを得ず実施する屋外作業が対象となれば、教員をはじめ

とした学校職員についても、ヒグマ出没時の登下校での付添いや通学路での見守りなど、ヒグマの危険性と隣り合わせの様々なケースが想定されますが、今回、学校職員は対象となっていないと認識しております。

知事部局職員同様に手当の支給を検討すべきではないのかと思いますが、そうした検討はなされなかったのか、検討の経過等についてお聞きをいたします。

○寺山給与服務担当課長　学校職員の取扱いについてでありますが、学校職員の給与については、道立学校職員、市町村立学校職員ともに教育委員会が所管する関係条例において定められており、今回の危険鳥獣捕獲等作業手当の新設に当たっては、その検討状況や制度の内容について、適宜、教育庁に対し情報提供を行ってきたところであります。

○鈴木仁志委員　職員の業務に報いるこの手当を評価させていただきたいと思いますけれども、職員の安全確保は何より重要です。

ヒグマとの遭遇の危険性が高まる職員の安全をどのように確保していくのかを最後にお聞きいたします。

○植村真美委員長　人事局長古田生介君。

○古田人事局長　職員の安全確保についてでございますが、道内では、ヒグマの個体数が増加傾向にあると推定される中、ヒグマの生息域において屋外作業に従事するに当たっては、職員の安全の確保が何よりも重要でございます。

このため、道では、各所属に対しまして、ヒグマの出没情報等があり、遭遇する危険性が高いと判断される区域での屋外作業については、原則、延期を検討するとともに、やむを得ず実施する場合には、連絡体制を確立し、熊撃退スプレー等の安全装備の携行や、複数人での行動の徹底などを図るよう周知をしているところでございまして、森林等で働く職員が、ヒグマとの遭遇を避け、遭遇した場合でも冷静に対応できるよう、人身被害の防止に向けて取り組んでまいります。

○鈴木仁志委員　それでは、最後に、防災、減災についてお聞きをしたいと思います。

連日、大きな地震が起こり、本道でも揺れを感じております。

４月27日に、地元の十勝地方南部を震源とする地震のときは、私は帯広におりましたけれども、震度４でありました。携帯電話から緊急地震速報を知らせる音が鳴って、いよいよ大きな地震が来るのかと構えておりましたところ、はっきりしませんでしたけれども、大体５秒ぐらいたった後に実際に揺れが来ました。揺れる前に僅かでも時間があれば外に出られるのかなと感じたところでございます。

承知のように、道東地域は日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が発生すれば甚大な被害が想定されておりますけれども、政府の地震調査委員会は、今年１月に、根室沖地震について、今後30年以内に発生する確率を90％程度に引き上げております。

また、今年の２月、道東沖の千島海溝沿いの海底下で巨大地震を引き起こすひずみが蓄積して切迫している可能性が高いと、静岡県立大学の研究グループや北海道大学の研究グループが相次

いで発表しておりますけれども、海溝型地震の発生場所である日本海溝、千島海溝、相模トラフ、南海トラフにおいて、プレートの動きを把握する地殻変動観測機器はそれぞれ何基ずつ設置されているのか、初めにお聞きをいたします。

○植村真美委員長　海溝型地震対策室長池田一成君。

○池田海溝型地震対策室長　地殻変動観測機器の設置状況についてでございますが、海底の地殻変動を観測する機器は、海上保安庁や国の研究機関等により全国85か所に設置されており、その内訳は、令和７年４月１日現在、日本海溝付近に30か所、千島海溝付近に２か所、相模トラフ付近に２か所、南海トラフ付近に48か所、南西諸島海溝付近に３か所となっているところでございます。

○鈴木仁志委員　海底地殻変動観測は、中長期でプレートのひずみを把握することで、今後の地震と津波の発生の可能性や規模を正確に測定するのに有効な観測でありますが、その観測機器については、千島海溝は、他の地域と比べて、事実上、空白地帯になっているのではないかと思います。

なぜこのような状況になっているのか、所見をお聞きいたします。

○池田海溝型地震対策室長　地殻変動観測機器の設置箇所についてでございますが、機器の設置は、東日本大震災を踏まえて国が平成26年に策定した「地震に関する総合的な調査観測計画」に基づき行われてきており、その中で、特に、南海トラフ及び日本海溝については密度の高い観測を行うとして、観測網の整備が進められてきたところでございます。

また、千島海溝については、国が令和元年に策定した、地震観測等の基本的な施策をまとめた「地震調査研究の推進について」において、南海トラフ及び日本海溝と同様に発生予測手法の高度化に取り組む海溝型地震として位置づけ、観測網の整備を進めていると承知しているところでございます。

○鈴木仁志委員　静岡県立大学の研究グループや北海道大学の研究グループが、ひずみが蓄積して切迫している可能性が高いと発表していることからも、今言われたように、さらに密度の高い観測を行う必要があると思いますけれども、観測機器の設置に関してどのような状況になっているのか、お聞きをいたします。

○池田海溝型地震対策室長　地殻変動観測機器の設置予定についてでございますが、国は、千島海溝付近において、地震、津波の発生を正確に予測するため、北海道の太平洋沖から千葉県の房総半島沖までの海底に設置した、地震計や水圧計などの観測機器で構成する海底地震津波観測網を運用するとともに、巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域等において、プレート間の固着状態を把握するための海底地殻変動観測を実施しているところでありますが、現時点では、新たな地殻変動観測機器の設置予定はないと承知しているところでございます。

○鈴木仁志委員　お話では、新たな観測機器の設置の予定はないということでありますけれども、国は、この千島海溝の観測の重要性をどのように認識していると思っていらっしゃるのか、お聞きをいたします。

○池田海溝型地震対策室長　千島海溝沿いの地震に対する国の認識についてでございますが、国は、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震について、発生確率や切迫性が高く、経済、社会への影響が大きいなどの観点から、南海トラフ地震などと同様に、中央防災会議が対象としている大規模地震の一つに位置づけ、国として被害想定の公表や特別措置法の整備といった対策を講じております。

さらに、令和４年には、地震防災対策を推進するための基本的方針や施策、具体的な目標などを定めた日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画を改正し、地震防災対策に取り組んでいると承知しているところでございます。

○鈴木仁志委員　国の南海トラフ重視の背景として、被害が想定される和歌山や高知などの太平洋沿岸10県が連携して、毎年、複数回、国に観測網整備などの提言要望を続けてきたと伝わっております。

専門家からは、実際に被害を受ける地元の声が最も国を動かすとの発言を聞くところですけれども、道はこれまでどのような要望活動を行ってきたのか、お聞きをいたします。

○池田海溝型地震対策室長　国への要望についてでございますが、道では、国費要望や北海道東北地方知事会による国への提言等の機会を通じ、地震、津波に対する国による観測体制の充実強化や、日本海溝・千島海溝に係る特別措置法に基づく特別強化地域における津波避難施設の整備など、緊急性の高い対策を重点的に推進するため、必要な予算の確保等について要望を行ってきたところでございます。

○鈴木仁志委員　世界有数の災害大国である日本において、国難級の災害に対しても、死傷者、それから避難者を大幅に減少させ、必要な社会機能を維持するためには、平時から事前防災の徹底が必要だと思っております。

そのためには、発生の可能性や規模を正確に測定し、道民に危険を早期に伝えるためには、観測機器の整備は極めて重要であり、急がれる課題だと思っております。それが、防災、減災につながると思いますけれども、所見をお聞きいたします。

○植村真美委員長　海溝型地震対策担当局長上田昌宏君。

○上田海溝型地震対策担当局長　防災・減災対策についてでございますが、発生が切迫しているとされる海溝型地震による被害を軽減するためには、ハード、ソフトの両面における対策を着実に推進していくことが重要でございます。

このため、道では、国に対し、引き続き、地殻変動観測機器の設置のほか、地震、津波をリアルタイムに観測することで、緊急地震速報や津波即時予測の高度化が可能となります海底地震津波観測網のさらなる充実など、観測体制の一層の強化を要望するとともに、市町村や防災関係機関と連携しながら、実践的な防災訓練を通じた住民の避難意識の向上にも取り組むなど、総合的な防災・減災対策を進めてまいります。

以上でございます。

○鈴木仁志委員　部長、この状況をどう思いますでしょうか。相模トラフは比較的狭い範囲です

から、問題は多少、少ないのかもしれませんけれども、この千島海溝は長くて広いわけです。この千島海溝付近に地殻変動観測機器は２か所しかないわけであります。道民の命に関わることだと私は思っております。北海道は、国に後回しにされて一体何をやっているのだと、道民から言われるのではないでしょうか。答弁は要りません。

終わります。ありがとうございました。

○植村真美委員長　鈴木(仁)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後０時28分休憩

午後１時30分開議

○鈴木仁志副委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

船橋賢二君。

○船橋賢二委員　では、よろしくお願いします。

本年４月20日、三陸沖を震源とする地震が発生して、太平洋沿岸に津波警報が発表されるとともに、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたところであります。また、同月には、林野火災注意報が発令される中、根室市や池田町において大規模な林野火災が発生したほか、今月18日には、十勝岳の噴火警戒レベルが２に引き上げられました。

いずれも幸い大きな人的被害は生じていないものの、自然災害はいつ、どこで発生するか分からないと改めて意識をしたところであり、防災対策などについて伺ってまいります。

広大な面積と複数の離島を有する本道において、道が所有する消防防災ヘリコプターは、救急、救助、林野火災などの活動で、道民の命綱として極めて重要な役割を担っているところであります。本年は、林野火災に出動し消火活動を行ったほか、５月の岩内町断水原因調査飛行や、先日、噴火警戒レベルが引き上げられた十勝岳の現地確認など、災害等の現場においては必要不可欠であると認識をしているところであります。

今回、道が保有する２機のヘリのうち、全国の消防防災ヘリコプターの中で最も古い機体である「はまなす２号」の更新について、本定例会で予定価格約40億円の財産取得に係る議案が提出されております。

そこでまず、消防防災ヘリコプターの導入機種についてでありますけれども、前回、平成29年度に導入した「はまなす１号」については、入札により機種を選定しておりますけれども、今回はどのように導入機種の選定を実施したのか、伺います。

また、今後、契約締結後から運航開始までの間、共同運航中である道警職員の操縦士、整備士の育成方法や、新機体の運航に必要な給油車等の購入など、どのようなスケジュールを予定しているのか、併せてお伺いをいたします。

○鈴木仁志副委員長　防災航空室長武藤聡君。

○武藤防災航空室長　導入機種の選定やスケジュールについてでありますが、機体更新に当たり、これまでの航空室の任務に必要な機能を備え、消防防災活動に最も適した機種を選定するため、北海道消防防災ヘリコプター機種選定委員会を設置し、航続距離や積載量など、現有機と同等以上の能力を有し、安全性や運航面などの23項目を比較検討した結果、イタリア・レオナルド社製の機種の選定に至ったところであります。

また、今後のスケジュールについて、ヘリコプターの製造には３年程度の期間を見込んでおりまして、令和９年度及び10年度に、新たな機体運航の資格未取得者であります操縦士と整備士のうち、３名に資格を取得させるほか、令和10年度までに運航に必要な給油車等の購入を行い、令和11年７月に新たな機体が納機された後、４か月程度の習熟訓練を実施し、令和11年11月から運航開始を予定しているところであります。

○船橋賢二委員　本年４月に岩手県大槌町で発生した林野火災は、12都道府県から緊急消防援助隊が出動し、北海道からは札幌市消防局が消火活動に当たり、鎮火までに38日間を要するという大規模なものとなりました。

また、先ほども触れましたけれども、本道において、４月16日に根室市、４月19日には池田町で、地元消防のほか、道内の消防応援隊、消防防災ヘリ、道警ヘリ、そして、災害派遣要請に基づき自衛隊ヘリが出動する大規模な林野火災が発生をしたところであります。

さきの定例会一般質問において、火災予防対策について伺いましたけれども、こうした大規模林野火災の発生を踏まえ、今後、道として林野火災対策にどのように取り組んでいくのか、改めてお伺いをさせていただきます。

○鈴木仁志副委員長　危機対策局長大西章文君。

○大西危機対策局長　林野火災対策についてでございますが、林野火災の発生原因の多くは人為的な要因であり、また、急速に延焼が拡大し、急峻な山林等での消火は困難を伴うことから、林野火災の予防意識の醸成や空中消火を含めた消火体制を確立することが重要でございます。

このため、道では、林野火災注意報や警報の発令状況をホームページで公表しているほか、全道火災予防運動の実施によります広報啓発活動やＳＮＳ等により注意喚起を呼びかけております。

また、早期に空中消火を実施することが被害の軽減につながるため、時期を失することなく道や関係機関が保有するヘリによる応援を求めることなどについて、各消防本部に対策の徹底を図ったところでございます。

道としては、消防機関や民間企業と連携し、出火防止の重要性について住民の理解促進を図るとともに、大規模な林野火災が発生した地域を管轄する消防本部と対応の振り返りを行うなど、林野火災の予防対策や消火活動の強化に取り組んでまいります。

○船橋賢二委員　続いて、防災会議についてお伺いをしますけれども、全国各地で大規模な林野火災が発生しているほか、台風や大雨なども頻発化、激甚化しております。こうした災害に対応

するためには、行政のみならず、様々な分野の関係機関が連携することは重要であります。

そこで、本道の防災対策の推進において中心的な役割を担う防災会議についてでありますけれども、まず初めに、北海道防災会議の役割と現在の構成機関の状況についてお伺いいたします。

○鈴木仁志副委員長　危機対策課長三浦次郎君。

○三浦危機対策課長　防災会議の役割等についてでありますが、防災会議は、災害対策基本法に基づき、地域防災計画の作成や実施の推進、防災に関する重要事項の審議等の役割を担っております。

現在、北海道防災会議は、知事を会長に、国が指定する北海道開発局、札幌管区気象台などの指定地方行政機関やＪＲ北海道、北海道電力などの指定公共機関、知事が指定する各放送局、医師会などの指定地方公共機関、陸上自衛隊、道警察、学識経験者などのうち、知事が任命する70名の委員で構成されております。

○船橋賢二委員　防災対策は、行政だけではなくて、電気、ガス、通信、運輸、医療など、重要な役割を担う指定地方公共機関との連携が必要不可欠であります。

本道における指定地方公共機関の現状と指定の考え方についてお聞かせください。

○三浦危機対策課長　指定地方公共機関についてでありますが、指定地方公共機関は、災害対策基本法に基づき、都道府県の地域において、電気、ガス、輸送、通信、その他の公益的事業を営む法人で、知事が指定するものであり、北海道におきましては、放送事業者、ガス事業者、運送事業者のほか、医師会や消防協会など、現在、179法人を指定しております。

指定に当たりましては、国の指定公共機関の状況を踏まえるとともに、法人の公益性や地域防災計画における役割などを総合的に勘案しているところでございます。

○船橋賢二委員　近年の災害対応はますます複雑化しておりまして、既存の防災会議の構成機関や指定地方公共機関だけでは対応し切れない場面も想定をされております。

例えば、医療分野においては、医師会や薬剤師会だけではなく、医薬品の供給といった役割を担う事業者団体との連携は不可欠でありまして、物流や燃料供給などの分野においても同様であります。

防災対策の実効性を高めるためには、防災会議の構成機関や指定地方公共機関の範囲を広げていくべきと考えますが、道の所見をお伺いいたします。

○大西危機対策局長　構成機関等の範囲についてでございますが、大規模災害時には、防災会議の構成機関や指定地方公共機関のみならず、医療、物流、燃料供給など様々な分野の関係団体との連携が重要と認識をしております。

このため、道では、医療や物資、役務の提供など、民間事業者等との災害協定の締結や各種訓練への参加などを通じまして、関係団体との連携に取り組んでいるところでございます。

また、道としては、防災体制の充実強化を図るため、国や他県における防災会議の構成や指定地方公共機関の指定状況を注視するとともに、社会情勢の変化等を踏まえ、不断に構成機関を見直すなど、様々な関係団体との連携を一層強化してまいります。

○船橋賢二委員　ただいま、社会情勢の変化等を踏まえ、不断に構成機関を見直すと御答弁をいただきました。それはそれでいいと思いますが、その反面、やっぱり、北海道の地理的要因や特性、特徴などを的確に捉えて、国や他都府県とは異なる目線と、本道がこれまで経験してきた様々なノウハウなどをしっかりと積み上げるという新たなる観点が必要であると感じます。

そういう意味では、指定地方公共機関の点検や防災会議の構成機関等の範囲の見直しについては、現状を的確に捉えていただいて、継続的に進められることを指摘させていただきたいと思います。

これまで、消防防災ヘリコプターの更新や林野火災対策、防災会議などについて伺ってまいりましたけれども、近年、災害は頻発化、激甚化しており、先週も二つの台風が相次いで発生したほか、青森県で震度６強を観測する大きな地震が発生するなど、今年も全国的に災害が多発をしております。

また、本道においても、千島海溝・日本海溝周辺の巨大地震の発生が懸念されるほか、十勝岳や雌阿寒岳の噴火警戒レベルが２に引き上げられるなど、本道が直面する災害リスクは多様化をしているわけであります。

最後に、本道を取り巻く災害リスクの変化を踏まえ、今後、道としてどのように防災対策を推進していくのか、御所見を伺います。

○鈴木仁志副委員長　総務部危機管理監髙山圭一君。

○髙山総務部危機管理監　今後の防災対策についてでございますが、近年、風水害の発生が頻発化、激甚化するとともに、海溝型の巨大地震や火山噴火の発生が懸念されていることから、ハード、ソフトの両面において総合的な防災対策を推進していくことが重要でございます。

道では、地域防災計画に基づく各種対策を推進するとともに、防災会議や各種訓練を通じた関係機関との連携強化、特別強化地域における津波避難施設の整備に対する支援などに取り組んでいるところでございます。

道としては、こうした取組を継続していくとともに、防災ヘリの更新による救出・救助体制の強化や道防災情報システムの改修による災害対応の迅速化を図るほか、国や市町村、関係機関などと緊密に連携しながら、実践的な訓練の実施や防災教育の充実強化を図るなど、住民の命と暮らしを守るための防災・減災対策に取り組んでまいります。

○船橋賢二委員　ありがとうございました。

続いて、札幌医科大学についてであります。

札幌医科大学におきましては、北海道の医療を支えて地域医療へ貢献する優秀な医療人材を育成するという大きな使命を担っております。このため、優秀な人材の確保に向けては、これまで、その時々の課題や社会情勢などを踏まえ、適宜、入試制度の見直しを図ってきたところであります。

近年、大学卒業後の道内の医療機関への定着率の減少傾向をはじめ、優秀な学生の確保や少子化への対応など、新たな課題が顕在化しているものと認識しております。

こうした課題を踏まえまして、現在、札幌医科大学では、入学試験における入学者選抜枠の見直しを検討するなど、医師の道内定着と優秀な学生の確保に向け、検討を進めているものと承知をしておりますけれども、我が会派といたしましても、道内医療を支える札幌医科大学の動向は注目をしておりまして、これまでも、札幌医科大学への視察や関係者との意見交換などを行ってきたところでもあります。

今後とも、同大学がその使命を果たしていくために、地域医療に高い意欲を持つ学生の確保と学力の向上に向け、実態に即し、課題解決に資する入学制度となるよう、見直しを図っていくことが重要であると考えます。そこで、以下、お伺いをさせていただきます。

札医大の入学者選抜枠については、現行、どのようなものになっているのか、お伺いをいたします。

○鈴木仁志副委員長　大学法人担当課長大谷貴裕君。

○大谷大学法人担当課長　札幌医科大学の入学者選抜枠についてでありますが、現在、医学部の定員は110名、四つの入学者選抜枠となっておりまして、その内訳は、奨学金の対象となる学校推薦型選抜の特別枠が15名、面接試験を伴う総合型選抜の道民枠が20名、一般選抜の札医大卒後研修枠が55名となっており、これらについては、入学の際に、卒業後に一定期間、道内の医療機関で従事することを求める確約書の提出を条件としているところであります。

このほか、一般選抜の一般枠が20名となっているところであります。

○船橋賢二委員　近年、卒業後、指定する道内医療機関で医療に従事することについて確約書の提出を条件にする受験枠で入学したにもかかわらず、約３割が離脱しているということ、また、少子化などによって受験者数の減少といった新たな課題が発生をしているわけであります。

こうした課題に対して、道はどのように認識されているのか、お伺いをいたします。

○鈴木仁志副委員長　総務部次長兼行政局長岡本拓司君。

○岡本総務部次長兼行政局長　入試制度における課題の認識についてでありますが、現行の入試制度導入から10年余りが経過をし、道内校出身者の割合が増加するなど、一定の成果は上がったものの、近年の入試制度では、道内の医療機関に従事することを明記した確約書の形骸化や、少子化による受験者数の減少傾向が見られるといった新たな課題が生じてきている状況にございます。

こうした状況が続いた場合、将来的に札医大が果たす役割であります地域医療への貢献などに少なからず影響が生じる懸念があるものと認識しております。

○船橋賢二委員　こうした課題に対して、今後とも札医大がその使命を果たしていくためには、まずは、札医大を卒業後、北海道の医療機関などに従事する専攻医を確保していくことが重要であります。

そのためには、道内の定着率が高い道民枠や、道内外から北海道医療を支える人材を確保する一般選抜枠を拡充するなど、入試枠の見直しが必要だと考えておりますけれども、これに関して見解をお聞かせください。

○鈴木仁志副委員長　総務部長兼北方領土対策本部長坂本隆哉君。

○坂本総務部長兼北方領土対策本部長　入試枠の見直しについてでございますが、札医大においては、地域医療に貢献する人材を確保するため、これまでも、社会経済情勢や課題等を踏まえながら、特別枠や総合型選抜の導入など、適宜、入試制度の必要な見直しを行ってきたところでありまして、現在、先ほど委員からも御指摘がございました現行制度における課題等を踏まえ、その解決に向けて、地域医療関係者から意見を伺いつつ、令和10年度入試からの見直しに向けた検討が進められてきているものと承知しております。

道では、入試制度の見直しに当たりまして、これまでも課題や対策等について意見交換や情報共有を行ってきたところであり、今後とも、札医大が地域医療への貢献を掲げる建学の精神を踏まえ、能力や意欲のある優れた人材を確保育成し、本道の医療への貢献が図られるよう必要な支援に努めてまいります。

○船橋賢二委員　札幌医科大学では、進取の精神と自由闊達な気風を旨として、豊かな人間性と高い倫理観を備えた医療人の育成、地域医療への貢献、そして、国際的、先端的な研究の推進を基本理念に掲げています。

少子化、人口減少が加速度的に進み、日本中のどの地域社会もこれまでに経験したことのない大きな荒波にのみ込まれそうな状況になっておりまして、将来の不安が増大しているのが現状でありますけれども、北海道におけるこれからの医療提供体制を考えたとき、札幌医科大学の役割、責任はますます高まっているのが現実ではないでしょうか。

札医大医学部では、これからの時代を見据え、全国からこれまで以上に優秀で誠実な人材を求めるべく、令和６年度から、入試制度の段階的な見直しに向け動き出しているところであり、目まぐるしく変化する社会に、速やかな対策や対応が求められております。

医師として独り立ちするには、卒業後約10年間、初期・後期臨床研修を通して専門的な研さんを積む必要があると言われており、この医学部の入試制度の見直しは、決して単年度だけでの話ではなくて、少なくとも、これからの10年後、北海道における医療提供体制に大きな影響を及ぼすということを決して忘れてはいけないわけであります。この件につきましては、知事の考えを直接お聞かせいただきたいと思いますので、委員長にはお取り計らいのほどお願いいたします。

次に、私立学校管理運営費補助金についてでございます。

少子化による入学者数の減少や物価の高騰などの影響によりまして、私立学校を取り巻く環境は大変厳しい状況にある中、学校経営において私学助成は大変重要な財源となっております。

そこで、私立学校に対する管理運営費補助金について伺ってまいりますけれども、まず、管理運営費補助金をどのような基準で補助しているのか、概要についてお聞かせください。

○鈴木仁志副委員長　学事課長佐藤昌彦君。

○佐藤学事課長　管理運営費補助金の概要についてでありますが、道では、私立学校における学校運営の健全性を高めることなどを目的として、学校運営の経費に対し、管理運営費補助金による助成を行っております。

補助金の内訳としましては、学校運営の基本的な経費である教職員の人件費や教育研究費・管理経費などの物件費について、生徒数などの規模に応じ、各学校の標準的な経費を算定し、その２分の１以内を一般分補助として配分するほか、各学校が行う特色ある取組に対し、特別分補助として配分しております。

○船橋賢二委員　学校運営の健全性を高めるということは、文科省で、学校運営で最も大切なことと定義されていますけれども、御存じでしょうか。答えられなければ結構です。

明確な教育ビジョンの共有、教職員のチームワーク強化、安心・安全な環境づくり、家庭・地域との連携の４点、これらが一体になることで生徒の健やかな成長を支える質の高い教育環境が実現しますと定義づけられています。それを受けて、北海道庁では、この北海道私立学校管理運営費補助金ということで、道内の私立学校の経営安定化や教育水準の維持向上、保護者の経済的負担の軽減を目的として、北海道が学校法人などに対して予算の範囲内で交付する私立学校助成の一つということで定めているわけであります。

これは、何ぼ聞いても、いろいろ時間の制約があるので、またそのうちにやりたいと思いますけれども、そういう認識を持って次の質問に行きたいと思いますが、ただいま伺いましたけれども、私立高校に対する特別分補助、いわゆる特色加算は、私学の特色ある取組を推進する上で最も重要であると考えております。

そこで、道として、どのような取組が特色加算の対象として位置づけられているのか、また、加算とは逆に減額となるケースがあるのか、お伺いいたします。

○佐藤学事課長　特色加算等についてでありますが、道では、私立高校の教育上の課題解決や魅力の向上につながる取組を促す観点から、海外との交流等の国際化やインターンシップ等の職業間教育の推進、スポーツや文化活動の活性化など、社会経済状況などを踏まえながら、様々な取組を加算対象としております。

一方、定員遵守等の観点から、定員の一定割合を超えて生徒を入学、または在学させている場合には、超過の度合いに応じて補助金の減額措置を行っております。

○船橋賢二委員　ただいまの答弁でありました定員超過による減額措置は、全国的にも行われているものなのか、お伺いいたします。

○佐藤学事課長　全国の定員超過による減額措置の状況についてでありますが、全都道府県で私立学校の運営経費に対して助成を行っている中、昨年実施された調査結果では、33都道府県が定員超過による減額調整を行っております。

○船橋賢二委員　ただいま、33都道府県が定員超過による減額調整を行っているということでありました。ということは、残り14県はこのような減額調整は行っていないということなのだと思われますけれども、これを行っていない県は、どのような考えで行っていないのか、ほかの方法で何らかの対策が講じられているのか、もし把握をされているのであればお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤学事課長　減額調整を行っていない都府県の状況についてでありますが、昨年の調査は、

定員超過減額措置の有無についてのみの調査項目でありましたことから、その内容等については把握をしておりませんが、今後、改めて他都府県の状況について調査してまいる考えでございます。

○船橋賢二委員　次に、減額措置を講じる場合に、具体的にどの程度の減額となるのか、事例を踏まえましてお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤学事課長　減額の事例についてでありますが、定員超過に係る減額の措置額につきましては、入学者数が入学定員の1.1倍を超えた場合、超過した人数に単価を乗じ、さらに、超過の割合や継続年数に応じた補正係数を乗じて算出しております。

例えば、令和７年度の単価で試算した場合、１年生の収容定員が200人の学校において入学者数が250人となった場合には約2300万円、入学者数が270人となった場合は約4700万円、入学者数が280人となった場合には約6800万円の減額となります。

○船橋賢二委員　数字を聞いて、皆さんはどういうふうにお感じになったか。私は、この数字を聞いて、すごい話だなと思いました。

それで、この補助金の目的も道では示されていますけれども、この補助金の目的は、公立学校との教育条件の格差を是正して、私立学校が独自の教育理念に基づく特色ある教育を展開できるように支援するという内容なのです。そういった意味では、先ほどもいろいろと触れましたけれども、この定員超過減額調整は、管理運営費補助金の減額を実施するということで、私としては、何か整合性が取れていないのじゃないかなという気がしているところであります。

これ以上言っても進みませんので、話を前に進めさせていただきますけれども、本年度は、私立高校の授業料が実質的に無償化となった初年度でありまして、中学校卒業者の進路選択の動向を見通すことが難しい状況にあったものと考えられます。また、地方部では、私立高校が１校のみという学区がありまして、そういった学校は、公立高校の不合格者の受皿であるとともに、地方からの生徒の流出を防ぐ役割を担っているわけであります。こうした学校に対して、一律の基準によって減額措置を講じるということは、必ずしも実態を踏まえた対応とは言えないものと感じます。

このような状況を踏まえまして、今後の管理運営費補助金についてどう対応されるのか、お聞かせください。

○坂本総務部長兼北方領土対策本部長　今後の対応についてでございますが、私立高校の収容定員は、学校法人が教職員の配置や施設設備などを総合的に勘案し、学則事項として知事に申請し、認可を受けた事項でありまして、それを遵守することは、教育環境の維持向上や適正な学校運営の面からも重要と考えております。

このため、毎年度、定員を超過した学校に対して補助金を減額するとともに、超過した原因や今後の対応策について文書の提出を求め、必要に応じヒアリングを実施しているところです。

今後、こうしたヒアリングなどにより実態や他都府県の状況等も把握し、公平性などを考慮しながら、配分基準をどうするか、検討してまいります。

○船橋賢二委員　私の選挙区では、オホーツク圏で唯一、１校しかない私立高校があります。この北見の私立高校で、今年、実際に起きました。これは私立高校ですから、公立高校を意識して、やっぱり、公立を優先しているのですよ。ちゃんと定員を守ろうとして。でも、そのスケジュール感を合わせて、公立に合わせて、自分の学校の運営に著しく負担にならないような入学者を受け入れる中で、それでも、公立の２次の合否が終わった後にまた流れてくると。では、そういう子どもたちを、さっき言ったように、オホーツクでは私立学校が１校しかない中で、そこが受け入れなかったら、その子どもたちはどこへ行くのですか。僕は、通信が悪いとは言いません。でも、本当に通信に黙って行かせればいいのですか。そんな子どもたちは、うちのオホーツクにはつくりたくない。そういう意味では、私学は私学で、定員を意識しながら、ちゃんと損益分岐点を考えながら経営をしていますよ。しかし、不可抗力みたいなことがあるでしょう。地域の事情もあるでしょう。そういうことも全く意識しないで、ただ一律に、はい、何千万円カットしますと。これは公の教育とは言えないと僕は思います。

国は何で無償化にかじを切ったのですか。そういうことを意識して、北海道も、公立だろうが、私立だろうが、北海道の子どもたちは私たちの財産だということで、しっかり守っていただきたいと思います。

終わります。

○鈴木仁志副委員長　船橋委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き終了いたしました。

鈴木一磨君。

○鈴木一磨委員　それでは、通告に従い、順次質問してまいります。

働きやすい職場づくり等について、まず、近年、道の若手職員の中途退職者が増えていると承知しています。

道に限らず、民間企業や他の自治体でも同様の傾向が見受けられますが、まずは、道における直近３年間の30歳未満の自己都合退職者数の推移とその要因についてお伺いします。

○鈴木仁志副委員長　人事課長片岡英善君。

○片岡人事課長　若手職員の退職状況についてでありますが、知事部局における過去３年間の30歳未満の職員の自己都合退職者数は、令和５年度は125名、令和６年度は150名、令和７年度は134名となっております。

若手職員の退職理由につきましては、転職や進学、あるいは、その準備のためとする理由が多くを占めており、官民を問わず、中途採用者の募集など、積極的な採用活動が行われている昨今の就職状況におきまして、転職そのものを肯定的に捉えることが増えてきていることに加え、多様な働き方に対するニーズが高まっていることなどが影響していると考えております。

○鈴木一磨委員　最近では、将来を有望視された管理職員の中途退職も散見されます。若手職員とは事情が異なり、管理職員が志半ばで退職するということは、人生設計や生計などを考えると非常に重い決断であります。

理事者の皆様は言えないと思いますので、あえて私から言いますが、一部報道や道庁職員等への聞き取りから、例えば、知事レクが非常に長くて細かいなど、知事の過度のマイクロマネジメント等により管理職員の心理的な負担が増し、意欲がそがれているとの声があることも承知します。

管理職員の中途退職の原因の一つに、理事者側の意思疎通や風通しの悪さ、ハラスメントなどが懸念されますが、直近３年間の管理職員の自己都合退職者数の推移とその要因についてお伺いします。

○片岡人事課長　管理職員の退職状況についてでありますが、知事部局における過去３年間の管理職員の自己都合退職者数は、令和５年度は５名、令和６年度は７名、令和７年度は８名となっております。

管理職員の退職理由につきましては、転職のほか、家族介護や健康上の理由が多くを占めており、セカンドライフを見据え、職員としての知識や経験等を他の分野で生かすことや職員個々のライフステージの変化等が影響していると考えております。

○鈴木一磨委員　本当にその理由をしっかり確認されたのでしょうか。明るくセカンドライフステージに立つばかりではなくて、退職理由について人事部局側の聞き取りに本音を言わないこともあったり、特に、健康上の理由での退職というのも心配であります。ハラスメントなどにより、職員誰もが心身ともに過度な負担がかからないよう、日常的に配慮すべきであることを指摘いたします。

道庁の将来を担う若手職員や、今まさに即戦力として道政を推進する役割である幹部職員のいずれにおいても退職者が増加しているのは、本道にとってマイナスでしかなく、看過できない問題です。

こうした事態に関し、これまでどのように対応し、今後に向けた改善策等についてどう考えているのか、所見をお伺いします。

○鈴木仁志副委員長　人事局長古田生介君。

○古田人事局長　職員の離職防止に向けた取組についてでございますが、人口減少に伴う労働力不足や働き手側の価値観の多様化など、国や自治体を問わず、公務職場を取り巻く環境が厳しさを増す中、道では、若手職員を中心に離職者数が高止まりしておりまして、人材確保は喫緊の課題であると認識しております。

このため、道では、北海道職員人材マネジメントビジョンに基づきまして、上司と部下が定期的に対話を行う「１ｏｎ１ミーティング」や、若手職員のみならず管理職員も活用できるキャリアカウンセリング制度を導入するなど、職員の定着に向けた取組を推進しているところでございます。

また、広い視野を養い、チャレンジ意欲の向上を図るため、海外派遣研修を実施しているほか、今年度から新たに庁内ＦＡ制度を導入したところでございまして、道といたしましては、こうした施策を積み重ね、職員一人一人が意欲を持ち、安心して働き続けられる職場環境づくりに

向けて取り組んでまいります。

○鈴木一磨委員　次に、執務環境の改善についてお伺いします。

フロア改修など執務環境の改善について、昨年度は、道庁本庁舎の４階と５階を先行して実施したと承知しますが、実際にそのフロアで執務に励んでいる職員の方々からの評価はどうでしょうか。

私が聞いた限りでは、費用をかけた割には大きな効果が得られていないのではとの疑問の声もあり、実務性や効率性、快適性などの向上よりも、職場環境の改善に着手した、取り組んだとするＰＲや功績を重視している印象を受けました。所管部局としてもしっかり事業効果を検証して、施策の有意性につなげることが重要と考えます。

執務環境改善等の取組について、新規採用職など若手職員も含め、職員の声をどう把握しながら進めてきたのか伺うとともに、この事業をどのように評価しているのか、所見を伺います。

○鈴木仁志副委員長　計画担当課長遠藤克大君。

○遠藤計画担当課長　取組の評価などについてでありますが、本庁舎における執務スペースの狭隘化や会議室などの不足といった課題に対応し、オープンフロア化などの執務環境を改善していくことは、職員一人一人が能力を発揮できる働きやすい環境整備を進めるに当たり重要でございます。

改修に当たっては、フロアレイアウトの検討や執務室における床、壁、柱の色彩の選定などに若手職員の意見を反映するとともに、改修後においてもアンケート調査を実施するなど、意見を聞きながら進めているところでございます。

○鈴木一磨委員　昨年度と本年度の執務環境改善事業費の予算額は、合わせて５億7000万円を超えています。このまま本庁舎全てのフロア改修を順次行おうとすると、資材不足や物価高、人件費高騰などの影響も含めて、年々、事業費が膨大になる見込みがあります。

所要額の見通しと別館庁舎等への対応も含めた検討が必要と考えますが、今後の執務環境改善事業の進め方について所見を伺います。

また、社会情勢の変化等によって、事業の見直しが必要な場合も想定されますが、どのようなＰＤＣＡの仕組みとなっているのか、併せて伺います。

○遠藤計画担当課長　執務環境改善の進め方についてでありますが、改修については、執務に影響が生じないよう、課などを単位とした工事範囲で順次進める方法を採用しており、単年度で実施できる範囲は限定的なものとなっております。

改修に当たっては、その前後に職員からの意見を聞き、その内容を反映しながら改良を加えつつ進めてきたところであり、今後も効果的で効率的な事業の実施に努めるとともに、こうした工事の進め方を生かしながら、執務環境改善のノウハウを振興局や他の庁舎にも活用できるよう計画的に取組を進めてまいります。

○鈴木一磨委員　ただいまの答弁で、改修は課などを単位として順次進め、単年度で実施できる範囲は限定的なものとの答弁がありましたけれども、どこを調べても本事業の根拠となる事業計

画なり要綱なりがないのですよね。本来であれば、道の事業は、まず根拠となる全体の事業計画なり要綱なり戦略があって、そこに事業目的や方針、スケジュールが示され、その完了年度を目標に、進捗状況や達成度などをＰＤＣＡによって検証しながら進めていくべきものと考えます。

しかし、本事業において、来年度以降、どの階数の執務室に着手するのかも判然としません。事業と言うからには、本庁舎全体を何年度までに全て実施するのか、また、事業の要綱や計画がないと、予算がないときにはやらないということになりかねず、検証や評価もできないことになりますが、現時点での要綱や計画などの整備、または有無の考え方も併せて、今後、計画的にどのように進めていくのか、改めてお伺いします。

○鈴木仁志副委員長　財産担当局長奈良華織さん。

○奈良財産担当局長　執務環境改善についてでございますが、道では、令和７年度には２フロア、令和８年度には３フロアと、各部局の業務の実情を踏まえ、執務に影響が生じないよう可能な範囲で整備を進めていくこととしてございまして、オープンフロア化などの基本的な考え方を庁内で共有いたしますとともに、こうした整備の進め方を生かすよう、改善手法などのノウハウを次の取組に反映いたしますなど、効果的、効率的な事業の進捗に努めてまいります。

○鈴木一磨委員　執務環境改善事業は、修繕などの単なる補修工事ではないのですよ。本事業は、ゼロカーボン事業や温暖化対策実行計画、また、ＩＣＴ利活用推進計画など、多岐にわたってその影響が及ぶ懸念もあります。

また、最終的に全職場の環境改善が完了するのはいつなのか。また、どれくらいの予算規模が必要なのかなど、事業の必要性や透明性に配慮しながら、計画的に進めるべきだと考えます。その点について、知事の所見を改めて直接伺いたく、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

次に、セキュリティーゲートについてお伺いします。

昨年度から本庁舎でセキュリティーゲートの設置が試行されています。この取組は、開かれた道庁と職員の安全確保との双方のバランスを図ることが重要と考えますが、これまでの試行導入の効果をどのように分析、評価しているのか、所見を伺います。

また、来庁者や道職員はもちろんのこと、庁舎内のテナントや道庁に出入りしている業者の方々、道庁利用者などからどのような意見や要望が出ているのか伺うとともに、試行の状況を踏まえつつ、道庁の今後の安全管理の在り方についても併せて所見を伺います。

○奈良財産担当局長　本庁におけるセキュリティーの確保についてでございますが、道では、昨年７月より本庁舎１階にセキュリティーゲートを設置し、試行的に運用を行ってきており、昨年９月から11月に、本庁舎に勤務する職員や来庁者の方々のほか、食堂や売店など本庁舎内で営業されている方々の意見を伺っております。

この中で、ゲートの必要性につきましては、絶対に必要、あったほうがよいなど、ゲートの設置に肯定的な意見が９割を超えました一方、出退勤時に混雑していることや入庁時の手続が煩雑といった改善を求める意見もございました。

道といたしましては、試行を通じて把握した御意見なども踏まえながら、本格運用の開始に向

けて取り組むこととしてございまして、今後とも、庁内の安全の確保と使いやすさの両立を図り、職員をはじめ、幅広い利用者の皆様の御意見を伺いながら、安全、安心な環境整備に向けたセキュリティーの向上に努めてまいります。

○鈴木一磨委員　近年の温暖化事情を踏まえ、健康維持や熱中症対策なども含めて道職員の方々が快適に執務に専念できるよう、本庁舎のみならず、振興局など、冷房機器の整備などが重要と考えます。

職員の声なども踏まえた庁舎の冷房環境に係る現状認識と今後の対応について所見を伺います。

○鈴木仁志副委員長　保全担当課長酒井渉君。

○酒井保全担当課長　執務環境の整備についてでございますが、近年の記録的猛暑や働き方改革の進展など、職員を取り巻く環境が大きく変化する中、健康保持はもとより、モチベーションを高め、生産性の向上につなげていくためには、適切な室温管理をはじめ、快適な執務環境の確保が重要であります。

このため、道では、昨年度より、冷房設備がない振興局におきまして、クーリングシェルターとして活用できるよう会議室などに冷房機器の設置を進めてきたところであり、立地条件や庁舎の状況、さらには職員の意見も踏まえ、今年度からは振興局の出先機関なども含めて対応を進めているところでございます。

○鈴木一磨委員　次に、福利厚生等についてお伺いします。

本年度から、職員向けの福利厚生として、民間のサービスを活用した事業が開始されたと伺っています。

導入の際に、実際に利用することになる職員の声は適切に反映されたのか、導入の経過と制度の内容、その後の職員からの評価や実績についてお伺いします。

○鈴木仁志副委員長　職員厚生課長髙橋智哉君。

○髙橋職員厚生課長　職員の福利厚生についてでございますが、地方職員共済組合北海道支部では、今年度から、組合員の健康増進や士気向上等に資するため、宿泊施設、レジャー施設、スポーツクラブ、育児・介護支援など、多様な福利厚生サービスを利用できる地共済カフェテリア事業を実施しております。

この事業は、職員アンケート調査において、民間の福利厚生サービスの導入や宿泊施設の利用助成を求める声が多く見られたこと、また、近年、地共済の掛金収入が増加していることなどを踏まえ、導入したものでありまして、６月25日現在、5945名の利用登録があるところでございます。

道といたしましては、引き続き、地共済と連携しまして、事業の周知を図るとともに、今後、サービスを利用した職員の意見を把握するなどして、福利厚生の充実に努めてまいります。

以上です。

○鈴木一磨委員　週休３日制について、道内では今年６月から滝川市が導入しました。

道としても、多様な働き方を推進する観点から、導入について慎重かつ丁寧に検討すべきと考えますが、その効果と課題について道の所見を伺うとともに、今後の対応についてお伺いします。

○古田人事局長　週休３日制についてでございますが、いわゆる選択的週休３日制は、希望する職員が、フレックスタイム制を活用し、土日のほかに週１日までを限度に週休日を追加できるものでございまして、多様で柔軟な働き方やワーク・ライフ・バランスの推進等に資するものであると認識しております。

一方で、制度の導入に当たりましては、１日当たりの勤務時間が増え、職員の健康への影響が憂慮されるほか、窓口業務を有する職場等の業務執行体制の確保など、行政サービスや組織運営上の課題が懸念されるところでございまして、今後とも、国や他都府県の導入や運用の状況等を把握しながら、職員が働きやすい職場環境づくりに向けて取り組んでまいります。

○鈴木一磨委員　次に、旅費についてお伺いします。

近年、宿泊料金や引っ越し費用の高騰を受けて、道職員の東京などへの出張旅費や人事異動時の赴任旅費について、職員の一部負担、いわゆる持ち出しがないか懸念があります。

出張旅費については、国の制度改正等もあり、本年度から道においても引上げ改定されたほか、赴任旅費についても、広域異動が多くなりがちな本道の特性も踏まえ、適宜、改善が図られているものと承知しますが、本年度の各種旅費改正の内容と併せて、上限額も含め、改正後、職員の持ち出しが完全に解消されているのか、所見を伺います。

○鈴木仁志副委員長　給与服務担当課長寺山善規君。

○寺山給与服務担当課長　職員の旅費制度についてでありますが、道では、国における旅費制度の見直しを踏まえ、今年度から、出張時の宿泊費について、定額支給方式から地域の実勢価格に応じた上限つき実費支給方式に変更するとともに、宿泊を伴う出張に必要な諸雑費として宿泊手当を新設するほか、自宅から出発する出張に係る旅費の支給を可能とするなど、制度全般にわたる見直しを行ったところであります。

また、赴任旅費につきましては、人事異動時期の引っ越し料金が高騰している実態等を踏まえ、国に先行して、令和２年度から、引っ越し費用に充てるための移転料について、条例に上限額を定め、その範囲内で現に支払った額を支給するなどの見直しを行ったところであります。

さらに、出張や赴任の際に必要となる旅費が上限額を上回る場合には、旅行の実態に応じて増額調整を行うなど、職員のニーズ等を踏まえながら必要な対応を行っているところでございます。

○鈴木一磨委員　職員の自己負担、持ち出しがないように、今後も増額調整などの対応に配慮いただきたいと思います。

次に、システム整備費等についてお伺いします。

本定例会には、テレワーク・インターネット環境構築工事に係る請負契約の締結に関し、契約金額ベースで74億6000万円について議決を得るべく、議案第14号として提案されています。

そこでまず、今回の契約金額について、その具体の内容と内訳についてお伺いします。

○鈴木仁志副委員長　情報基盤担当課長鈴木厚君。

○鈴木情報基盤担当課長　システム整備費等についてでございますが、テレワーク・インターネット環境構築事業は、令和３年度に整備した道のネットワーク基盤を更新する事業でありまして、今回の整備費には、インターネット接続のための経費のほか、生成ＡＩの本格導入に必要な経費や、巧妙化、多様化するサイバー攻撃に対応する高度なセキュリティー対策に要する経費が含まれているところでございます。

費用の内訳につきましては、道庁内のネットワークやインターネット接続のための基本機能や設備として約37億5000万円、テレワーク機能や生成ＡＩを含むコミュニケーション機能で約30億4200万円、高度なセキュリティー対策機能等で約６億6800万円となるところでございます。

○鈴木一磨委員　テレワーク環境の構築に関連し、道では、職員１人に１台ずつスマートフォンを貸与していますが、スマホは、充電池などが数年で劣化し、将来にわたって定期的な機器更新が必要となるため、今後、継続的に更新費用などの大きな財政負担も生じます。

そこで、これまでに公用スマホの導入及び更新に要した経費と来年度以降の更新のタイミングや予算について、計画や見込みも含めて伺います。

○鈴木情報基盤担当課長　公用スマホに係る経費についてでございますが、現在使用している公用スマホは、令和３年度に導入しておりまして、初期導入に要した経費が約５億6300万円、５年間分の運用経費が約16億3500万円となり、合わせて21億9800万円となるところでございます。

次期公用スマホは、令和９年度の更新を予定しております。更新に係る経費が約１億6300万円、５年間分の運用経費が約15億2000万円を見込んでおりまして、合わせて16億8300万円となる見込みでございます。

○鈴木一磨委員　道は、公用スマホ導入の効果をどう認識しているのか、具体的に職員の働き方がどう変わり、どのような業務改善につながったのか、所見を伺います。

また、昨年度末に改定された新たな行財政運営の基本方針の中でも、公用スマートフォンの利便性や機動性を最大限活用とされてはいるものの、職場によっては生かし切れていないとの声もあり、今後、この職員１人１台ずつのスマホをどのように活用していくのか、考え方を併せて伺います。

さらに、公用スマホは私用で使うことがないようにしなければなりませんが、そのことをどのように確認しているのかも併せて伺います。

○鈴木仁志副委員長　イノベーション推進局長林下千栄君。

○林下イノベーション推進局長　公用スマホの導入効果についてでございますが、全職員を対象とした職員アンケートでは、職員の約８割が、あってよかった、９割が、今後の機能改善への期待も含め必要との結果でありました。具体的には、外勤先の利用で、帰庁後の作業が減った、子育てや介護などライフステージに合わせて多様な働き方を選択できるようになったなどの声もあったところです。

公用スマホの導入後も、業務用アプリを追加するなど、順次、機能の拡充を図ってきたほか、セキュリティーゲートの認証など、活用の幅を広げてきたところです。今後は、多機能型情報システムの導入により、ウェブ会議や相談業務など、公用スマホ単体でも実施できる業務が増えていくことが期待されますことから、より一層、幅広い業務に公用スマホの活用が図られるよう取り組んでまいります。

また、公用スマホを適正に利用するため、情報セキュリティー対策基準や取扱要領によりまして業務目的以外での利用を禁止するとともに、必要に応じ、利用状況の調査を行うことができることとなっております。

○鈴木一磨委員　今、答弁にあった多機能型情報システムの導入についてなのですけれども、知事が重点政策として掲げるＡＩなどの利活用を、今後、道庁内でも推進していくものと承知しております。

しかし、大規模にシステム導入する計画性とその効果において、一方で、動画や画像生成、文章校正、音声生成など、それぞれの業務に適したＡＩサービスを、その都度、必要な数量や単位で契約するほうが効率的ではないかとの声もあります。大規模なシステム整備事業の必要性や妥当性、効果等について所見を伺います。

また、我が会派の代表格質問でも指摘したとおり、リスク等に備えた規定やガイドラインの見直しが必要であります。危機管理や安全性の確保に資する対策の予定などについても併せて伺います。

○鈴木情報基盤担当課長　多機能型情報システムについてでございますが、このシステムは、メールやチャット、庁内の情報資産を保管するデータストレージなど、日常業務で必要不可欠となる基本機能に加え、ウェブ会議や簡易アプリの作成、さらには、高度な生成ＡＩの機能が付加されたものとなります。こうした機能を統合することで、業務の標準化や効率化はもとより、管理運用コストの低減やセキュリティーの強化にもつながるものと考えているところでございます。

生成ＡＩは、事実と異なる情報の提示といった危険性も指摘されていることから、こうした点についての認識を組織全体に浸透させるため、理解促進に向けた研修を行うほか、生成ＡＩの利用に係る規定やガイドラインを見直すなどし、安全かつ適正な運用を確保してまいります。

○鈴木一磨委員　一方、行政事務が複雑化し、業務量も多様化、増加する中、単なるＡＩ導入による人員削減は避けるべきです。適正な人員配置を守ることを前提としつつ、その一方で、ＡＩの活用によって、例えば、急な重要課題が生じた場合等に部局間の人員融通や業務応援をより柔軟に行うことも可能になるのではないでしょうか。

ＡＩの活用が道の組織機構や実務にどう反映され、どのような効果があるのか、具体的に伺います。

○林下イノベーション推進局長　生成ＡＩの導入による効果についてでございますが、人口減少が進む中、高度化、複雑化する行政課題に的確に対応するためには、デジタル技術の活用、とりわけ生成ＡＩの利活用が不可欠なものとなっております。高度な生成ＡＩを道の業務に活用する

ことで業務の標準化や効率化が図られ、職員の業務負担が軽減することが期待されております。

道といたしましては、こうした効果も見極めながら、環境変化に機動的に対応し、業務の見直しを柔軟に実施するとともに、組織力の最大限の発揮に向け、組織や業務を超えた協働を推進してまいります。

○鈴木一磨委員　道庁が職員にとって魅力ある職場であるためには、職員一人一人の意見を積み重ね、職員目線で執務環境や働き方を見直し、改善していくことが何よりも重要と考えます。

また、快適な職場づくりや風通しのよい道政運営のために、ＡＩやＩＣＴが的確に利活用されることが望ましく、それに関連して組織見直しなども不断に行っていくことが求められます。

そこで、最後に、真に職員のためになる職場づくりや組織づくり、働き方改革の推進に向けた考え方について所見を伺い、私の質問を終わります。

○鈴木仁志副委員長　総務部イノベーション推進監笠井敦史君。

○笠井総務部イノベーション推進監　今後の対応についてでございますが、道では、本年３月、行財政運営の基本方針を策定し、業務効率化や共通業務の集約化などの取組により、業務改善や働き方改革を一層推進していくこととしております。

本方針の策定に当たりましては、学識経験者からの意見聴取やパブリックコメントの実施はもとより、将来を担う若手職員の意見なども参考にしたところでございます。

この方針に基づく様々な取組を推進するに当たりましては、より多くの職員の理解と共感を得ながら進める必要がありますことから、各振興局でワークショップを開催するなどし、執務環境改善の取組や公用スマホの活用、多機能型情報システムの導入などについて、若手職員をはじめ、多様な職員の意見を幅広く聞きながら、職員一人一人が最大限能力を発揮できる環境を整え、道全体の組織力向上に向けた取組を進めてまいります。

○鈴木仁志副委員長　鈴木(一)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

阿知良寛美君。

○阿知良寛美委員　通告に従いまして、総務部所管事項について伺います。

初めに、札幌医科大学についてであります。

国は、今年、ｉＰＳ細胞を使った再生医療２製品の製造販売を条件・期限付で承認したところであります。報道によると、薬価が5500万円ぐらいということですね。それで、ｉＰＳ細胞は、京都大学の山中教授らが2006年にマウスでこの細胞作製を報告してから、約20年間、国の支援もあって、条件・期限付での承認にこぎ着けたものと思います。

一方、札幌医科大学が民間企業と共同で開発した世界初の脊髄損傷治療の再生医療等製品――ステミラック注は、８年前の2018年に条件・期限付で承認を得て、昨年の11月に厚生労働省へ新再生医療等製品の本承認申請を行っており、承認されれば、さらに多くの人が利用できるようになります。

札幌医科大学でこうした画期的な研究が実用化されたとなれば、医学を志す優秀な学生たちに

とって札幌医科大学が魅力的に映り、さらなる優れた研究が行われる可能性が期待されるところであります。

先日、鈴木知事は、札幌医科大学を訪問し、遠隔診療を視察するほか、学長方と親しく懇談されたと伺っておりますが、知事訪問を機に、今後の研究開発に関し、以下、伺ってまいります。

まず、ステミラック注の効果についてであります。

札幌医科大学の本望教授が研究開発され、ニプロが承認申請を行ったこのステミラック注とは、どのような新薬なのでしょうか。

また、これまでの期限付承認での評価を含め、伺います。

○鈴木仁志副委員長　大学法人担当課長大谷貴裕君。

○大谷大学法人担当課長　ステミラック注についてでありますが、ステミラック注は、世界初となる脊髄損傷の再生医療治療薬であり、従来の治療法では十分な効果が得られない疾患に対し、自分の骨髄から採取した骨や筋肉などを構成する幹細胞であるヒト骨髄由来間葉系幹細胞を用いた先進的な再生医療治療薬でありまして、本治療薬を用いて、札医大では、令和元年５月から脊髄損傷に対する治療を開始し、令和６年度末時点での登録症例数は約120症例に上っているところであります。

また、これまでに多くの医療機関の整形外科医が札医大で研修を受け、それぞれが所属する施設で治療を開始するなど、全国各地で治療が受けられる体制が整いつつあり、札医大の先端研究は、新たな治療薬や治療法の開発に大きく貢献していると承知しております。

○阿知良寛美委員　交通事故、それから落下、もしくはスポーツ、こういうことを起因として脊髄損傷で麻痺になる方々が、国内では毎年6000人前後いらっしゃるそうです。20万人以上の患者さんが後遺症に悩んでいらっしゃる、こういう状況であります。

そういう中で、限定付ではありますけれども、間葉系幹細胞の治療が開始されて、今、申請をして許可が下りるのを待っているということです。条件付ですから、急性期、発症して31日ぐらいの方々が対象となり、いろいろ条件があるのだろうと思いますけれども、治療を望む人が全て受けられるわけじゃない。ですから、そういう面では、これが許可になれば、より多くの方々、慢性期と言われる６か月以上たった方々も、合えばこの治療を受けられるということで、皆さん、非常に希望を持っていらっしゃいます。そういうすばらしい治療でありますから、ぜひ、道としても全面的に応援をしていただきたい、このことを要望しておきます。

次に、研究開発への支援についてであります。

この新薬開発は、札幌医科大学に隣接した施設を有するニプロ社との共同研究によるものと伺っております。研究開発に向けて、これまで、道として様々な支援をされてきたものと承知しておりますが、その取組状況を伺います。

○大谷大学法人担当課長　研究開発への支援についてでありますが、札医大においては、基礎分野から臨床応用分野に至るまで様々な最先端の研究が行われており、こうした研究の成果は、本道の医学の発展などに寄与しているものと承知しております。

道としては、運営費交付金により、先端的な研究や将来の発展が期待できる研究を支援することで、研究開発への積極的な取組と実用化への加速を促すほか、教育研究施設の研究室や実験室などの整備を行い、研究環境の充実を図ってきたところであります。

○阿知良寛美委員　次に、若手研究者への支援についてであります。

札幌医科大学の中期計画では、若手研究者の育成として、「若手研究者の育成に向け、科学研究費補助金、財団が公募する研究助成金等の採択数の増加につながる研究意欲の醸成と質の高い研究環境の整備を推進する。」としております。

優れた医師、研究者は、全国で取り合いになっております。札幌医科大学が優れた医療人を輩出し続けるためには、研究環境の整備や実績などの情報発信が重要と考えます。道の所見を伺います。

○鈴木仁志副委員長　総務部次長兼行政局長岡本拓司君。

○岡本総務部次長兼行政局長　研究環境の整備や情報発信についてでありますが、札医大では、若手研究者などの育成に向けた支援を目的に、ステミラック注の特許使用料を原資とした重点研究支援事業を創設し、将来の発展が期待できる優れた研究の環境整備を行うほか、札医大の技術を用いた新たな抗悪性腫瘍剤の実用化や研究論文の公表といった研究活動につきまして、ホームページやＳＮＳなど様々な広報媒体により、積極的に情報発信を行っていると承知しております。

こうした取組は、優れた医療人を輩出し続け、道民の方々に対し、高度な先進医療を提供するために重要であると考えております。

○阿知良寛美委員　そういった特許使用料も使って、ぜひ、若手を育成していただきたい。

この間葉系幹細胞は、全ての臓器、もしくは神経、こういったものをつくっていくという根本の細胞でありますから、これから、神経系の病気 —— 難病もあります。そういったことに期待している方もたくさんいらっしゃると思いますので、力を注いでいただければなと思います。

次に、札幌医科大学における研究開発体制についてであります。

同じく、中期計画では、研究支援体制の充実として、「研究活動の推進のため、薬事、知的財産等の専門的知識を有する特任教員を継続配置しながら、研究支援・研究者支援体制の整備・検証を行い、研究支援における教員と事務局との連携を強化するとともに、研究支援体制の充実を図る。」としております。

地方独立行政法人として、理事長、学長の裁量権限を生かし、資金獲得をはじめ、大学独自で研究開発体制の強化を図ることはもちろんでありますが、こうした新薬開発は、道民はもとより、世界全体の健康増進、幸福創出につながるものと考えます。

道としても、引き続き支援すべきと考えますが、今後の対応についてお伺いをいたします。

○鈴木仁志副委員長　総務部長兼北方領土対策本部長坂本隆哉君。

○坂本総務部長兼北方領土対策本部長　今後の対応についてでございますが、札医大は、これまで、がん対策や神経再生医療をはじめ、多様な分野で先端研究を推進してきており、そうした研

究から生まれた技術が新たな治療薬や治療法の開発に貢献していると承知しております。

第４期中期目標においては、先端的領域における国際水準の基礎研究及び臨床研究を推進することとしておりまして、こうした研究の成果は、本道の医学の発展などに寄与するとともに、新たな治療法の確立を待ち望んでいる患者やその御家族の方々に大きな希望となるものと考えております。

道といたしましては、札医大が中期目標に掲げる取組の着実な実施はもとより、医学・医療の攻究と地域医療への貢献という建学の精神の下、将来にわたって国際的、先端的な研究を推進していくことができるよう、引き続き、必要な支援を行ってまいります。

○阿知良寛美委員　次に、先ほど船橋委員からもございましたが、札幌医科大学における入試制度の見直しについてお聞きいたします。

ただいま、札幌医科大学における先端研究について質問をさせていただきました。言うまでもなく、先端研究や高度医療の提供などを推進していくためには、医療を担う人材の育成が何よりも重要と考えます。

これまでも、札幌医科大学では、優秀な医療人を育成、輩出し、地域医療の確保など北海道の医療に多大な貢献をしてきており、将来にわたってその役割を果たしていくことが求められております。

そうした中、近年、医学部の入学者選抜において、大学卒業後に指定する道内医療機関で医療に従事する確約書を提出し入学したにもかかわらず、それを履行せず、道外へ転出してしまうケースが増加傾向にあること、これは、先ほどありましたように30％だそうです。それから、少子化の影響などにより受験者数が減少しているといった課題が生じていると承知しております。こうした状況が続けば、地域医療や先端研究への支障も生じかねないと考えます。

今後とも、札幌医科大学が優秀な医療人材を確保していくためには、こうした課題や社会経済情勢等を踏まえた入試制度となるよう、できるだけ早期に見直す必要があると考えますが、見解を伺います。

○坂本総務部長兼北方領土対策本部長　入試制度の見直しについてでありますが、札医大においては、地域医療等に貢献する人材を確保するため、これまでも、大学卒業後、一定期間、札医大や道内の医療機関に従事することを確約する特別枠や、面接において北海道の地域医療に対する考え方をより重視する総合型選抜を導入するなど、入試制度の必要な見直しを適宜行ってきたところです。

そうした中、確約書の形骸化や少子化による受験者数の減少傾向といった近年生じてきた課題を踏まえまして、札医大では、地域医療関係者からの意見を伺いながら、令和10年度入試からの見直しに向けた検討を進めてきているものと承知しております。

道では、入試制度の見直しに当たって、課題や対策等について札医大と意見交換や情報共有を行ってきたところでありまして、札医大が今後とも優れた人材を確保育成し、地域医療への貢献や先端的な研究への推進が図られるよう必要な支援に努めてまいります。

○阿知良寛美委員　特別枠、総合型選抜などを含めて、令和10年度入試からの見直しに向け検討するという御答弁でありました。

次に、私学教育の振興についてお伺いします。

先日、道教委は、授業料実質無償化による中学生の進路選択の影響調査を実施したところでございます。調査では、今年の道内の高校１年生の数は、公立高校で951人減少したのに対し、私立高校で936人増えたとのことであります。

今後、道教委では、こうした傾向や影響について分析するとのことでありますが、こうした動きは、私立高校間におけるサービスの競争激化にもつながりかねないとの声もあり、公立、私立の枠にとらわれない教育の在り方を議論することは大変重要と考えます。

北海道総合教育大綱では、本道の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標、理念や施策の根本となる方針を定めるとし、私学教育の振興に関しても、「私立学校は、建学の精神に基づき、時代の変化や生徒・保護者のニーズの多様化に対応した個性ある教育活動を展開し、子どもたちに多様な教育機会を提供するなど、本道における学校教育の一翼を担い、本道教育の発展に重要な役割を担っていることから、教育条件の維持向上や修学上の経済的負担の軽減を図るなど、より一層特色ある教育が展開されるよう取り組みます。」としております。

総合教育大綱に基づく取組状況、そして、教育全体を審議、検討する総合教育会議における議論について、以下、伺ってまいります。

まず、総合教育大綱についてであります。

総合教育大綱を踏まえ、道として、私学教育の振興に向けて様々な取組を進められていると承知しておりますが、最近の取組状況について伺います。

○鈴木仁志副委員長　学事課長佐藤昌彦君。

○佐藤学事課長　私学振興の取組についてでありますが、道では、私学助成を通じて、私立学校の教育環境の維持向上や修学上の経済的負担の軽減などを図っているところであり、学校経営の健全性を高めることなどを目的とした管理運営費補助金や、保護者の経済的負担の軽減を図る就学支援金、奨学のための給付金のほか、学校の耐震化に対する補助などを実施しているところです。

○阿知良寛美委員　次に、教育無償化の影響についてであります。

先ほど申し上げましたとおり、道教委の調査では、この春の私立高校への入学者の割合が過去10年で最大だったとし、無償化の影響があったものと考えます。

こうした私学シフトの動きを、私学教育を支援する側としてどのように受け止めているのか、伺います。

○佐藤学事課長　いわゆる高校無償化の影響についてでありますが、道では、これまで、家庭の経済的理由により修学の機会が損なわれることがないよう、授業料や授業料以外の教育費への支援などにより、保護者負担の軽減に取り組んできたところです。

こうした中、今年度からのいわゆる高校無償化は、高校への進学動向に一定の影響が見られるところであり、今後、道教委と連携して、中高生や保護者へのアンケートを実施し、詳細な分析を行う予定でありますが、この高校無償化により、家庭の経済状況にかかわらず、希望する学校を選択できるようになったものと考えております。

○阿知良寛美委員　道教委と連携して、中高生や保護者にアンケート調査をし、分析を行うということであります。

確かに、経済的な支援ということはもちろん大事だと思いますけれども、やはり、教育の質ということが最も大事だろうというふうに僕は思いますので、ぜひ、そこのところに目を向けていただければなと思います。

総合教育会議での議論について伺います。

知事と教育委員会で構成する北海道総合教育会議では、教育大綱の下で地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずるべき施策などについて議論されるものと承知しています。

高校無償化についても重要なテーマと考えられ、総合教育会議でも取り上げることが必要と考えますが、道の認識を伺います。

○岡本総務部次長兼行政局長　総合教育会議における高校無償化の議論についてでありますが、道では、総合教育会議において、子どもたちや教育を取り巻く状況を踏まえた議題を設定し、知事や教育長、有識者の方々が意見交換等を行い、教育政策の方向性の共有などを図っているところでございます。

このたびの高校無償化に伴い、家庭の経済状況にかかわらず多様な進路選択が可能となる一方で、高校への進学動向に一定の変化が見られ、地域の活力維持などに影響を与えることも懸念されている中で、総合教育会議の場などにおいて、教育を取り巻く環境や社会情勢等の変化に伴う課題について協議していくことは、地域における教育環境の確保や地域づくりの観点から重要と認識しております。

道といたしましては、今後とも、道教委などと連携しながら、時宜を捉えた地域における教育課題について総合教育会議で協議するなど、地域の教育環境の充実に努めてまいります。

○阿知良寛美委員　次に、今後の対応についてであります。

高校無償化は、子育て世帯の負担軽減、子どもたちの進路選択の広がりといった観点では大変意義ある取組だとは思いますが、公立、私立を含めて、本道の教育、人材育成に与える影響を注視していくことも必要だと思います。

高校無償化が導入された中で、私立高校が、より一層安定した学校運営を図り、引き続き、本道の人材育成に貢献していただくために、道として今後どのように私学振興に取り組んでいくのか、道の見解をお伺いし、質問を終わります。

○坂本総務部長兼北方領土対策本部長　今後の対応についてでございますが、本道の私立学校は、公教育の一翼を担いながら、建学の精神と独自の教育理念に根差した特色ある教育を展開

し、個性豊かで多様な人材の育成に大きく貢献していると認識しております。

このため、道では、管理運営費補助金や、保護者の経済的負担の軽減を図る修学支援制度などの充実に取り組んできたところです。

今後とも、こうした助成等を通じ、各私立学校が自主性に基づいて質の高い教育を行うことにより、本道の未来を担う人材の育成が図られるよう努めてまいります。

○鈴木仁志副委員長　阿知良委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後２時58分休憩

午後３時15分開議

○植村真美委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

石川さわ子君。

○石川さわ子委員　通告に従いまして、順番に伺ってまいります。

まず、高病原性鳥インフルエンザについて伺います。

道内では、昨シーズン、高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生をし、その都度、多数の道職員が動員され、殺処分や埋却作業、防疫拠点の運営など、長時間にわたる厳しい防疫業務に従事したものと承知をしております。

高病原性鳥インフルエンザが発生した際には、迅速かつ確実な防疫措置が求められ、昼夜を問わず迅速な防疫措置を講ずる必要があり、殺処分や埋却作業をはじめとする業務に従事する職員には心身の両面で大きな負担が生じるものと考えます。

また、家畜伝染病予防法の改正に伴い、昨年10月には、高病原性鳥インフルエンザの防疫指針から自衛隊に関する記載が削除をされ、さらに、本年５月には、豚熱に係る防疫指針についても同様の見直しが行われたところです。

こうした中、発生時における防疫体制の確保や職員の負担軽減をどのように図っていくのかが、これまで以上に重要になっていると考えます。

道においては、高病原性鳥インフルエンザの発生時における殺処分や埋却などの一部業務について、昨シーズンから外部委託を活用するなど職員負担の軽減に取り組んでいるところでありますが、発生直後の迅速な対応や、比較的小規模な事例への対応などにおいては、依然として多くの職員の動員が必要になるものと考えます。今後も高病原性鳥インフルエンザの発生が想定をされる中、防疫体制の維持強化と職員の負担軽減の両立は大変重要な課題でありますことから、以下、数点伺います。

まず、防疫作業に従事した職員の健康管理についてですが、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、多くの道職員の皆さんが動員をされ、農場において殺処分や埋却業務や消毒作業などに従事されていると承知をしております。

職員にとりましては、ふだん経験することのない業務であって、その内容も非常に苛酷なものであるため、身体的、また精神的な負担も大変大きいと考えますが、こうした作業に従事をした職員の健康管理について、道はどのような対策を行っているのか、伺います。

○植村真美委員長　職員厚生課長髙橋智哉君。

○髙橋職員厚生課長　高病原性鳥インフルエンザの対応についてでございますが、道では、防疫作業に従事した全ての職員を対象としまして、心身の状態のセルフチェックに関するリーフレットを配付した上で、心的な外傷の度合いを判定するストレスチェックを行い、必要に応じて産業医との面談を実施しております。

また、所属長に対しては、防疫作業に従事した職員の体調の変化などに十分配慮し、必要に応じて本庁や各振興局の相談窓口の活用を促すこととしており、こうした取組を通じまして職員の健康管理に努めているところでございます。

○石川さわ子委員　道職員が高病原性鳥インフルエンザの殺処分等の作業に従事をした場合、特殊勤務手当として防疫救治作業手当の支給対象となると聞いております。

この手当の支給額でありますが、令和５年にそれまでの日額380円から1470円に引き上げられましたが、これはどのような考え方によりこの手当額としているのか、伺います。

○植村真美委員長　給与服務担当課長寺山善規君。

○寺山給与服務担当課長　防疫救治作業手当の額についてでありますが、令和５年の人事委員会勧告において、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、通常は、防疫措置に従事することが想定されていない職員を含め、昼夜、休日を問わず、24時間３交代制で防疫措置を実施しており、生きている家禽を自らの手で捕獲し殺処分するという、不快で心身に著しい負担を与えるものとなっていることから、日額380円を1470円に引き上げる旨の勧告があったことを踏まえ、手当の額を改定したものであります。

○石川さわ子委員　今回の北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案におきましては、危険鳥獣であるヒグマの捕獲等をするための作業に従事したときに支給する危険鳥獣捕獲等作業手当を新設するほか、災害応急作業等手当についての増額改定が示されました。

高病原性鳥インフルエンザは、毎シーズン発生いたしますし、完全に防ぐことが困難な状況であると思います。発生すると、蔓延防止のための殺処分や埋却、そして、農場の早期再興を図るため、迅速な対応が必要であり、今後も依然として道職員に頼らなければならない状況があると考えます。

そこで、高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の苛酷な作業内容を踏まえ、防疫救治作業手当についても増額するべきと考えますが、道の所見を伺います。

○植村真美委員長　人事局長古田生介君。

○古田人事局長　職員の特殊勤務手当についてでございますが、道では、高病原性鳥インフルエンザの防疫作業に従事した職員に対しまして防疫救治作業手当を支給しており、令和５年の人事委員会勧告を踏まえ、同年11月から、手当の額を380円から1470円に改定したところでございま

す。

道といたしましては、引き続き、高病原性鳥インフルエンザの防疫作業を取り巻く情勢の変化や、国や他都府県の動向を注視しながら、人事委員会勧告を基本として適切に対応してまいります。

○石川さわ子委員　ただいま御答弁がありましたけれども、この値段ですね。法律上の均衡の原則という問題もお聞きいたしましたが、生きている家禽を強制的に処分するということに対するストレスは本当に想像以上のものがあると思いますし、このストレスは万病のもとだと思います。

また、北海道の場合は、季節的な問題もあるかと思います。苛酷な作業に見合う防疫救治作業手当の増額については、道職員の負担軽減を図るということを目的に増額をするべきだということを指摘いたしまして、この質問は終わります。

続きまして、男性職員の育児休業について伺います。

道では、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、仕事と家庭の両立支援や女性職員の活躍推進に取り組んでおりますが、こうした取組は、全ての職員が安心して働き続けることができる職場環境の実現につながるものでありまして、人材の確保、定着の観点からも重要なものと考えます。

また、少子化が深刻化する中、男性の育児参画を促進し、仕事と家庭を両立できる職場環境を整備することは社会全体の課題となっており、道におきましても、男性職員の育児休業取得を積極的に推進し、自ら率先して働きやすい職場環境づくりを進めていくことが重要であります。

男性職員の育児休業の取得について伺ってまいります。

道は、これまで、特定事業主行動計画を策定し、男性職員の育児休業の取得を促進するよう取組を行っていると承知をしております。

特定事業主行動計画に定める目標値と過去３年の取得率の状況について伺います。

○寺山給与服務担当課長　男性職員の育児休業についてでありますが、道では、特定事業主行動計画において、男性職員の育児休業取得率の数値目標を定めており、計画の策定時は、10％以上としていたところでありますが、令和７年度からは、国や地方の男性公務員に係る政府目標の改正を踏まえ、２週間以上、85％以上としております。

また、過去３年間における男性職員の育児休業取得率は、令和４年度は47.5％、令和５年度は57.8％、令和６年度は65.9％となっており、着実に上昇しております。

○石川さわ子委員　育児休業の取得率は年々上昇しているということでありますが、本道は、全国の中でも、特に出生率が全国ワースト２位、1.0という低い状況にあります。国や他県よりも子育て支援を充実させ、子育てしやすい環境づくりを進めていく必要がありますが、残念ながら、道内の男性の育児休業の取得率は、全国の40.5％に比べ、33.0％であり、大変低い状況にあります。

まず、道自らが率先して、男性職員が育児休業を取得しやすい取組を進めていく必要があると

考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

○古田人事局長　今後の取組についてでございますが、道では、特定事業主行動計画に基づきまして、各種支援制度や男性職員の育児休業体験談について、「職員のための子育てサポートブック」や各種パンフレット、庁内イントラネットを活用し、情報発信に取り組んでいるところでございます。

今年度からは、出産を予定している男性職員の配偶者の方に、直接、道の子育て支援制度や育児休業取得状況等をまとめたパンフレットを送付するとともに、育児参加休暇等について、より柔軟な取得ができるよう休暇の取得単位の弾力化を図ったところでございまして、今後とも、こうした取組を積み重ねながら、育児休業等を取得しやすい環境の整備に取り組んでまいります。

○石川さわ子委員　そうした取組を行うことによって、まず、目標の２週間以上、85％以上を速やかに実現していただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○植村真美委員長　石川委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

高橋亨君。

○高橋亨委員　鈴木知事が泊原発３号炉の再稼働に同意をしましたことから、北電は2027年度中の再稼働を明らかにしております。今後は、事故が起きた場合の住民の安全に焦点が移ることになります。そこで、以下、何点かお聞きしたいと思います。

報道では、電力業界の関係者の話として、３号炉の営業運転は早くて2027年の冬だろうということが、先般、報道されておりました。うのみにするわけではありませんけれども、参考としても、１年８か月が残された期間ということになるのではないかなというふうに思います。

それまでの間に住民の不安は解消されるだろうと思いますが、避難道、一時避難施設などを含めた避難計画はどの程度進捗するのか、お聞かせください。

○植村真美委員長　原子力安全対策担当局長鳥井慎一君。

○鳥井原子力安全対策担当局長　原子力防災対策についてでありますが、道では、万が一の原子力災害の際、防災計画等に基づく屋内退避や避難などの防護措置を住民の皆様が確実に取れるよう、実効性を確保する取組は重要であると認識しており、関係町村の意向を把握しながら避難道路や放射線防護施設の整備などに取り組んできたほか、毎年、地震などの複合災害を想定した原子力防災訓練を実施し、その検証結果や様々な災害から得られた教訓を踏まえ、防災計画等を修正するとともに、民間事業者の方々への研修を実施するなど、原子力防災に関する理解促進に努めてきたところです。

道としては、道民の皆様のさらなる安全、安心の確保に向け、今後とも、国や関係自治体、防災関係機関と緊密に連携協力し、訓練の充実や、様々な媒体を活用した防災知識の普及啓発を行いながら、防災計画の実効性の向上に取り組んでまいります。

○高橋亨委員　まずは、当該地の住民の方々が安全に避難できるかどうかというのが、これが一番大事な話でして、したがって、今のお話を聞くと、まだ整備途上ということなのだろうなと思います。先ほどお話ししたように、2027年の冬に再稼働するとすれば、それまでにこれらのこと

が完備していなければ、まだまだ十分な避難体制が整っていないということになるのではないでしょうかね。

さらには、様々な避難道、これは集落も含めてそうなのですけれども、ＵＰＺ圏の自治体からは、避難道に関し、どのような要望が出されているのか、お伺いしたいと思います。

○植村真美委員長　原子力安全対策課長金子直広君。

○金子原子力安全対策課長　避難道路についてでございますが、道とＵＰＺ内13町村では、地震や津波などにより避難経路が不通になった場合に備え、あらかじめ複数の避難経路を設定しており、さらに、令和６年に全線供用した道道泊共和線のほか、昨年、延長整備された後志自動車道の余市町から仁木町までの区間を新たな避難経路として、関係町村の避難計画や「泊地域の緊急時対応」に反映しています。

道路整備に当たりましては、各建設管理部において、毎年、社会資本整備推進会議を開催し、市町村と意見交換を行いながら、地域要望の把握を行っているところです。

道としては、原子力災害時において迅速な緊急事態対応や円滑な住民避難を行うための避難道路等を確保することは大変重要であると認識しており、今後とも、関係自治体と連携し、必要な予算の確保を国に求めながら、避難道路網の整備を着実に進めてまいります。

○高橋亨委員　各建設管理部において、毎年、社会資本整備推進会議を開催しており、ある意味、振興局、総合振興局単位で期成会が設けられていて、その地域の道路の要望というのは分かるのです。物流の関係も含めて、そういうのはある。

しかし、今、話をしているのは、避難道の関係なのですよね。ですから、それぞれの集落や住んでいる方々にとって何が一番ベストな避難道なのか。今ある避難道だけを利用せということでなくて、一番、この避難道があればいいのだよなという、そういう要望が皆さんのところに届いているのかどうなのか。そして、その避難道に対して検討を加えていって、これが一番早く避難できる道路だということを、皆さんたちは、そのことに十分配慮しながら、各建設管理部にお願いして、その整備をしているのかどうなのか、これが一番大きな課題だというふうに思いますよ。

今の段階ですと、これは、通常の要望は聞いているよということだろうなというふうに思いますけれども、今回は違うのですね。原発の避難のことを言っていますから、狭い道路であっても、そうでない広い道路であっても、実は狭い道路を行ったほうが本当は早く避難できるというところもあるわけです。そういうことも十分加味していかなければならない。残る時間は少ないというふうに思っていますので、きちっと要望を聞いていただいて、対応していただきたいというふうに思いますよ。

それから、2013年に策定した避難時間シミュレーションは2020年に見直しを行いましたけれども、このシミュレーションでは、住民が指示に従わないで自主避難したり、具体的な渋滞の想定、避難道の迂回なども検討されてまいりました。地勢や条件にもよりますけれども、ＰＡＺ圏内では、原発の北側に位置する泊村で、ＵＰＺ圏外までの避難に最高16時間45分が必要になりま

す。古平町の場合は、ＵＰＺ圏外まで最高13時間20分が必要になります。

このシミュレーションは住民に説明済みなのか、お聞きしたいと思います。

○金子原子力安全対策課長　避難時間推計シミュレーションについてでありますが、道では、地域防災計画の整備に活用するために国から示されたガイドラインに基づき、平成25年に避難時間推計シミュレーションを行うとともに、その後、原子力災害対策指針の改正により、ＰＡＺ住民の段階的避難など避難方法の変更があったことなどから、住民等の避難の手段、手順、経路や避難退域時検査場所の設定など、より効率的な避難方法や交通渋滞対策などを検討するため、令和２年に改めてシミュレーションを行ったところです。

その結果については道のホームページに掲載し、広く道民の皆様にお知らせしたほか、研修会などを通じ、住民への周知を図ってきたことに加え、ＵＰＺ内の町村や警察など関係機関と、交通渋滞対策などに関し、情報共有や対応方法の検討を行い、実践的な防災訓練の実施など、円滑な住民避難の実施に向け、取り組んできたところです。

原子力災害時における防護措置を確実に行うためには、日頃から、住民の皆様に原子力防災に関する知識の普及啓発を行い、理解を深めていただくことが重要でありますことから、道としては、今後とも様々な媒体を活用しながら、防災知識の普及啓発に継続的に取り組み、住民の皆様の理解促進に努めてまいります。

○高橋亨委員　今、お話がありましたけれども、道は、道民への周知にホームページを使っているというのは、いつも出てくる話なのですよね。しかし、先ほど言ったように、それだけの時間がかかるということを、その現場の、そこに住んでいる住民のみんなが、ちゃんと知っているのかというと、私が知っている方と言いますか、泊に住んでいる友人に聞いたら、いや、そんなにかかるのと、そういう状況ですね。多分、古平もそうでしょう。ですから、そのことは十分に浸透していないというふうに思っているのです。単純に、避難訓練をやっている、どこどこに集まったらバスが来る、それで避難しよう、それだけの話だというふうに思っているのですよね。

しかし、現実に起これば、そういう状況ではない。最大、これだけのことが起きるということは、もっときちっと知らしめていくべきだというふうに思っているのです。住んでいる方々も、自分事だというふうに考えるわけですから、それは必要だというふうに思っているのですが、きちっと住民に周知をお願いしたいと思います。

それと、2024年１月１日には能登半島地震が発生いたしました。このときは、海岸線が５メートルも隆起したのですね。国道は大きなダメージを受けて、いまだ完全な復旧には至っておりません。生活道は寸断され、避難場所まで行き着くことができませんでした。避難所さえも被害を受けてしまったということもあります。

2020年のシミュレーションから７年が経過し、新たな課題も見えてきましたが、能登半島地震の教訓などを含めたシナリオを加えて、避難計画の改定と、それに重ね合わせたシミュレーションの策定についての所見をお聞きします。

○鳥井原子力安全対策担当局長　新たなシミュレーション等についてでありますが、能登半島地

震では、原子力災害は起きなかったものの、道路の寸断による孤立集落の発生など様々な課題が明らかとなり、同じく半島を有し、かつ積雪寒冷地である泊地域においても、原子力防災対策に一層取り組む必要があるものと認識しております。

このため、道では、能登半島地震の課題などを踏まえ、防災計画について道路寸断時の対応など所要の改正を行ったところであり、国におきましても、道や関係町村の防災計画や避難計画の改正等を踏まえ、昨年７月に「泊地域の緊急時対応」を改定したところであります。

また、避難時間推計シミュレーションについては、より効率的な避難方法や交通渋滞対策を検討するために実施したものであり、その実施に当たっては、重点区域内の居住人口や道路の整備状況など、社会情勢の変化を踏まえながら検討する必要があると考えております。

○高橋亨委員　まさしく、今お話があったように、各原発によっても違いますし、泊も、今言ったような時間がかかってくるということになるわけですね。ですから、そのことによって、これから、もっとこういうふうにと、例えば、渋滞を起こさないようにしよう、車で避難される方とバスで避難される方をきちっと個別に掌握していって、それで、きちっと分かりやすくしていって、時間を縮めていくだとかということが必要になってくるというふうに思いますので、そこはちゃんとやっていかなければならないことだと思いますよ。

それと、孤立地区の住民の避難には自衛隊のヘリコプターを使用するということを言っておりますし、ＵＰＺ圏外まで搬送することになっておりますけれども、ヘリコプターは、御存じのとおり、非常に天候に左右をされるということですね。また、船舶は、津波が来れば、これはもう船舶を利用することはできないわけでございます。

そういう状況になったときに、ヘリコプターや船舶が駄目なときのＢ案というものも必要になってくるのだろうというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○金子原子力安全対策課長　複合災害への対応についてでありますが、道の防災計画等では、暴風雪などの複合災害時には、自然災害による人命の直接的なリスクを避けることを第一とし、自然災害に対する安全が確保された後に避難を実施することとしています。

その後、発電所の事故の進展に応じて、避難等を行う際、自然災害などにより避難経路を使用した自家用車またはバスによる避難ができない場合は、警察、消防、自衛隊等の実動組織に対し、航空輸送や海上輸送などを要請することとしています。

道では、こうした防災計画等に基づく住民避難が円滑に行われるよう訓練を実施してきており、これまで、ヘリコプターを使った住民の避難に加え、船舶や自衛隊の装甲車など多様な輸送手段による避難、また、地域の建設業協会に御協力をいただいた道路啓開訓練等を行ってきたところであり、引き続き、様々な事態を想定した実践的な訓練を積み重ねるなど、原子力防災対策の充実強化に取り組んでまいります。

○高橋亨委員　繰り返しになりますけれども、自然災害が複合的に起きた場合は、先ほど言ったように、能登がいい例ですから、もう船舶は利用できないということになります。ヘリコプターも、ある程度の広さの土地がなければそこに着陸ができないということになりますから、必ずし

も、その二つの方法が、ある意味、利用できるというふうには考えられないと思いますので、様々なことが必要だろうと思っております。

2020年に策定された避難シミュレーションですけれども、行政の立場として、100％避難を想定した内容となっております。しかし、福島第一原発の事故においても、行政の指示どおり避難したのは３分の１程度でございます。つまり、事故時は、パニックがカオスを招いて想定しない行動に出るのが人間の心理であります。原子力事故に限らず、これまで、数千人から数十万人まで、人々を100％避難させた災害事例は全く存在しておりません。

ましてや、要配慮者も含めて一人も取りこぼさないという計画を策定することは、行政の義務ですけれども、計画はあくまでも計画で、実現可能性を意味しないのではないかなと思っています。道の認識をお聞きします。

○鳥井原子力安全対策担当局長　計画の実効性の確保についてでありますが、道とＵＰＺ内13町村では、災害対策基本法に基づき、防災計画や避難計画を定めておりますが、道としては、原子力防災対策は、こうした計画等の策定をもって完了するものではなく、原子力災害時において住民の皆様への防護措置が確実に行えるよう、関係自治体や防災関係機関と緊密に連携協力し、実践的な訓練を積み重ね、その検証結果や様々な災害から得られた教訓を学びとしながら、計画等を継続的に改善していくことなどが重要と考えております。

○高橋亨委員　その計画の素材となるシミュレーションというのは、やっぱり、必要なのでないかなと私は思うのですよね。

原発事故時、ＵＰＺ圏内の住民は一義的に屋内退避をすることになっていますが、単独事故の場合はそれが有効かもしれません。原発のですね。一方、自然災害との複合災害時には、家屋が崩壊することを想定しなければなりません。

最近の住宅は、建築基準法で耐震性能は向上していますけれども、それは１度目の地震であって、繰り返しの地震を想定はしておりません。しかし、危機管理の方々はよく知っておりますとおり、大きな地震の後には必ず後発地震の可能性が高いわけでございまして、屋内退避ができない場合の対処の詳細はまだ決まっていないはずであります。

屋内退避は、制度上、想定され、３日分の食料や水を準備することを推奨していますけれども、複合災害時の実効性についての認識をお聞きします。

○金子原子力安全対策課長　屋内退避についてでありますが、道の地域防災計画では、自然災害等により家屋が損壊などして屋内退避が困難となった場合には、当該町村内の避難所や放射線防護施設などでの屋内退避を行い、また、当該町村内の避難所などの利用が困難な場合は、隣接する市町村の避難所の利用等について道が調整を行うこととしています。

また、屋内退避の継続に当たりましては、食料や生活物資を供給することが重要であり、国や関係自治体、防災関係機関と必要な物資の供給を行う体制の確保に取り組んでおります。

道といたしましては、国や関係自治体、防災関係機関と緊密に連携協力し、様々な事態を想定した実践的な訓練を積み重ねながら計画の必要な見直しを行うなど、より実効性のある原子力防

災対策の充実強化に取り組んでまいります。

○高橋亨委員　いろいろなパターンをやって訓練をするのはいいのですけれども、本当の訓練というのは、そこに住んでいる方々全員が参加をして、動いてもらう、移動してもらう、そのときに何が起きるのかということが、一番、これが分かりやすいのです。今は、何人かに出てきてもらってやっているということですから、それを推計せざるを得ない、そういう状況ですね。ですから、それを繰り返しても、その実態にはなかなか近づいていかない、私はそう思っているわけであります。

福島第一原発の事故が起きた後、損害、廃炉、除染を含む処理費用は、2023年度末の政府試算では23兆4000億円、セシウムを中心とする放射性物質の汚染、人口の流出、１次産業への風評及び実質的な被害について、今でも解消されておりません。

泊原発に福島原発と同程度の事故が起きた場合、特に北海道は、観光や食料などへの、福島とは比べものにならない甚大な被害が想定をされます。一方、原発避難と、その後、長期間にわたる移転も含めた住民が被る実害も甚大になると想定をいたします。

このような事態への道の対策はどのように想定されているのか、お聞きしたいと思います。

○金子原子力安全対策課長　避難住民など被災者への対応についてでありますが、原子力災害においては、長期間にわたる避難を想定する必要がありますことから、道の防災計画等では、住民の方々が良好な環境の下で避難生活を送ることができるよう、ホテルや旅館などを避難所としているところです。

また、道の防災計画では、万が一、原子力災害が発生した際の中長期的対策として、損害賠償の請求等に必要な資料の作成や、被災者の生活再建への支援、放射性物質による環境汚染への対処、風評被害等の影響の軽減といった支援を実施することとしております。

○高橋亨委員　避難された方は、もう自分のふるさとには戻れないということが非常に多いわけですよね。でも、避難した先では、15年、国は面倒を見たのだから、もうその住宅から出ていってくれと、こういうふうに放り投げられるわけですよ。しかし、ふるさとにも帰れない、こういう方が多いのですね。結果的に、例えば、それを泊に当てはめた場合も同じようなことが起きてくる可能性があると。そのときに一体どうするのかということは、きちっと対応しておかないと、今、15年だからそれでもいいのだということではないだろうと思っています。15年たったら、そういう大変困っている方が出てきているというのであれば、やっぱり、そのこともきちっと受け止めながら、様々なことを検討していかなければいけないというふうに思っているところでございます。

すみません。委員長、これらのことについて、ちょっと知事にも聞きたいと思いますので、ちょっとではなく、たくさん聞きたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

それと、指摘だけはしておきたいと思いますけれども、現在、原発のＵＰＺ圏内を通過する新幹線、東海道新幹線は浜岡原発の、上越新幹線は柏崎刈羽原発の、九州新幹線は川内原発のＵＰＺ圏内をそれぞれ通過いたします。北海道新幹線は2038年以降の開通となりますけれども、羊蹄

トンネルから、倶知安駅を含み、二ツ森トンネルまで全てがＵＰＺ圏内になります。北海道の観光のメッカである倶知安駅は、事故の場合、放射性物質にさらされることになります。まだ先の話ですけれども、今から対策の検討をしていくことを指摘しておきたいというふうに思います。

次に、道庁職員の兼業などについてお聞きをしたいというふうに思います。

４月１日から、兼業が、地方公務員法の改正によって、国家公務員は国家公務員法の改正によって、できることになりました。そして、自分のスキルを生かしたり、これまでの公務員としての知識も生かしたりして、様々な地域貢献の活動ができるということになりました。

一方、予備自衛官等兼業特例法も６月17日に改正をされ、１年以内に施行されるということになりました。一般職の方々については、また改めた機会でお聞きをしたいというふうに思いますけれども、今日は、予備自衛官の任命を受けている職員のことについてお聞きしたいと思います。

道職員の皆さんの中には、予備自衛官に任用されている方がおられると思いますけれども、どの程度いらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○植村真美委員長　給与服務担当課長寺山善規君。

○寺山給与服務担当課長　予備自衛官等についてでありますが、予備自衛官等は、自衛隊法に基づき採用または任用される非常勤の特別職国家公務員であり、職員が予備自衛官等として訓練に参加するなどし、その報酬を受ける場合は、兼業の許可が必要となるところであります。

令和７年度までの過去５年間で、予備自衛官等の兼業の許可を受けた職員は１名であります。

○高橋亨委員　１万数千人いる道の職員で１名だけということですけれども、これからどうなるかは、まだちょっと分かりません。

招集命令についてお聞きしたいと思いますけれども、予備自衛官に任用された場合、兼業の許可を必要とせず、また、所属長の承認を受けていれば、招集や訓練のたびに許可を受ける必要がないわけであります。いわゆる職専免ですね。

また、招集命令が出た場合には、招集に応じなければならないという義務があります。それが、行政上、担当者が１人の場合で喫緊の案件がある場合でも同様です。このことに対する見解をお聞きしたいと思います。

○寺山給与服務担当課長　予備自衛官等に係る兼業についてでありますが、本年６月17日、いわゆる予備自衛官等兼業特例法が公布され、国家公務員及び地方公務員について、予備自衛官等に採用または任用されようとするときは、招集に応じることを含め任命権者の承認を受けることができること、承認を受けた職員が招集に応じるため勤務しない時間について職務専念義務の規定は適用しないこと、承認を受けた職員が予備自衛官等の職務に従事することの地方公務員法第38条の許可は要しないことなどについて定められ、公布後１年以内に施行されるものと承知しております。

また、同日、総務省及び防衛省から通知があり、今後、国家公務員に係る兼業の承認を受ける際の申請手続や承認基準等について必要な省令等の制定を行うこと、地方公務員の取扱いについ

ては別途通知する予定であることといった内容でありました。

道としましては、今後、国から示される兼業の承認基準等を踏まえ、適切に対応してまいります。

○高橋亨委員　日本有事の際は、国民保護の立場からも、当然、予備自衛官の招集は必然だというふうに思います。

また、大規模災害などが生じた場合も同様に招集されることになりますけれども、道職員は災害時においても各自の防災担当が分担されておりますし、招集によって公務員の職務に支障が及ぶことが想定されます。見解をお聞きしたいと思います。

○寺山給与服務担当課長　予備自衛官等についてでありますが、いわゆる予備自衛官等兼業特例法に基づく承認については、今後、国家公務員に係る兼業の承認を受ける際の申請手続や承認基準等について必要な省令等の制定を行うこととされているほか、地方公務員の取扱いについては、別途通知する予定と承知しており、道といたしましては、今後、国から示される兼業の承認基準等を踏まえ、適切に対応してまいります。

○高橋亨委員　北海道では、道職員に任命された場合、服務の宣誓条例によって、「日本国憲法を尊重し、且つ、擁護すること」、「地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実且つ公平に、職務を執行すること」を誓う宣誓書を提出します。

兼業が公務に優先するのか、お聞きしたいと思います。

○寺山給与服務担当課長　服務の宣誓についてでありますが、新たに道職員になった者は、条例に基づき、服務の宣誓書を任命権者に提出することとしております。

一方、いわゆる予備自衛官等兼業特例法によると、兼業の承認を受けた職員が勤務時間中に招集に応じる場合、職務専念義務の規定を適用せず、免除することとされておりますが、道といたしましては、今後、国から示される兼業の承認基準等を踏まえるとともに、職務の遂行への影響等の取扱いについて国に照会するなどして、適切に対応してまいります。

○高橋亨委員　先ほど言ったように、道職員も服務の宣誓をするのですよ。それから、予備自衛官も服務の宣誓をするのですよ。予備自衛官の場合は、防衛招集及び災害招集に応じては、自衛官としての責務の完遂に努めることを誓うのです。両方で宣誓しなきゃならないのですよ。どっちが優先なのだということになってくるわけですね。

それは、まだ今のところは省庁のほうから来ていないと言いますけれども、これは、当然、これからそのことが想定されるわけですから、きちっとそのことは準備しておかなければいけないというふうに思うわけですね。

防衛大臣は、国会において、防衛省が予備自衛官と事前に調整を行うことを通じ、予備自衛官等が勤務先との間で調整を行うというふうに答弁をしたのですけれども、果たしてそのことで招集を拒否することができるのかどうか、見解をお聞きしたいと思います。

○寺山給与服務担当課長　予備自衛官等に係る兼業についてでありますが、今後、国から示され

る兼業の承認基準等を踏まえるとともに、予備自衛官等の兼業を行う職員と自衛隊との調整といった様々な運用につきましては、国に照会するなどして適切に対応してまいります。

○高橋亨委員　これは、先ほど言ったように、安全保障上の有事もあるでしょうし、そのときには、国民保護も含めて、それぞれの自治体の公務員の方々が、道民、住民、国民を避難させていくということになります。大規模な災害があったときにも、皆さんは、きちっと避難させるためのそれぞれの任務を負っているということです。極端に言うと、どっちが優先なのだということになってくるわけですね。

自衛隊員は、今の段階で24万7000人の定員を、もう２万7000人割っているということですね。89％しか充足率がない。これは、防衛省の方が言っているのですけれども、自衛官の不足分は予備自衛官のほうで賄ってもらうということを言っているわけですね。そうだとすると、それはもう数の中に入っているということになってしまうわけですよ。そうなってくると、地方自治の行政がおろそかになってくるということにつながりかねないと思いますよ。道の職員だって欠員がいっぱいあるわけですから。そういうことも考え合わせていかなければならない。そして、これは調整に応じると言っているけれども、法律には、調整するなんて一言も書いていないのですね。書いていない。ですから、本当にそのことに応じるかどうかというのは、これから非常に心配だというふうに思っているところでございます。

先ほども言いましたけれども、地方公務員は当該地方公共団体において、住民の命と安全、暮らしを守ることを本務として存在しておりますけれども、兼業、副業の場合は、先ほどお話ししたように、本務に支障を来さない範囲で、任命権者が、その都度、判断し、許可することになっています。

しかし、予備自衛官の特例によって、住民サービスが低下することが想定される、このことについての見解をお聞きしたいと思います。

○植村真美委員長　人事局長古田生介君。

○古田人事局長　公務への影響についてでございますが、いわゆる予備自衛官等兼業特例法によりますと、職員が予備自衛官等として任用等をされる場合は、任命権者の承認が必要となるところでございまして、その承認に当たりましては、当該職員の職務の内容や実態を踏まえ、兼業の承認を行う必要があるものとされるものと考えられます。

国会におきましては、防衛省からは、予備自衛官等の招集に当たっては、可能な限り本来の勤務先の公務に影響を与えないよう努めてまいるとの見解が示されておりまして、道といたしましては、今後、国から示される兼業の承認基準等を踏まえ、適切に対応してまいります。

○高橋亨委員　可能な限り本来の公務に影響がないように努めてまいると言っているのですけれども、先ほど言ったように、予備自衛官が招集される場合は平時ではないのですよね。訓練は別ですけれども、平時ではない。そうだとすると、自分の体を二つに割るわけにいかないですから、どちらかの仕事をしなければならないということなのですね。本務に影響を与えないということになると、招集に応じない、応招義務はないというふうになっていくのかどうなのかという

ことですよね。これは、大変重要な問題だというふうに思うわけでございます。

これは、兼業という言い方が非常に引っかかるのですよね。兼業というのは、総務部長も北方領土対策本部長を兼ねていますから、兼でございますけれども、これはどっちに重きを置くかというと、これは同等なのですよね。兼ねるということは同等なのです。副業の場合は、メインとサブというふうになっていますけれども、同程度の対応をしていかなきゃならないというのが兼務なのですよね。

ですから、求められてきたことと、今、自分のやっていることに対して、どちらのほうをどうするかということは、これは、まさしく所属長に判断してもらわないと、自分で決められないのですよ。でも、防衛省では、所属長の承認は必要ないというふうに言っているのですよ。そうだとすると、うちらの招集命令にきちっと応招せということになってくるわけですね。そうなってくると、様々な行政サービスの低下を招いていく。ましてや、先ほど言ったように、求められれば、それは有事ですから、有事のときは行政の方々も道民の命と財産を守っていくために動かなきゃならないということになってくるわけです。そのジレンマに入るときは、所属長が判断しなきゃならないということになってくるのですね。所属長も大変だろうというふうに思いますよ。

このことについて、防衛省のほうから、知事会等を通じてそれぞれの自治体の御意見を伺ったという経過はあるのですか。

○寺山給与服務担当課長　防衛省からの意見聴取についてでありますが、いわゆる予備自衛官等兼業特例法案の提出に当たり、防衛省から道への意見聴取はなかったところであります。

○高橋亨委員　法律を先につくっておいて、当該のところに意見聴取もなくて、これから様々なことを決めていくという、ちょっと本末転倒な話ではないかなという気はしているところでございます。

したがって、これは施行されるまでに、１年以内ということですから、そんなに悠長なことではないというふうに思っていますけれども、先ほど言ったように、予備自衛官の方が、道庁の職員の中では今までで１名ということでしたから、ほぼほぼいらっしゃらないかもしれませんけれども、これからはそういう志を持った方が出てくる可能性だって、ないとは言えない。その方が、そういうことで予備自衛官になって応招されていくということになってくれば、例えば、その方が管理職だとすれば、自分の部下に対しての指示命令ができなくなってくるということもあるわけですね。

そういうようなことも十分考えながら、職員の兼業、予備自衛官の兼業について検討していっていただきたい。このことも任命権者としての知事にお聞きしたいと思いますので、お取り計らいをよろしくお願いしたいと思います。

終わります。

○植村真美委員長　高橋(亨)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

真下紀子君。

○真下紀子委員　今回は、道における契約等に絞って質問させていただきます。

行政改革の一環で、契約の在り方の見直しが必要であるとの立場から一般質問で同僚議員が質問しましたけれども、当委員会では、少し観点を変えて質問してまいります。

道は、2024年度の全庁調査で10万6693件もの契約内容を総点検したわけですけれども、契約の課題をどう分析して見直しを行ったのか、まず伺います。

○植村真美委員長　契約マネジメントセンター所長佐々木幹基君。

○佐々木契約マネジメントセンター所長　契約事務の一斉点検についてでございますが、令和６年度に実施した契約事務の一斉点検では、契約実態やプロセスの確認を行ったところであり、類似契約の集約や契約手続の改善の余地が確認されたところでございます。

こうした点検結果を踏まえまして、今年度、新たに委託契約や物品調達等の事務を集中して担う契約マネジメントセンターを設置したところでございます。

以上でございます。

○真下紀子委員　その一斉点検の実施によって、どのような改善を行って、どのような効果が得られたのか、次に伺います。

○佐々木契約マネジメントセンター所長　一斉点検実施後の取組についてでございますが、一斉点検結果を踏まえ、本年４月に設置した契約マネジメントセンターでは、委託契約事務の集約や物品調達等の集中処理を実施するほか、レンタカーの一括契約、託送契約の集約も実施してきたところです。

こうした業務をセンターが担うことにより、各部における契約事務処理の負担が軽減されますほか、契約事務のノウハウの蓄積により事務処理の効率化や標準化が図られるものと考えております。

○真下紀子委員　集約による効率化が図られて、その効果を得るということなのだと思うのですけれども、地方公共団体が行う契約は一般競争入札が原則です。ところが、この一斉点検実施結果によりますと、一者随契の割合は、本庁では88％、振興局では70％となっていました。一者随契は特定の業者しか履行できない専門性や緊急性などを理由に認められる一方、競争原理が働きにくいため、公正性と競争性の担保が求められるわけです。

道の契約において、一者随契が少なくないと考えるわけですけれども、どのように評価し、見直しを図ったのか、伺います。

○佐々木契約マネジメントセンター所長　一者随契についてでございますが、地方公共団体が行う契約は、地方自治法に基づき、一般競争入札が原則とされておりますが、物品購入の30万円未満の契約等につきましては一者随契も可能とされております。

このたびの一斉点検におきましては、契約実態やプロセスの確認を行ったところであり、点検結果を踏まえ、庁内各課でそれぞれ実施していた少額の随意契約を全庁的に取りまとめることで効率化するとともに、契約の方法を一般競争入札とすることなどの見直しを令和７年度から順次実施しているところでございます。

○真下紀子委員　スケールメリットで効率化を図るということなのだと思うのですけれども、これは、常に一括ではなくて、分離分割発注によって地域振興を進めるということも忘れずにということを指摘しておきます。

それから、今回、私どもは新たな視点で、１者入札と天下りの相関をちょっと分析してみました。元副知事、元建設部長が天下りを続けている北海道建設技術センターでは、受注件数38件のうち、１者入札が92.1％を占めるという特徴が明らかになっています。発注者側と受注者側が天下りという太いパイプで密接に結びつき、競争相手はほぼ不在とあっては、公正性への疑問を持たれても否定し切れないのではないかと考えるところです。

自治体と特定の事業者との間に発生する特殊な関係から、ややもすれば不適正な価格によって契約が行われがちな短所があると指摘する声もあります。契約の公正性、透明性を確保するために、１者入札を減らすように見直しを図る必要があるのではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○佐々木契約マネジメントセンター所長　１者入札についてでございますが、地方公共団体が行う契約は、地方自治法に基づき、一般競争入札が原則とされておりますことから、入札に当たっては、不特定多数の事業者に参加を呼びかけ、最も有利な条件を提示した者と契約を結ぶこととなりますが、１者のみの入札につきましては、事業の特殊性や事業者側の様々な事情などにより、ほかに入札への参加者がなかった結果であると認識してございます。

以上でございます。

○真下紀子委員　これは、通常じゃなくて特例みたいなものなのですよね。しかし、こういうことが多くなっているということは、やっぱり、見直しをしなきゃいけないと思います。事業者の健全な発展にもつながるような見直しが必要だというふうに指摘をします。

契約一斉点検結果と公表されている再就職情報を重ね合わせてみました。建設部は建設コンサルタントや建設会社、農政部は農業土木コンサルタントなど、所管業界への再就職が目立ち、再就職先企業の中には、道発注事業を継続的に受注している企業が存在しています。

特に、建設部出身幹部の再就職先は、建設部の発注案件との関連が非常に強い、こういう結果になっているわけですね。発注制度、積算基準、業界団体との関係等に精通した幹部が受注側に移るという所管業界への再就職、天下りは、利益相反の懸念があると考えるところです。

退職した道庁幹部は、発注計画、予算編成の流れ、組織文化、意思決定ルートなどの実務を熟知している大変優秀な方々です。これでは、幾ら道が入札制度は競争性が働いていると主張しても、天下り幹部職員を受け入れている企業と受け入れていない企業とでは、おのずと格差が生じ得るのではないかと考えます。こうした現状をもっても競争性が働いていると言い切れるのかどうか、伺います。

○佐々木契約マネジメントセンター所長　入札制度等についてでありますが、地方公共団体が行う契約は、地方自治法に基づき、一般競争入札が原則とされ、その結果を公表しているところでございます。

また、道としては、これまでも、総合評価方式の導入の拡大など、入札契約制度の適正化を図ってきたほか、こうした制度の運用状況も含め、入札監視委員会において調査審議を行ってきたところでありまして、こうした取組を通じ、入札における競争性、透明性が確保されるよう取り組んでいるところでございます。

○真下紀子委員　しかし、その結果として、結果がいい方向には行っていないわけです。おっしゃる方向には改善されておりません。

天下りも、確かに２年間は制限があります。しかし、その後の影響を排除し切れないことを認めるべきではないでしょうか。

１者入札は課題があります。原則、一般競争入札だということを繰り返していますけれども、その結果、１者入札をしたとしても、競争性がないということに変わりはないわけですよね。競争性、透明性の確保のために、不断にこの対策というのを検討していくべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

○植村真美委員長　イノベーション推進局長林下千栄君。

○林下イノベーション推進局長　１者入札についてでございますが、地方公共団体が行う契約は、法律に基づきまして一般競争入札が原則とされておりまして、入札に当たっては、不特定多数の事業者に参加を呼びかけ、最も有利な条件を提示した者と契約を結び、その結果を公表するなど、競争性、透明性の確保に取り組んでいるところであります。

なお、１者のみの入札につきましては、事業の特殊性や事業者側の様々な事情などにより、ほかに入札への参加者がなかった結果であると認識しております。

○真下紀子委員　そういう結果を踏まえて、競争による質の高い契約にしていくために、2015年に、公共工事に関する品質確保の取組が改定をされているのですね。そのときには、あらかじめ予算額が分かると、適切な積算を行わず受注する例が生じるという問題や、事業者の技術力、経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないという指摘があります。見積り能力があるのかどうかを見るために、内訳書とか仕様書とか、確認をしていく必要があるというふうに思います。

そして、今、改善をされている中に、契約形態に総合評価方式などを取り入れてきたということなのですけれども、そのほかにプロポーザル契約も増えてきています。このプロポーザルでは、本来のヒアリングではなくて、企画提案を発注側と受注側がよく相談するなど、本来期待されている競争性による質の高い企画提案と乖離した状況になってはいないかというふうに考えるわけです。今、私が紹介した公共工事に関する品質確保の取組と逆のことをやっていっているのだというふうに思うわけです。

適正運用のためには、評価項目と点数を明確に定め、評価基準が公平であることを証明する必要があります。しかし一方で、この詳細な評価基準の作成は容易な作業ではない点がデメリットというか、時間と費用がかかることがデメリットとされています。

また、参加企業が少ないことや基準が明確でない場合、恣意的な決定につながりかねないことや、契約金額が、妥当性よりも予算使い切り、全部使ってしまえという、予算額が示されている

のだから、それを全部使ってもいいのですよと、うちの品質はいいのですよというアピールをして、予算使い切りの額となりやすいと考えられているわけです。

これらの契約は、本来、提案内容、技術力、実績などを総合的に評価し、競争性を担保して、より高い質と効率性がメリットとされているわけで、これが結果として現れなかったら意味がないわけですよね。

事業者の選定には、誰もが納得するような妥当性や透明性が必要と考えますけれども、道の契約ではこれが担保されているのか、一斉点検の状況と併せて伺います。

○林下イノベーション推進局長　契約の透明性などについてでございますが、価格だけではなく、提案内容や技術力、専門性などを評価した上で契約者を決めるプロポーザル方式などにおきましては、公平性や透明性を高めるため、実施に当たり、指名選考委員会などにおける審議を経ることや、審査基準の設定に有識者の意見を反映するとともに、入札等の結果を公表することとしております。

また、提案内容の検討に資する情報を可能な限り詳細かつ具体的に示すことや、事業者の準備期間を十分に取ることにより、より多くの事業者が提案しやすい環境をつくり、競争性の確保にも配慮しているところであります。

なお、一斉点検におきましては、総合評価方式は競争入札に、プロポーザル方式は随意契約に含めて点検を行ったところであります。

○真下紀子委員　点検を行ったということですし、適正にやっているのだと強調されたのだと思うのですけれども、ちょっと具体的に事例を出して伺いたいと思うのですよ。

こちらなのですけれども、原子力環境センターの契約実績を見てみますと、全て一者随契でした。

３月の随意契約の件数、また、予算額に対する契約額の割合が100％または99％の契約の件数と割合、100％を超える件数と理由について、過去５年の状況をお示し願うとともに、受け止めを伺います。

○植村真美委員長　原子力安全対策課長金子直広君。

○金子原子力安全対策課長　原子力環境センターの随意契約状況についてでありますが、契約の目的物が代替性のないものであるときや、試験研究等、競争により難いものを委託するときについては、北海道財務規則に基づき、随意契約を行っており、その件数は、令和３年度から令和７年度の５年間で63件となっており、そのうち、予算額に対する契約額の割合が100％または99％であるものは27件で、その割合は約43％となっています。

また、予算額に対する契約額の割合が100％を超える件数は４件で、契約の相手方の労務費等の上昇のため、実際の契約額が予算額を上回ったことが主な要因であり、今後は予算に不足が生じないよう、より精緻な積算に努めてまいりたいと考えています。

○真下紀子委員　労務費の上昇をちゃんと反映して契約をする、こういう答弁だったわけですよね。

それで、調べてみたのですけれども、予算額に対して100％の契約のうち、道総研との契約である水産研究科業務が、1300万円の予算額どおり、５年連続100％で契約をされております。

これは、あらかじめ予算額を示して契約しているのでしょうか。５年間、同額で、契約率100％の理由を伺いたいと思います。

○金子原子力安全対策課長　水産研究科業務についてでありますが、原子力環境センターにおいては、毎年度、研究課題検討会を開催し、地域からの要望を踏まえた新規研究課題の必要性や、進行中の研究課題の実施状況などを確認しており、道では、その結果に基づき、次年度の研究課題の内容及び必要な経費を積算し、予算を計上しています。

水産研究科業務については、試験研究等、競争により難いものを委託する場合に当たり、道総研に対して、業務内容及び道が積算した予算額を契約額の案として提示し、協議を行い、随意契約により業務委託を行っているため、予算額と同額の契約額となっています。

○真下紀子委員　そんなことはないのですよ。令和２年度 ―― 2020年度、この契約は99％の契約率で、予算額と7913円の差が生じていました。ですから、その後からずっと100％で来ているわけですね。

それから、もう一つ例示しますけれども、農業研究科業務についてです。

同じく道総研が受注している農業研究科業務について、予算額より１円少ない契約が５年連続していることが分かりました。1000万円の契約に対して、９が７桁、999万9999円、この金額に相当する積算根拠というのは、どのような項目と単価によってどこで見積もられたのか。ほかの契約と比較して、1000万円を１円は下回る、この999万9999円の落札額に対して私は奇異な印象を持ったわけですけれども、そのような指摘というのはこれまで一切なかったのか、伺いたいと思います。

○金子原子力安全対策課長　農業研究科業務の契約額についてでありますが、契約額の積算に当たっては、非常勤職員雇用分としての賃金や共済費、農業関係団体等との会議のための旅費、農薬や試薬といった農業研究のための消耗品費などを、契約実績や道の予算単価、市場調査の結果に基づき、道において積算しています。

契約に当たりましては、水産研究科業務の委託と同様に、研究課題の内容及び必要な経費を検討した上で、道総研に対して協議を行い、予算の範囲内で契約を締結しています。

なお、道の監査等において、これまで指摘は受けておりません。

○真下紀子委員　これは、同様の事業内容なのですよね。だから、ずっと毎年やっていれば、効率化できるということもあると思うのです。

それで、逆に、労務単価が上がっていく、人件費を上げなきゃいけないということがあると思うのに、これは、５年連続だと思って調べたら、実は７年連続、この事業開始以来、ずっとこの数字で落札しているわけですよ。

それで、このことに対して、道総研が選定された経過の中で、2025年 ―― 令和７年の指名選考委員会が開かれていて適切にやっていますとこちらで答えていましたからね。その指名選考委

員会は、どのような委員で構成されて、いつ、どのような議論を経て承認したのか、会議時間も含めて、開催状況を伺います。

その際、積算根拠についてはどのように確認したのかも併せてお聞きします。

○金子原子力安全対策課長　指名選考委員会の開催状況についてでありますが、原子力環境センターの指名選考委員会は、センターの所長、次長、札幌分室長、総務課長を構成員とし、令和７年１月に実施されました。

委員会では、契約内容が競争により難い試験研究の委託であることなどから、随意契約によることとし、また、業者選定については、後志地域での長年にわたる試験研究を通じて培った専門的知見を有していること、泊発電所の緊急時対応においては、緊急時環境モニタリングに従事することとなるため、原子力環境センターへの常駐が可能であることなどを理由に、当該業務を担えるのは道総研しかないとし、同法人と随意契約を行うことについて、約10分間の審議の後、了承されたところです。

なお、指名選考委員会においては、随意契約の相手方の選定理由、履行能力、体制等を審議するものとされています。

○真下紀子委員　積算書等は見ていないのだと思うのですよ。二つの契約を10分で確認したということなのですけれども、中身は本当に大丈夫だったのかなと懸念するわけです。これは、やっぱり、甚だしい前例踏襲に陥っていたのではないかと。この委員会では、多分、経年で見ているわけではないので、そのときだけですが、それでも、９が７桁続くというのは、それは何かちょっと、１円しか差がないというのもどうなのでしょう。それで本当にいいと言えるのかどうかと思うのです。

それで、全国の様子を見ますと、特殊な契約とはいえ、全く競争性がないわけではないのですよ。こういうことをしていると、ほかから参入されてしまうわけですよね。

だから、道総研で仕事をきちっとやってもらうためにも、やっぱり、約半数の契約が固定的に100％、99％の契約で漫然と続いていることというのは、これは改革姿勢のなさを証明しているものになってしまいます。

2025年度予算で、平均契約率は93％だったのです。そして、約1000万円が執行残となって、これが節税できるわけですね。100％、99％の契約が見直されると、さらに節税できて、経済性が向上し、私が求める奨学金の資金にも充てられるのじゃないか、こういうふうに思うわけです。

この契約を見て、改善が必要とは考えないのか、伺います。

○金子原子力安全対策課長　原子力環境センターの契約についてでありますが、原子力環境センターが締結する契約のうち、企業が独自に設計したシステムの保守点検業務などについては、契約の目的物が代替性のないものとして当該企業と随意契約を締結しています。

道では、こうした契約の締結に当たり、業務内容や必要経費を十分に精査し、適切な見積りを行い、契約額がその見積結果に照らして妥当なものであることを確認した上で契約を締結するなど、適正な予算執行に努めているところです。

○真下紀子委員　適正な予算執行に努めていても、結果として本当にそうなっているのかというのは不断に検証していく必要があるというふうに思います。

2023年度の一斉点検結果を踏まえて、私ども共産党の議員団として一般質問から契約全体について議論してきたわけですけれども、やはり、厳正な見直しというのが必要だということを痛感します。

今回の原子力環境センターの契約は、適正であり、監査の指摘もないと今の答弁でありましたけれども、今日の質問の内容で、課題というのは認められなかったけれども、共有できているのじゃないかなと私は思うのですよ。

今後、どのように取り組んでいくのか、危機管理監にその方向性をしっかりと答えていただきたいと思います。

○植村真美委員長　総務部危機管理監髙山圭一君。

○髙山総務部危機管理監　今後の対応についてでありますが、原子力環境センターにおける契約の事務手続につきましては、地方自治法や北海道財務規則などの関係法令を遵守し、適切に行われているものと考えております。

契約事務を進めるに当たりましては、今後とも、制度の公平かつ適正な運用はもとより、契約手続における透明性、公平性、競争性及び経済性の一層の確保を図りながら、常に問題意識を持って事務の妥当性や効率性について検討し、その改善向上に努めてまいります。

○真下紀子委員　こういう契約の検証というのが、マネジメントセンターでできるのかと思うわけですよ。

さらに、もう一つ問題があると思っているのは、北海道観光機構が契約する負担金事業なのです。令和７年度 ―― 2025年度、60件の契約件数がありまして、そのうち28件、約47％が100％契約なのですね。全てがプロポーザル契約で、平均落札率は98.1％と極めて高くなっています。今の原環センターよりも平均は高いのです。このことが、改めて明らかになりました。

道の契約では原則禁止とされている再委託、再々委託を、この負担金事業は協定によって可能とするような仕組みをつくっているわけです。ほかの契約と比べて不透明であって、極めて不公平に見えます。負担金事業というのは、仕組み自体を見直す必要があると考えます。しかし、道においては、そうした観点での点検は全くしていないのではありませんか。

今回、負担金事業を除外した理由と併せて、負担金事業自体の見直しの必要性について見解を伺います。

○佐々木契約マネジメントセンター所長　一斉点検についてでございますが、契約事務の一斉点検は、道の機関における契約実態やプロセスの確認を目的に実施したところでございまして、道以外の法人や団体を対象としなかったところでございます。

以上でございます。

○真下紀子委員　いや、だから必要だと言っているのですよ。見直しの検討が必要だと言っているのです。

なぜかというと、この負担金事業は、道と一体になってやっているわけですから、これは道の組織としてきちっと検証すべきだというふうに思います。

それで、2023年から2025年を見てみますと、195件のうち110件が100％の契約なのですよ。これで本当にいいのでしょうか。全てがプロポです。競争性も何もないというふうに思わざるを得ません。このことについては、知事にお伺いしなければならないと思います。

最後に、契約の複雑化、専門化に伴い、道の契約事務がマネジメントセンターに一元化されてきています。

しかし一方で、情報集約化は、情報漏えいや経済犯罪などのリスク、談合のリスクが高まることへの対策や回避策を必要とします。また、談合防止対策においても、一定のリスク分散が必要と考えます。

一般質問では、職員の契約事務能力について指摘をしましたけれども、契約事務の集約化に伴う課題に今後どのように対策を取っていくのか、イノベーション推進監に伺います。

○植村真美委員長　総務部イノベーション推進監笠井敦史君。

○笠井総務部イノベーション推進監　契約事務の集約化についてでございますが、本年４月に設置をしました契約マネジメントセンターにおきましては、様々な部局の職員を配置し、多様な契約事務に携わることで、分野横断的な視点と契約関係の規則や通達も含めた契約事務に関する専門知識を培うとともに、センターで経験を積んだ職員が再び各部局において契約事務の中心的な役割を果たしていくことで、道全体の契約事務の標準化や適正化を図ろうとするものでございます。

道といたしましては、こうした取組を継続的に講じ、職員の育成を図りながら、道全体の契約事務を公正かつ適正に進めてまいります。

○真下紀子委員　しかし、今回指摘した契約については検証されていません。それで、知事に直接伺いたいと思いますので、お取り計らいをお願いします。

○植村真美委員長　真下委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、総務部所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

以上をもちまして、本分科会に付託されました議案に対する質疑並びに質問は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

付託議案の審査経過に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○植村真美委員長　御異議なしと認め、そのように決定いたします。

１．委員長の閉会の挨拶

１．閉　　会

○植村真美委員長　本分科会を閉じるに当たり、一言御挨拶申し上げます。

本分科会は、６月24日に設置以来、付託議案をはじめ、道政各般にわたり審議を尽くされ、本日ここに一切の審査を終了することができましたことは、鈴木(仁)副委員長をはじめ、委員各位の御協力によるものであり、厚く御礼申し上げます。

以上、簡単ではありますが、御挨拶といたします。

これをもって第１分科会を閉会いたします。（拍手）

午後４時38分閉会